

高浜市公共施設総合管理計画

平成 28 年3月策定

高 浜 市

平成 30 年3月改定

令和 5 年3月改定

高浜市公共施設総合管理計画策定にあたって

公共施設は、住民の福祉を増進することを目的として、市民生活に必要なサービスを提供する場として、また、集いの場、交流の場、学習の場など、それぞれの設置目的に沿って、多くの市民の皆様が利用する拠点であることや、市民生活の基盤を担うなど、市民全体の貴重な財産であります。

本市では、1960年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化に応える形で、教育文化施設やコミュニティ施設などをはじめ、多くの公共施設の整備を進めてきました。しかし、この時期に整備された施設は、建築後すでに相当の年数が経過しており、建替えの一つの目安とされる建築後30年を経過した公共施設が多く存在し、老朽の程度から維持をするうえで、大規模な改修・修繕が必要となる時期が到来しています。また、今後、高齢者人口が増加傾向にある中、社会保障費の増が見込まれ、生産年齢人口が横ばいに推移する傾向にあっては、厳しい財政状況になることが想定されます。

そこで、今後の市の経営を改善する鍵は、この公共施設と行政サービスにかかるコストを総合的に見直し、有効活用していく点にあると考え、長期的な視点に立って、今後の行政サービスのあり方や公共施設マネジメントを検討することとしました。

平成23年度では、市の公共施設の現状と課題を把握するため、「高浜市公共施設マネジメント白書」を策定し、平成24年度では、白書から見えてきた現状と課題をもとに、学識経験者や市民で構成する「公共施設あり方検討委員会」を設置し、「公共施設マネジメント基本方針」及び「公共施設改善計画（案）」をとりまとめ、提言という形で報告書が提出されました。

その後、提言されました内容を踏まえ、平成26年5月に作成しました「公共施設保全計画」を含め、今後の公共施設マネジメントにかかる市としての方針を、平成26年6月に「高浜市公共施設あり方計画」としてとりまとめました。

さらに、地区説明会等を通じた市民との情報共有を図りながら、持続可能な自立した高浜市を目指すとして計画の見直しを行うとともに、インフラ施設の長寿命化も視野に入れた「高浜市公共施設総合管理計画」を策定しました。

本計画は、昨年公共施設のあり方の取組みを将来にわたって継続していくため制定した「高浜市公共施設マネジメント基本条例」を礎として、市民の皆様、議会、行政とともに協力しあって、計画を着実に進めていくものです。

平成28年3月

高浜市長 吉岡初浩

高浜市公共施設総合管理計画の見直しにあたって（平成 29 年度）

1. 見直しの趣旨

公共施設総合管理計画は、令和 33（2051）年度までの計画を定めており、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて 4 年ごとに見直すこととしています。

今回の見直しは、高浜市総合計画（後期基本計画）の策定に合わせて見直しを行うものですが、平成 28 年 3 月の策定から 2 年経過という状況の中、今後の方向性、その他環境の大きな変化はないことから、策定時から修正を加えるべき部分に限って見直すこととしました。

2. 見直しの主な内容

（1）公共施設総合管理計画の策定時以降に実施した内容の追記

- ①市役所本庁舎の保有形態の変更
- ②中央公民館（市民センター）の廃止
- ③高浜小学校等整備事業の複合化対象施設の変更

（2）公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランの見直し

- ①それぞれの推進プランの計画期間を令和 33 年度から令和 40 年度までに延長
- ②公共施設推進プランにおける施設の大規模改修の時期の見直し、費用等の実績等を反映
- ③インフラ施設推進プランにおけるインフラ施設の更新時期の見直し、費用等の実績等を反映
- ④インフラ施設推進プランに、第 2 次（H30～R3）保全アクションプランを追加

平成 30 年 3 月

高浜市長 吉岡初浩

高浜市公共施設総合管理計画の見直しにあたって（令和4年度）

1. 見直しの趣旨

今回の公共施設総合管理計画の見直しは、平成29年度の見直しに続き、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて行うものです。

平成29年度の見直し以降、国（総務省）においては、令和3年1月26日に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」、令和4年4月1日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」を通知し、計画のさらなる充実を各自治体等に求めています。

今回の見直しでは、当初の公共施設総合管理計画を策定した後、現在（令和3年度末時点）までの公共施設に関する取組みを整理するとともに、この間に策定した個別施設計画の内容を反映するなど、国の通知を踏まえて計画の充実を図っています。

2. 見直しの主な内容

（1）公共施設に関するこれまでの取組みに関する事項の追記

- ①有形固定資産減価償却率の推移
- ②公共施設の保有量の推移
- ③過去6年間の取組み

（2）個別施設計画の内容の反映

- ①個別施設計画の策定状況
- ②長寿命化対策を反映した場合の効果額の見込み

（3）その他、国の通知により記載が求められる事項の追記

- ①ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ②脱炭素化の推進方針

令和5年3月

高浜市長 吉岡初浩

目次

第1章 公共施設総合管理計画について	1
1-1 計画策定の趣旨.....	3
1-2 計画の構成と内容.....	5
第2章 高浜市の現況と今後の課題	7
2-1 人口・ニーズの現況と課題.....	9
2-2 財政の現況と課題.....	16
2-3 ハコモノ施設の現況と課題及び将来の見通し.....	22
2-4 インフラ施設の現況と課題及び将来の見通し.....	50
第3章 公共施設総合管理計画の全体方針	75
3-1 公共施設マネジメントの必要性.....	77
3-2 公共施設総合管理計画の全体方針.....	79
第4章 公共施設あり方計画	81
4-1 公共施設マネジメント基本方針.....	83
4-2 施設改善方針.....	89
4-3 施設保全方針.....	107
4-4 複合化施設の跡地活用方針.....	113
第5章 インフラ長寿命化計画	115
5-1 インフラ長寿命化方針.....	117
5-2 インフラ施設個別方針.....	119
第6章 公共施設の更新費用推計	125
6-1 公共施設の更新費用推計にあたっての条件整理.....	127
6-2 ハコモノ施設の更新費用推計.....	127
6-3 インフラ施設の更新費用推計.....	128
6-4 公共施設全体の更新費用推計.....	128
第7章 公共施設総合管理計画の推進体制	131
7-1 公共施設総合管理計画を推進するために.....	133
巻末資料	137

第1章

公共施設総合管理計画について

1-1 計画策定の趣旨

現在、高浜市の一部の公共施設は、老朽化が顕著で建替えや大規模改修が急務な状況となっています。近年の厳しい財政状況の中では、計画的に財源を確保し、他の施策への影響を考慮しながら進めていく必要があります。

そこで、「高浜市公共施設マネジメント白書」から見えてきた公共施設の現状と課題を踏まえ、今後 40 年間を見据え、安定して行政サービスが維持・提供していけるよう留意しながら、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を踏まえた、今後の公共施設マネジメントの全体方針となる「高浜市公共施設あり方計画（案）」を策定しました。

さらに、「インフラ施設」を含めた公共施設全体のあり方を明らかにし、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があることから、本市の次なる取組みとして、道路・橋りょう・上下水道などの「インフラ施設」の方向性をまとめた、「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、「高浜市公共施設あり方計画（案）」を踏まえた「高浜市公共施設総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。（以下、この計画を「当初計画」といいます。）

その後、公共施設の一部では、複合化や民間移譲などの再編が行われ、また、施設の具体的な改修の工程などを定めた個別施設計画の策定も進められています。こうした本市の公共施設にかかる取組みの実情を反映させつつ、国から示された指針などを踏まえて、公共施設総合管理計画を改定していくものです。（以下、この計画を「本計画」といいます。）

(1) 計画の位置付け

本計画は、「高浜市公共施設マネジメント基本条例」に基づき、市政運営の根幹となる高浜市総合計画を下支えする計画であり、また、高浜市都市計画マスタープラン等他の行政計画との整合を図りながら、今後の公共施設の計画的な管理を円滑に進めていくための計画です。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、第6次高浜市総合計画（基本計画【中期】）から、令和33（2051）年度としています。

また、計画の見直しは、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて5年ごとに実施します。

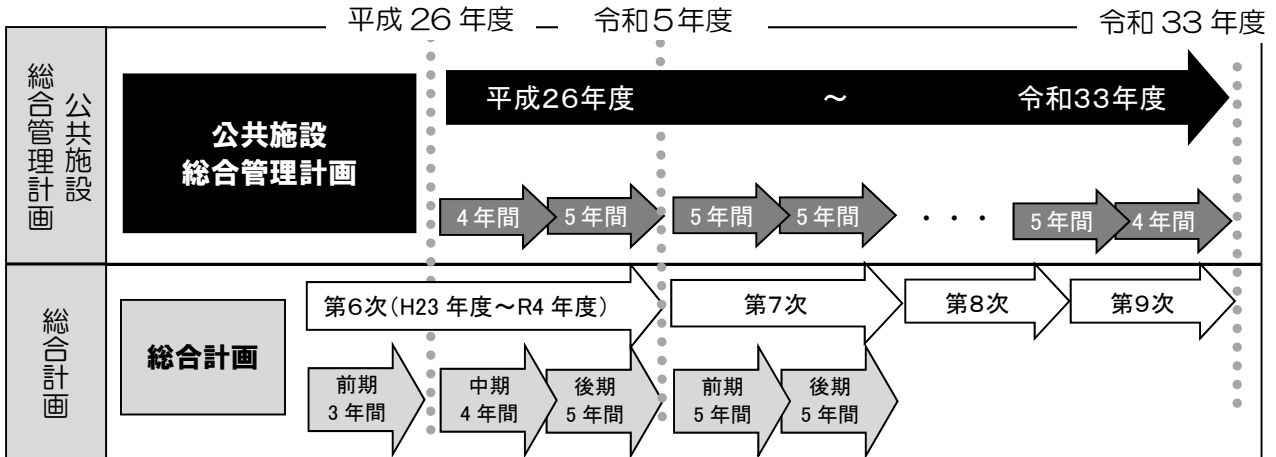


図 公共施設総合管理計画の計画期間

(3) 対象とする公共施設

本計画で対象とする公共施設は以下の区分とし、ハコモノ施設だけでなくインフラ施設を含めた範囲を対象とします。

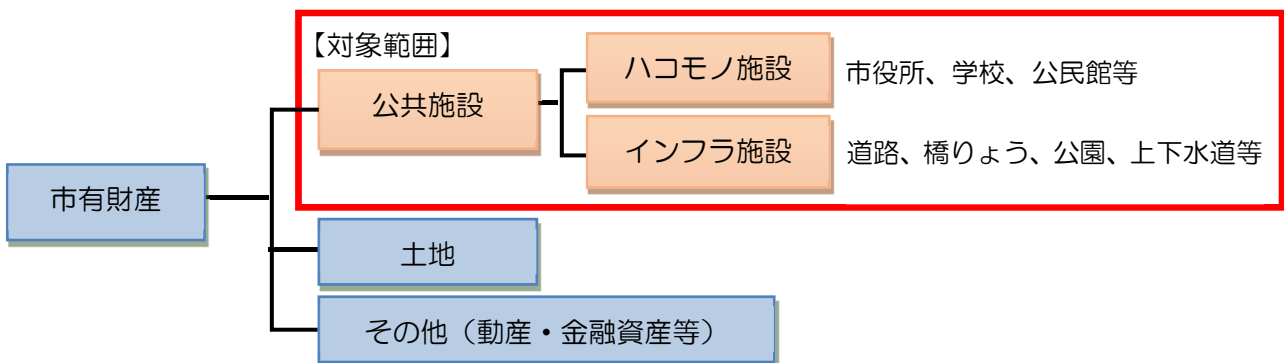


図 公共施設総合管理計画の対象範囲

※ 「公共施設」の用語の使い方について

- ・「高浜市公共施設総合管理計画」及び「高浜市公共施設マネジメント基本条例」等ではハコモノ施設とインフラ施設を総称して「公共施設」としています。
- ・「高浜市公共施設あり方計画(案)」及び「公共施設推進プラン」等ではハコモノ施設のみを対象としており、これらで使用される「公共施設」にはインフラ施設は含みません。

1-2 計画の構成と内容

本計画は、高浜市公共施設マネジメント基本条例に基づき、ハコモノ施設の今後の方向性についての方針をまとめた「公共施設あり方計画」及び、道路・橋りょう・上下水道などの「インフラ施設」の更新・長寿命化等についての方針をまとめた「インフラ長寿命化計画」で構成します。その内容は次のとおりです。

(1) 公共施設あり方計画

①公共施設マネジメント基本方針

将来に向けたハコモノ施設の改善策等を取りまとめた方針、用途や地域の区分に応じた方向性等を定めています。

②施設改善方針

公共施設マネジメント基本方針に基づき、今後も維持していく施設と複合化・集約化、機能移転等により施設の総量圧縮を図る施設の棲み分け及び削減目標を定めています。

③施設保全方針

施設改善方針で今後も維持していくとした施設に対して、耐用年数の長寿命化、コストの平準化を考慮した施設管理の方針を取りまとめています。

(2) インフラ長寿命化計画

①インフラ長寿命化方針

将来のインフラ施設の維持管理・更新の方向性についての考え方を定めています。

②インフラ施設個別方針

インフラ長寿命化方針に基づき、主要なインフラ施設の長寿命化の考え方、維持管理・更新等の考え方を定めています。

(3) その他

◆公共施設総合管理計画推進プラン

①公共施設推進プラン

公共施設あり方計画を推進するため、ハコモノ施設の複合化や機能移転、建替え・大規模改修について、更新時期を示した「公共施設推進プラン」を作成しています。

また、プランの見直しは、当初予算編成時に合わせて実施します。

②インフラ施設推進プラン

インフラ長寿命化計画を推進するため、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設について、直近の4年間の実施予定を示した「インフラ施設推進プラン」を作成しています。

◆長期財政計画

公共施設総合管理計画推進プランと連動した、長期財政計画を別途作成します。

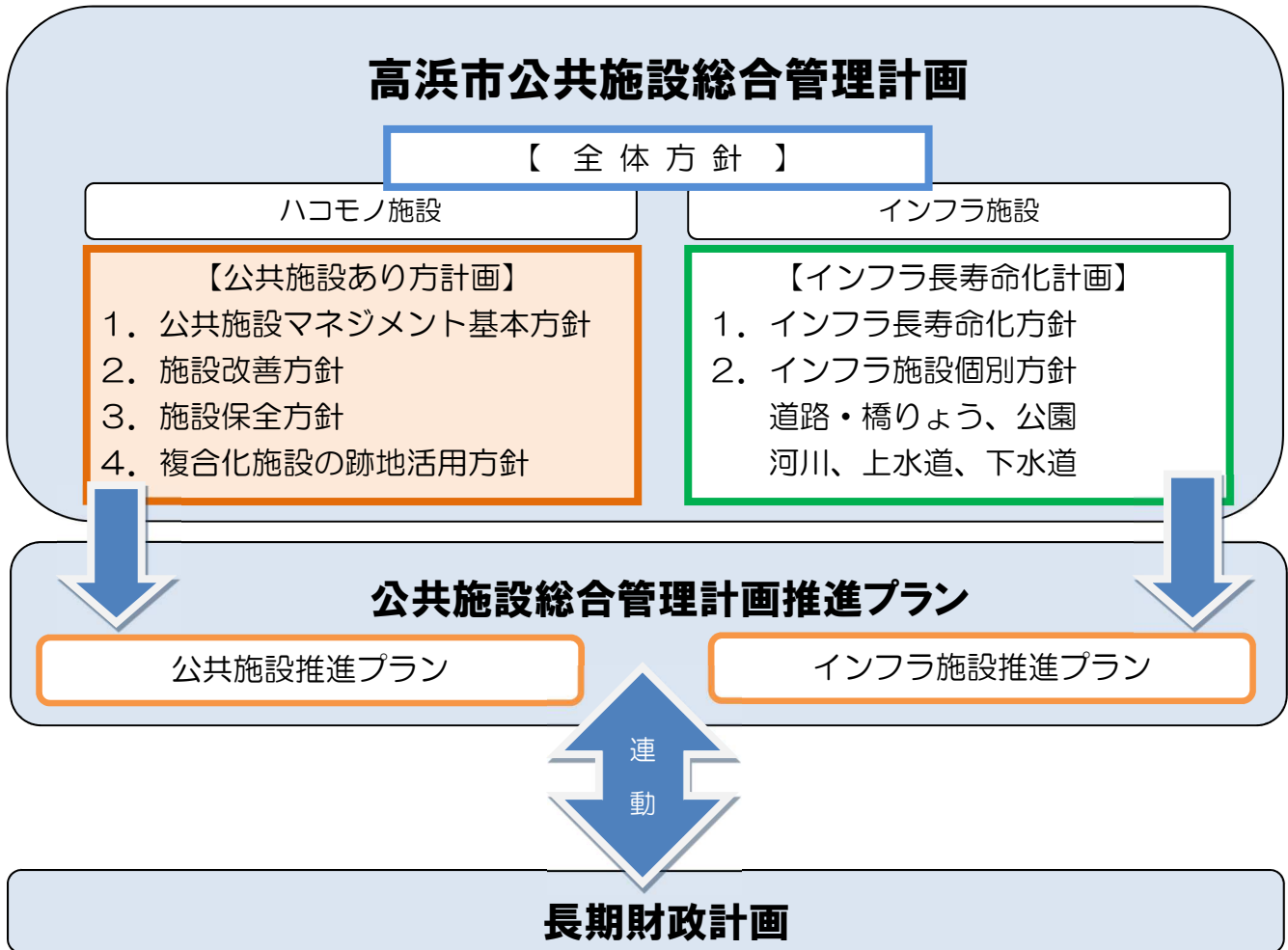


図 公共施設総合管理計画等の構成

第2章

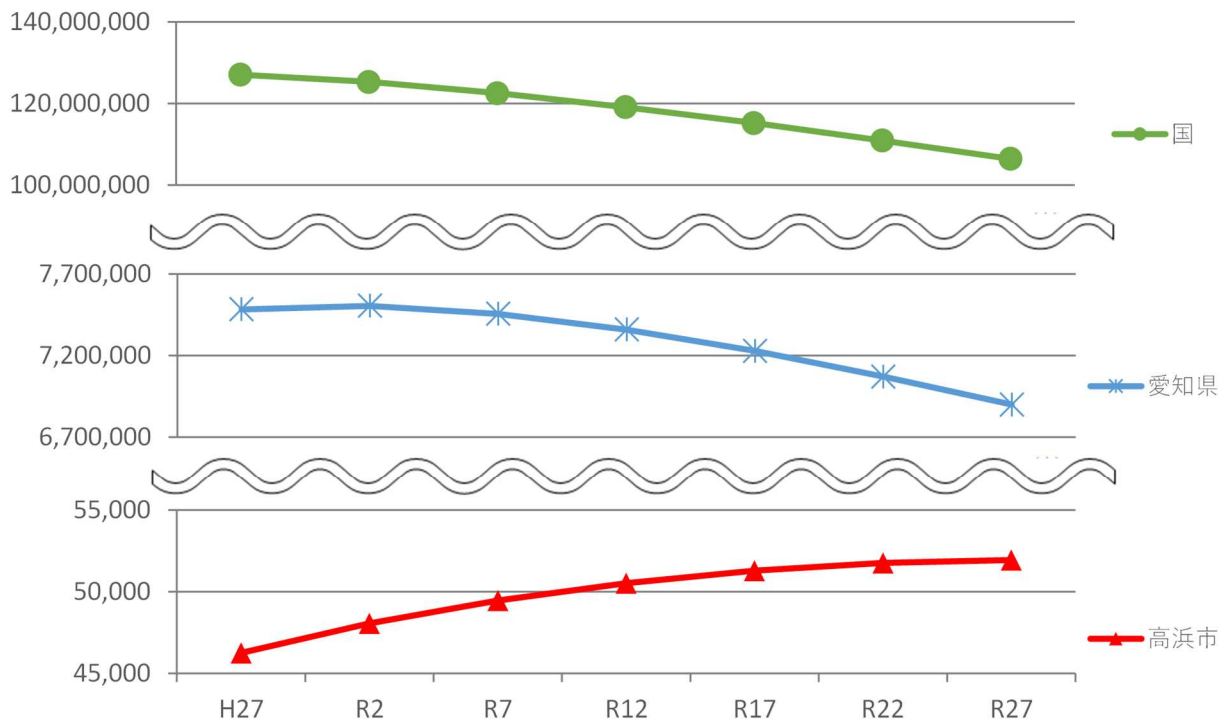
高浜市の現況と今後の課題

2-1 人口・ニーズの現状と課題

(1) 国・県・市の人口推計

今後の人口推計について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、我が国の人口は今後減少が続き、令和 27 年には 1 億 642 万人（約 17%減）になると推計されています。また、愛知県の人口推計では、平成 27 年の 748 万人をピークに減少に転じ始め、令和 27 年には 690 万人（約 8%減）になると推計されており、国の推計に比べて緩やかな減少傾向にあるといえます。

一方、高浜市の人口推計は、今後も増加傾向を示しており、令和 27 年には 5 万 1,900 人（平成 27 年から令和 27 年までの増加率は約 11%増）に達すると推計されています。これは、市内や近隣市に製造業を中心とした企業が多数点在していることが要因であると推測されます。高浜市の人口は、今後も緩やかに増加することが期待されますが、第 2 次産業の就業率が高いという地域特性から、景気の動向に左右されやすいという課題を抱えています。



(出典：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）)

図 国・愛知県・高浜市の人口推計比較

(2) 高浜市の将来人口推計が公共施設にもたらす影響

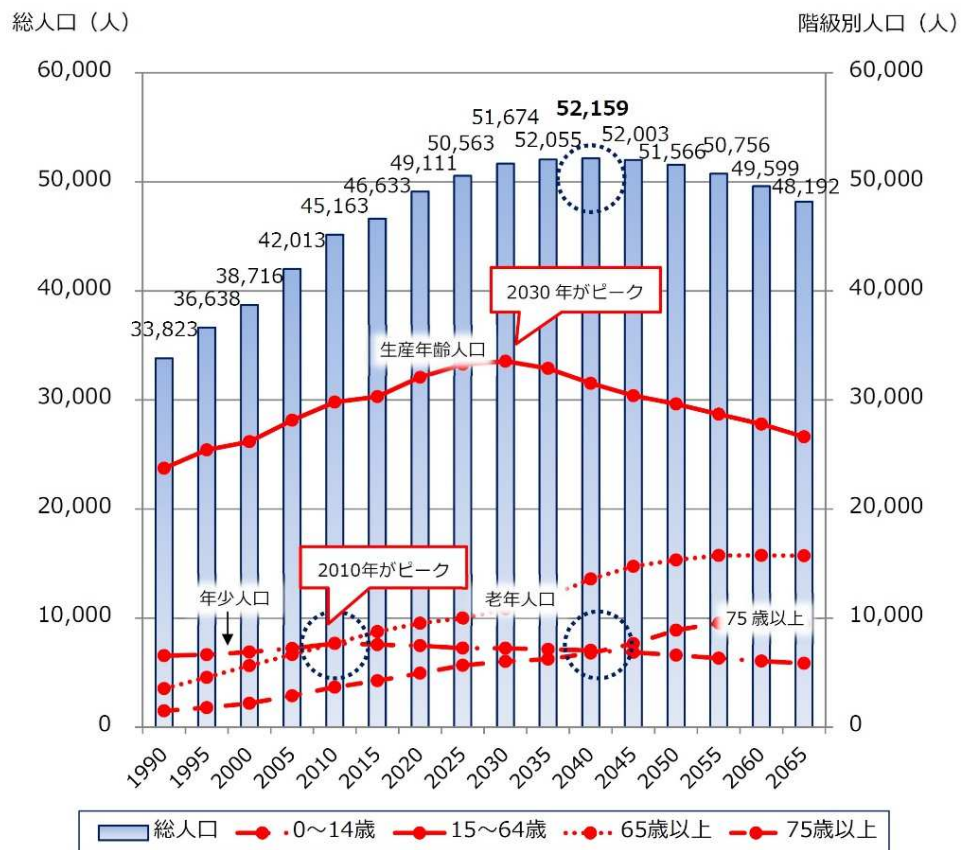
高浜市の将来人口推計について、高浜市人口ビジョン（令和2年3月）によると、国や県の推計が減少傾向にある中、令和22（2040）年までは微増傾向が続き、それ以降は減少傾向になるものとの予測を示しています。

年齢構成別でみると、年少人口（0～14歳）は、平成22（2010）年に既にピークを迎え、総人口に占める割合も年々減少していくものと予測されています。生産年齢人口（15～64歳）は、令和12（2030）年にピークを迎えますが、その後は年少人口同様、総人口に占める割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）においても令和42（2060）年には減少に転じるものと推計しています。

こうした中、高浜市の公共施設の多くは更新時期が到来しており、あらゆる社会的要請に対応しながら持続可能な財政運営を行っていくためには、現在の公共施設をすべて更新していくことは困難な状況にあり、将来人口を踏まえた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

また、高浜市の年少人口（0歳～14歳）は、今後も大幅な減少は見込まれないことから、小中学校や幼保園については、現状の施設の延床面積を今後も維持していく必要があります。このことから学校施設を各地域の拠点として位置付けていくことが考えられます。

一方、高齢者人口については、今後も増加傾向にある中、行政サービスの維持・向上を目指すとともに、社会保障費の増加が見込まれる中、厳しい財政状況が予測され、持続可能な財政運営を行うためには、施設機能の複合化や集約化を推進する必要があります。



（出典：高浜市人口ビジョン（令和2年3月））

図 高浜市の将来人口の推計

(3) 各小学校区の人口予測

人口予測については、各小学校区、いずれの年齢層でも同じような傾向にあります。
人口総数については、令和 22 年まで増加傾向が続きます。

年少人口については、令和 22 年まで微減傾向が続きます。

生産年齢人口については、現時点では増加傾向ですが、令和 12 年頃をピークに減少に転じます。特に令和 17 年から令和 22 年までの間で、減少率が大きくなる傾向にあります。

老年人口については、増加傾向が続き、特に令和 12 年から令和 22 年までの間で、増加率が大きくなる傾向にあります。

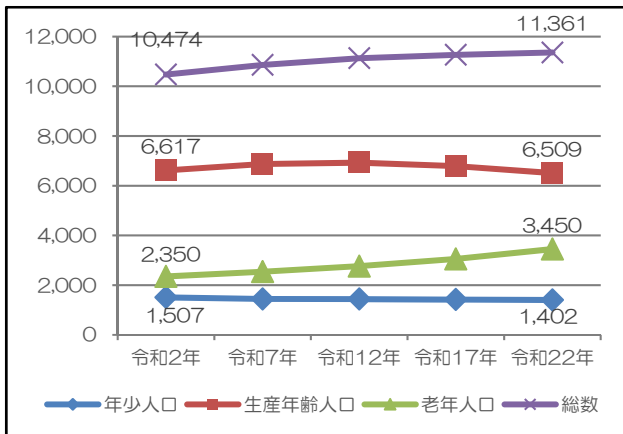


図 高浜小学校区の将来人口の推計

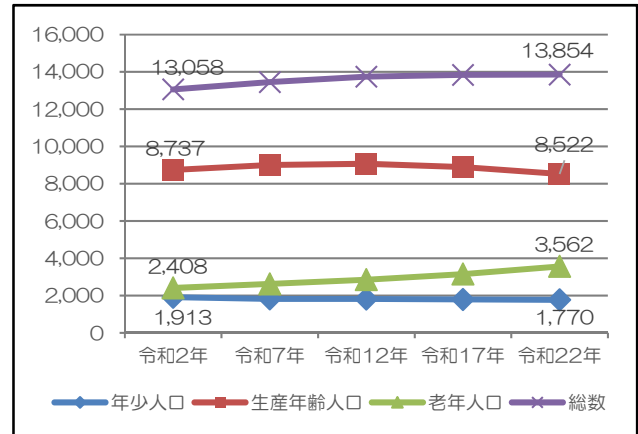


図 吉浜小学校区の将来人口の推計

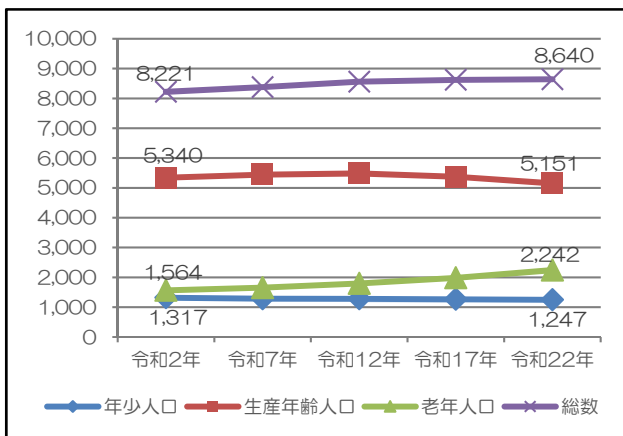


図 高取小学校区の将来人口の推計

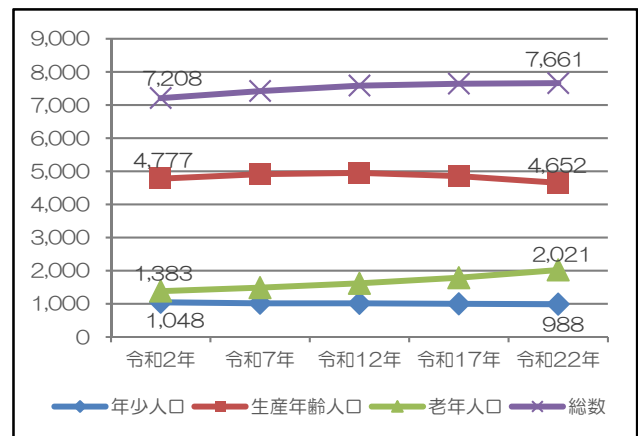


図 港小学校区の将来人口の推計

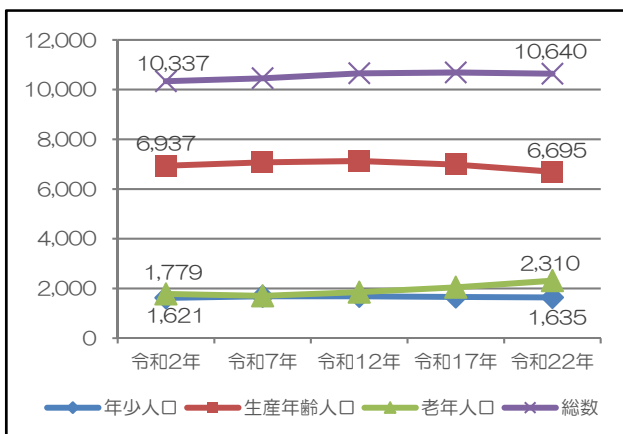


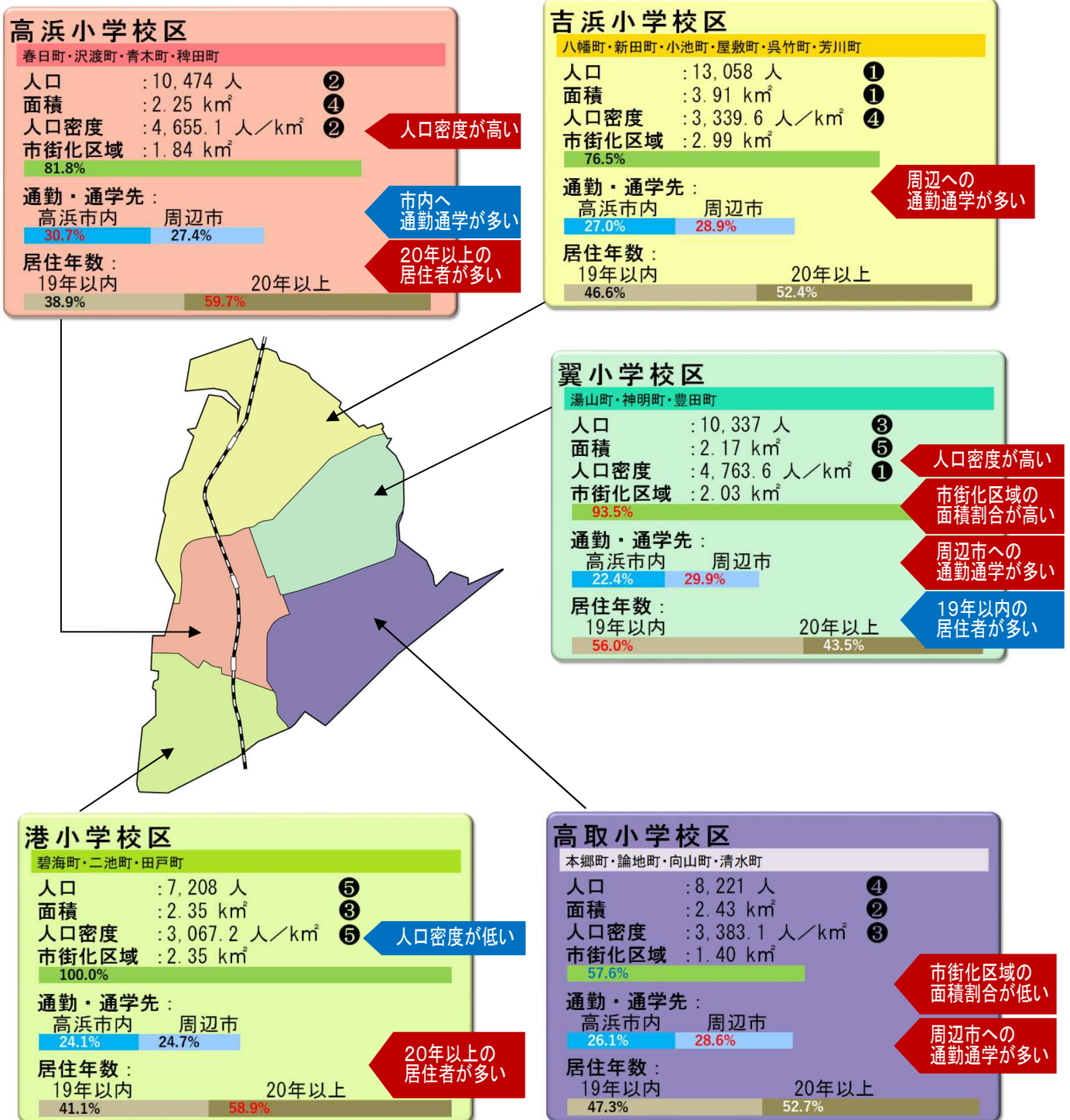
図 翼小学校区の将来人口の推計

(出典：地域カルテ（令和 3 年 7 月）)

(4) 地域特性と地区別将来人口の変化

1) 小学校区の特性

高浜市では、総合計画や防災等まちづくりを考えていく上で、小学校区を単位として考えています。各小学校区の特徴をまとめると以下のとおりです。



(出典：地域カルテ (令和3年7月)・高浜市公共施設マネジメント白書)

2) 地域特性のまとめ

①高浜小学校

【人口】

- ・人口密度が翼に次いで高く、人口は吉浜に次いで多くなっています。また、市内への通勤・通学者が多く、居住年数の長い世帯が多い傾向にあります。
- ・人口は増加傾向にあります。高齢化率は市内では最も高くなっています。

【施設】

- ・市役所、かわら美術館^{*}や地域交流施設（たかぴあ）等があり、公共施設が最も集中している地区といえます。

【インフラ】

- ・面的に市街地整備された区域が限られているため、街区公園が少ない状況です。

【地域】

- ・中学校区が高浜中学校と南中学校に分かれています。

②吉浜小学校

【人口】

- ・人口が最も多く、人口も順調に増加しており、古くからの居住者と新規居住者が混在しています。
- ・刈谷市に接しており、周辺市への通勤通学者が多くなっています。

【施設】

- ・域内に広域対応施設はありません。

【インフラ】

- ・面的に市街地整備が実施された区域では公園が計画的に配置されていますが、その他では不足しています。
- ・既に形成された市街地が多く下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- ・農地から住宅用地への土地利用変化が顕著となっています。
- ・本地域の北東部には一団の農地が残されています。

③翼小学校

【人口】

- ・地区内人口は3番目ですが、人口密度は最も高くなっています。新規居住者の流入によって人口は増加傾向にあります。
- ・年少人口の割合が市内では最も高く、高齢者人口の割合は最も少なくなっています。
- ・安城市と接しており、周辺市への通勤通学者が多くなっています。

【施設】

- ・居住年数19年以内の世帯が多く、平成14年に翼小学校を開設しています。
- ・広域対応施設は、女性文化センターが立地しています。

【インフラ】

- ・面的整備された市街地が広がっているため、公園の整備状況は良好となっています。
- ・既に形成された市街地が多く、今後の市街化進行に応じて、下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- ・この地域は、土地区画整理事業によりニュータウンとして開発された経緯があり、市街化された区域の面積割合も高くなっています。
- ・衣浦大橋（半田方面）から安城市方面に国道419号が伸び、沿道は商業地となっています。
- ・農地から都市的土地利用への転換が顕著となっています。
- ・地域の西側には土地区画整理事業によって基盤整備された住宅地があります。
- ・衣浦豊田線（国道419号）・主要地方道である碧南高浜環状線沿道にはロードサイド型の郊外型商業施設が進出しています。

^{*}かわら美術館は令和5年度から「かわら美術館・図書館（本館）」

④港小学校

【人口】

- ・人口が最も少なく、人口密度も最も低くなっています。居住年数が長い世帯が多くなっています。
- ・人口は増加傾向にありますが、高齢化率は高浜地域に次いで高くなっています。

【施設】

- ・武道館が立地しています。

【インフラ】

- ・面的に市街地整備された区域が限られているため、公園が少ない状況です。

【地域】

- ・衣浦湾に接し、半田市方面への衣浦大橋があるため、渋滞が発生しやすくなっています。
- ・高浜川河口付近は海拔2m以下の低地もあり、図書館^{*}は海拔約3mの土地に立地しています。
- ・工業用地・商業用地から住宅用地への転換が進んでおり、土地利用の適切な再編が必要です。
- ・住工混在型の土地利用になっているとともに、商業地に減少が見られます。

⑤高取小学校

【人口】

- ・安城市及び碧南市と接し、周辺市への通勤通学者が多くなっています。
- ・新規居住者の流入によって人口は増加傾向にあり、年少人口の割合は市内で最も高くなっています。

【施設】

- ・県立高浜高校が立地しています。

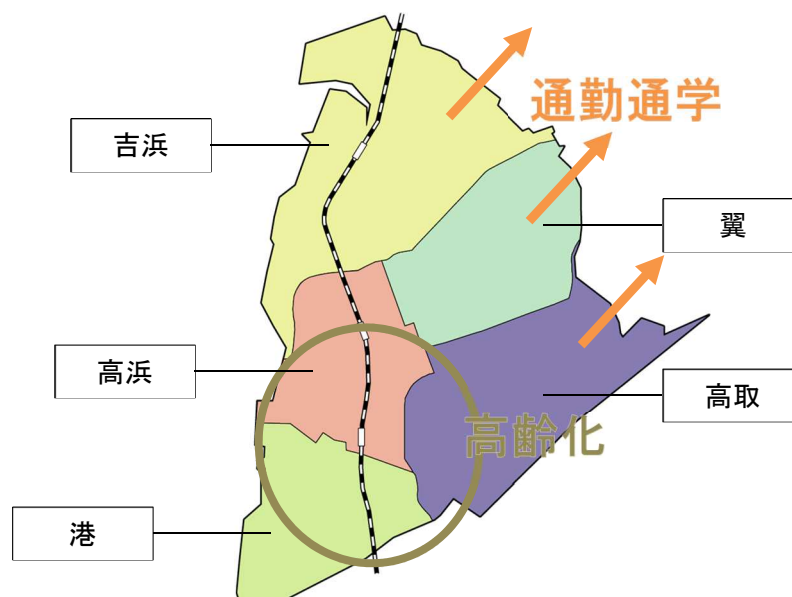
【インフラ】

- ・面的に市街地整備された区域が限られているため、公園が少ない状況です。
- ・既に形成された市街地が多く下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- ・市街化された区域の面積割合が最も低く、碧南高浜環状線（県道304号）の東側に田園地帯が広がっています。
- ・市街化区域内では商業・工業用地から住宅用地へ土地利用転換が進みつつあります。
- ・本地域の東部一帯には一団の農地が残されています。
- ・中学校区が高浜中学校と南中学校に分かれています。

^{*}図書館は令和4年度をもって廃止。令和5年度以降はかわら美術館・図書館附属施設（収蔵庫）



(5) 人口の課題

将来推計において総人口は増加傾向を示していますが、第2次産業の就業率が高い地域特性から、景気の動向に左右されやすいことが課題と捉えており、企業の市外への流出を抑制するとともに、新たな企業を誘致し、雇用の場を創出する必要があります。

年代別人口では、年少人口や生産年齢人口は今後減少が予測されることから、少子高齢化を抑制するためにも、子育てがしやすい環境を整備する必要があります。また、高齢者人口の増加傾向により、扶助費の増加が見込まれるため、介護予防に力を入れるとともに、生涯現役でいられることで扶助費の抑制を図る必要があります。

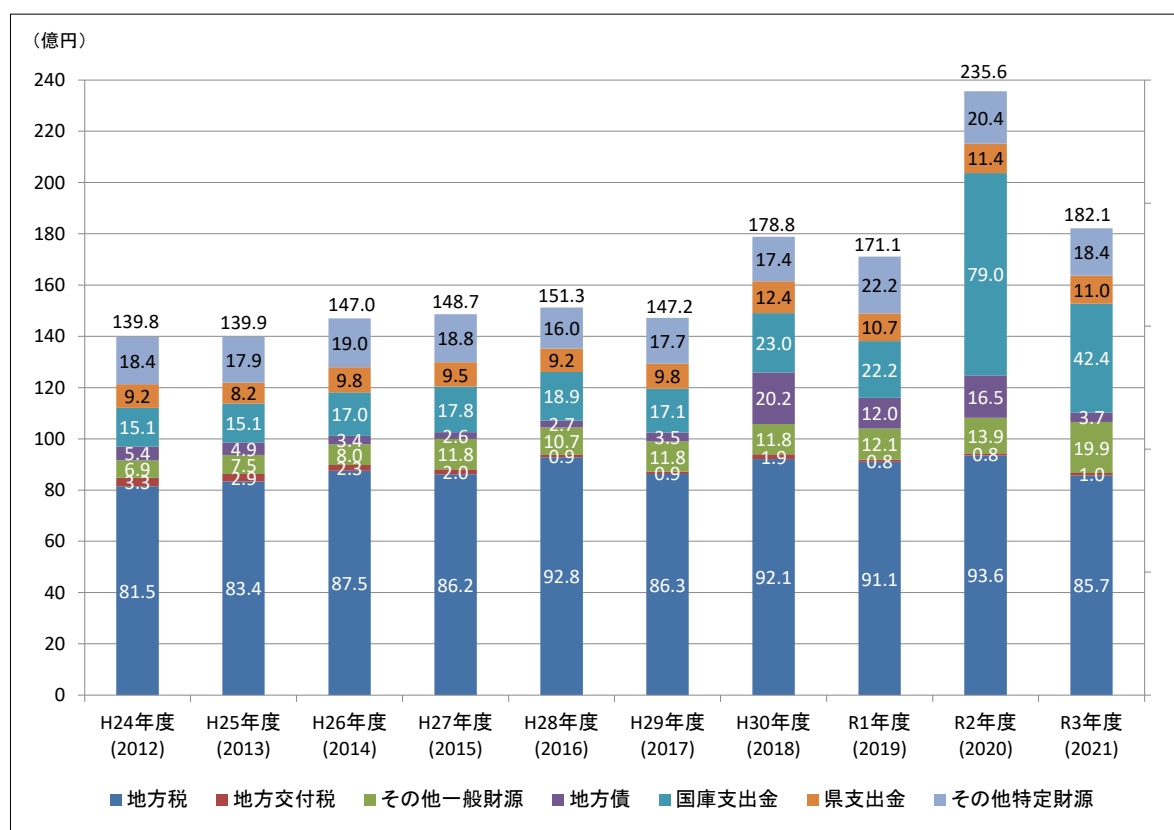
2-2 財政の現状と課題

(1) 厳しい財政見通し・抑制が続いている投資的経費

1) 歳入

本市の歳入は平成 29(2017)年度までは概ね 140～150 億円で推移していましたが、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は地方債、国庫支出金が増加し 170 億円台となっています。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため特に国庫支出金が多くなっておりそれぞれ約 236 億円、約 182 億円となっています。

歳入の内訳をみると地方税（市税）の割合が高く、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度を除き、歳入の約 50%～60% を占めています。



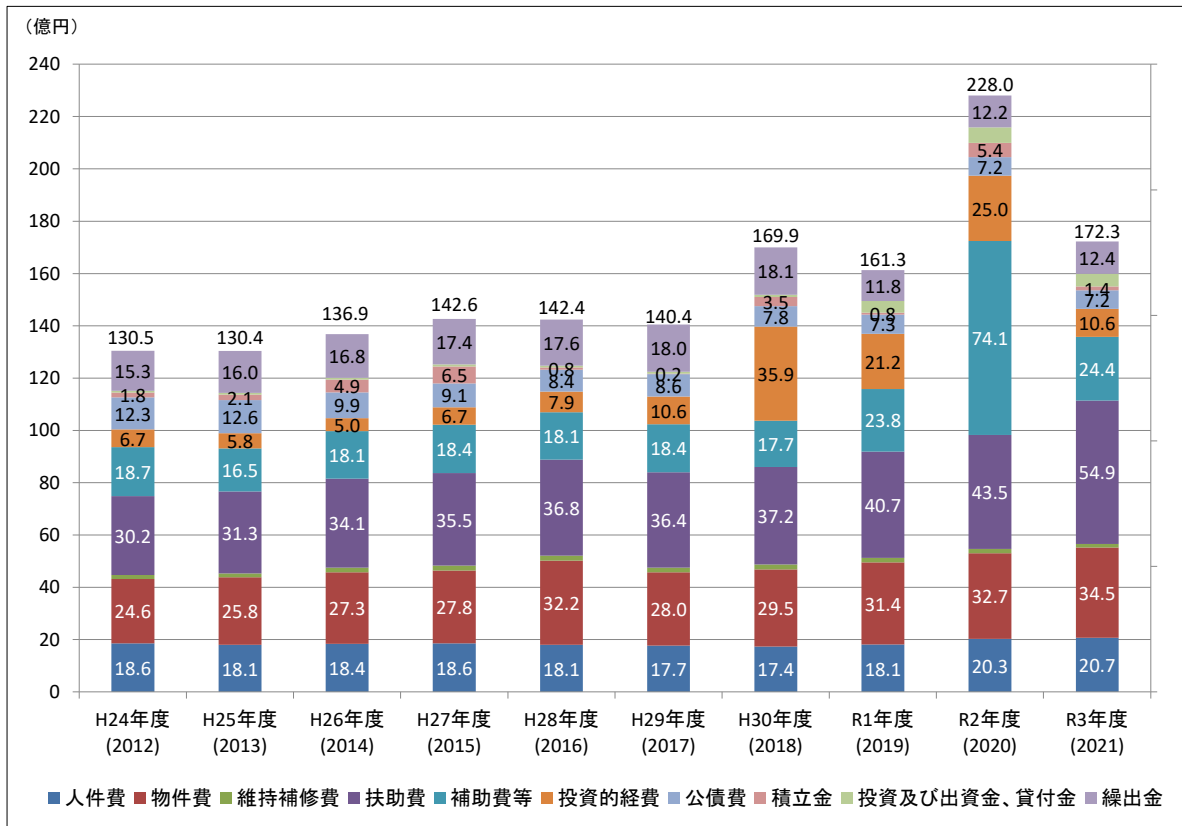
(出典：市町村決算カード、R3年度は市資料)

図 高浜市の財政状況（歳入）

2) 歳出

本市の歳出は平成 29(2017)年度までは概ね 130～140 億円で推移していましたが、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は投資的経費が増加し 160 億円台となっています。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため補助費等が多くなっており、それぞれ約 228 億円、172 億円となっています。

歳出の内訳をみると扶助費の割合が高く歳出の約 20～30%を占めており、また、扶助費は増加傾向にあります。



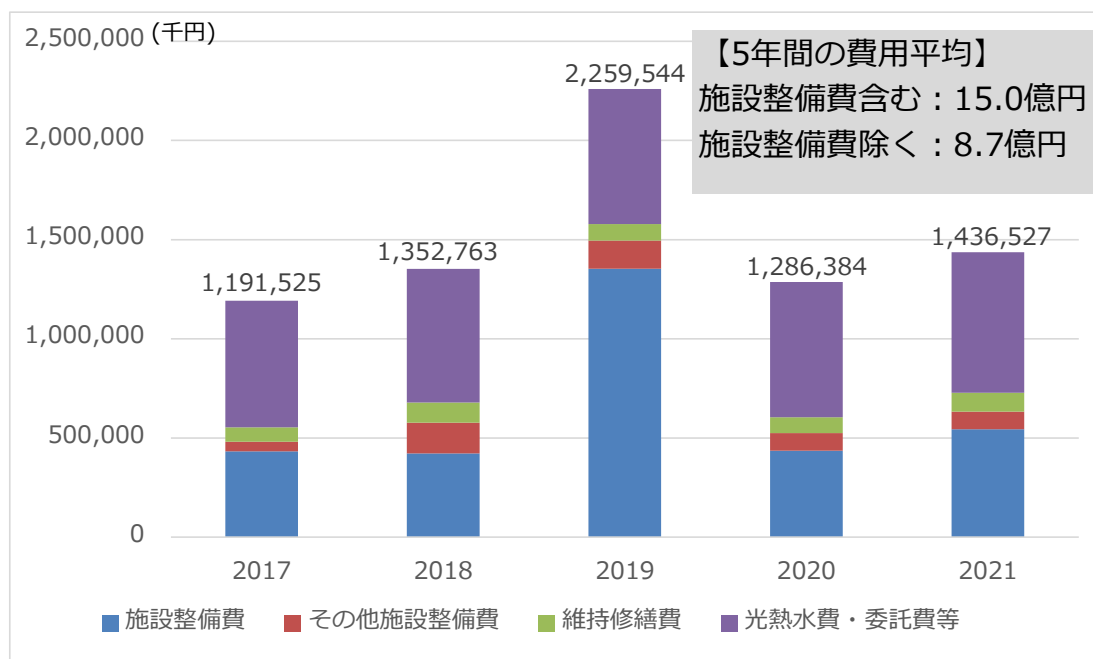
(出典：市町村決算カード、R3年度は市資料)

図 高浜市の財政状況（歳出）

3) 施設関連経費の推移

①ハコモノ施設

ハコモノ施設の過去5年間平均の施設関連経費は約15.0億円/年です。令和元(2019)年度のみ施設整備費が突出しています。施設整備費を除いた維持管理費の過去5年間平均は約8.7億円/年であり、施設保有量に大きな変化が無い場合、この費用が毎年発生すると想定されます。



- ・施設整備費：新增築事業、改築事業、耐震化事業、大規模改修等に係る事業費
- ・その他施設整備費：上記に含まれないグラウンド整備、倉庫等の改修や整備に係る事業費
- ・維持修繕費：建物維持に係る消耗品費、部分補修等に係る経費
- ・光熱水費・委託費等：上下水道・電気料等の他、消防設備、電気設備、防火設備点検、警備保障、植栽維持管理、清掃等の委託に係る経費

図 ハコモノ施設の施設関連経費

②インフラ施設

インフラ施設の過去5年間平均の施設関連経費は約11.9億円/年です。下水道に関する費用(新規整備分)が多く、多くの年で過半数を占めます。

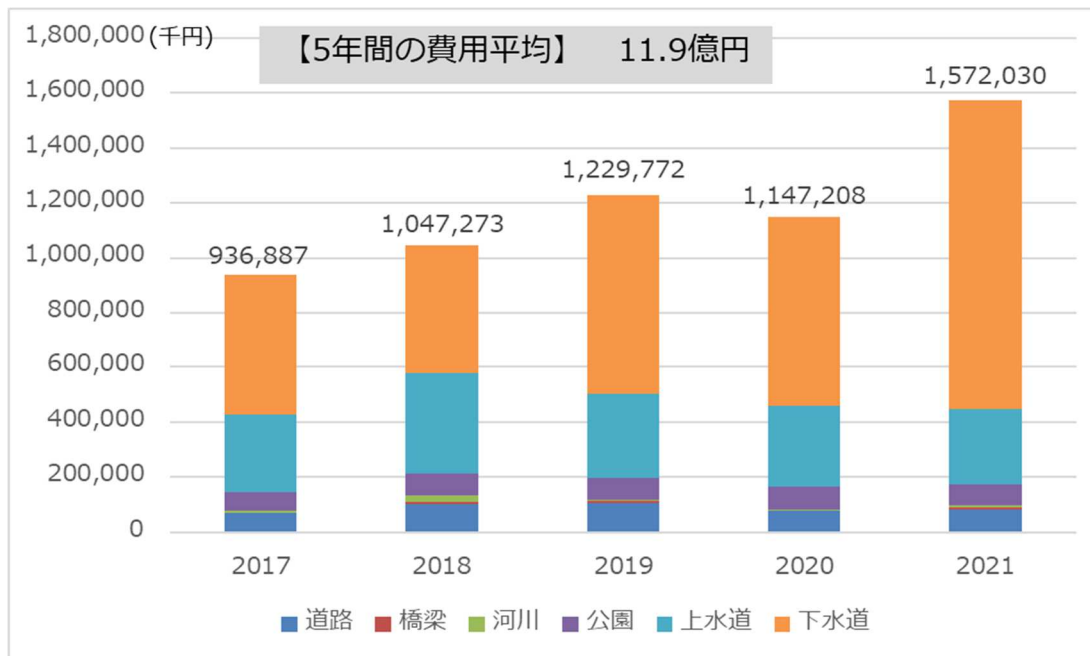
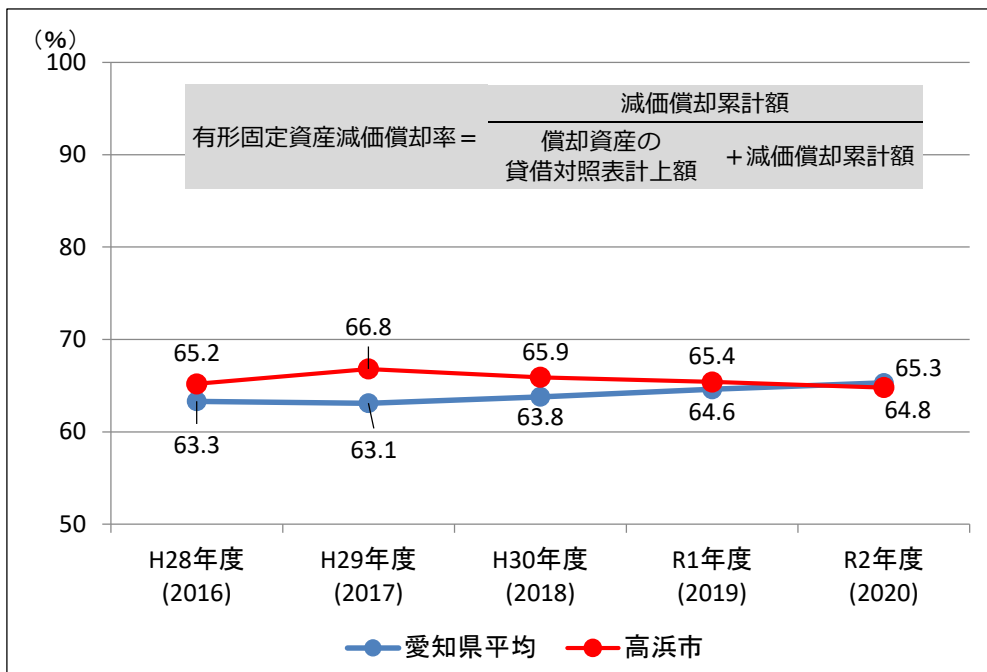


図 インフラ施設の関連経費

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは有形固定資産のうち、土地以外の償却資産(建物や工作物等)の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

本市の有形固定資産減価償却率は令和 2(2020)年度において 64.8%となっており、経年的にみると近年の施設の複合化や集約化に伴い有形固定資産減価償却率は低下傾向にあります。



※)有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

(出典：財政状況資料集)

図 有形固定資産減価償却率の推移

(3) 財政の課題

高浜市人口ビジョンから、今後も人口は増加傾向を示していますが、伝統産業である三州瓦や輸送機器関連産業等を中心にしたものづくりのまちである本市にあっては、企業の市外への流出等、高浜市を取り巻く社会情勢により大きく変化する可能性もあり、厳しい財政状況が見込まれると予測されます。今後、高齢化が進行し、社会保障費が増大する一方、生産年齢人口がほぼ横ばいに推移するということから、第2次産業の就業率の高い本市にあっては税収増が見込めず、厳しい財政状況になると予測されます。

このことから、これまで抑制してきた投資的経費を確保することが困難な状況であり、今後、行政サービスの見直しを含めた財源確保を進める必要があります。

2-3 ハコモノ施設の現況と課題及び将来の見通し

(1) ハコモノ施設の現況と課題

1) ハコモノ施設の対象範囲

本計画で対象とするハコモノ施設は、当初計画で対象とした民間保有施設を含む114施設から、その後の複合化、民間移譲などの結果、現存する108施設とします。

2) 対象施設の一覧・保有量の推移

①用途別一覧表

本計画の対象施設を用途別に分類すると、施設数及び延床面積は下表のとおりです。当初計画策定時の平成27年度末と比較して、延床面積で約11,000㎡削減しています。〔削減率=9.5% (11,258㎡/118,276㎡)〕

表 ハコモノ施設の保有量

大分類	中分類	令和3年 ^(※1)		平成27年 ^(※2)		6年間の増減	
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	14	7,648	16	11,276	▲2	▲3,628
	文化施設	1	124	1	124	0	0
	その他の市民文化系施設	1	305	-	-	1	305
社会教育系施設	図書館	3	1,707	3	1,707	0	0
	美術館	1	4,669	1	4,669	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	1,046	9	2,305	▲1	▲1,259
学校教育系施設	学校	7	54,252	7	52,812	0	1,440
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	7	5,400	10	7,555	▲3	▲2,155
	幼児・児童施設	13	2,287	16	2,425	▲3	▲138
保健・福祉施設	高齢福祉施設	25	4,296	31	5,208	▲6	▲912
	障害福祉施設	4	381	4	381	0	0
	保健施設	1	1,087	1	1,087	0	0
行政系施設	庁舎等	2	6,813	2	13,428	0	▲6,615
	消防施設	4	519	4	519	0	0
公営住宅	公営住宅	4	10,148	5	10,468	▲1	▲320
その他	駐車場・霊園	4	4,312	4	4,312	0	0
	(用途廃止)	9	2,024	-	-	9	2,024
合計		108	107,018	114	118,276	▲6	▲11,258

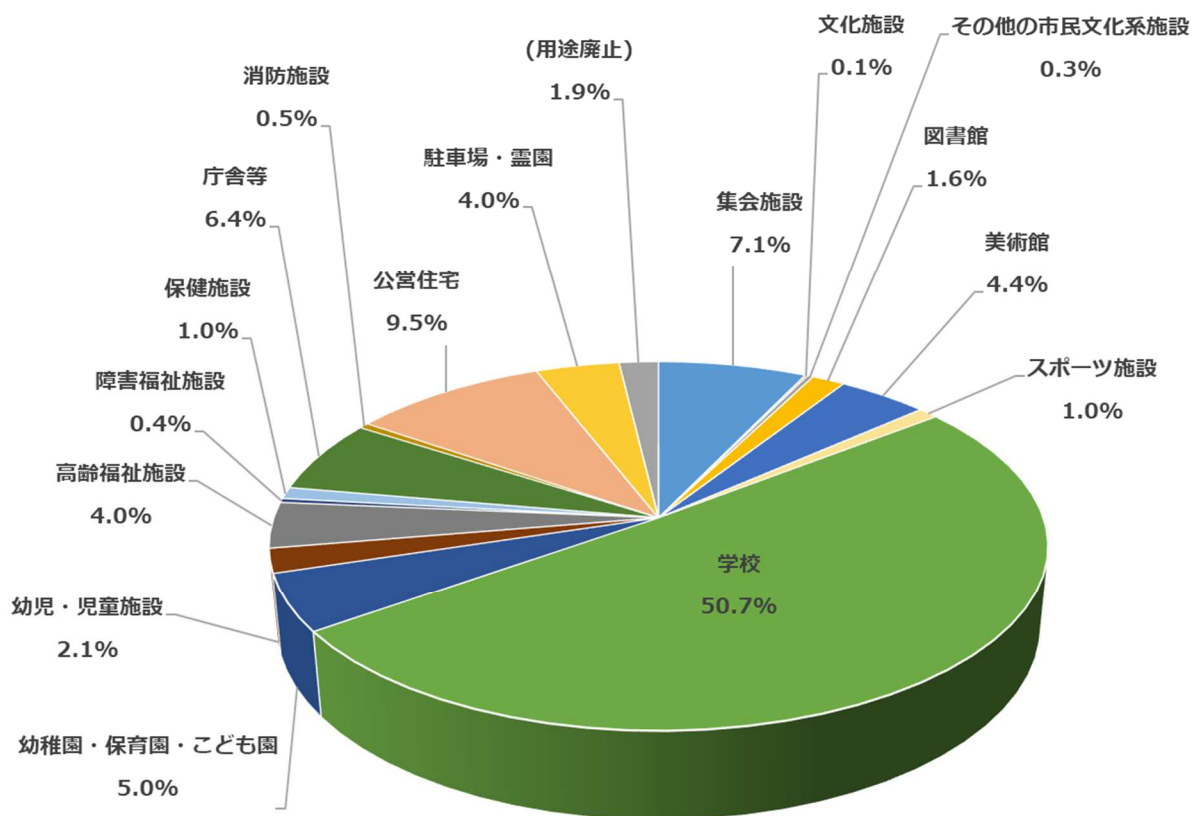
※1：令和3年度末現在

※2：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年度3月策定時）

②ハコモノ施設の割合（用途別）

ハコモノ施設の延床面積の割合を用途別に見ていくと、学校施設が最も多く、市全体のハコモノ施設の50.7%を占めています。

図 用途別の延床面積の割合（令和3年度末現在）



3) ハコモノ施設の用途別一覧表（詳細）

表 対象施設の用途別一覧表（令和3年度末現在）

大分類	中分類	施設数	施設名称
市民文化系施設	集会施設	14	女性文化センター、高浜エコハウス、吉浜公民館、高取農業センター、高浜南部ふれあいプラザ、高浜南部第2ふれあいプラザ、吉浜ふれあいプラザ、高浜ふれあいプラザ、翼ふれあいプラザ、高取ふれあいプラザ、東海会館、地域安心安全ステーション、たかはま夢・未来塾、地域交流施設※
	文化施設	1	春日庵
	その他の市民文化系施設	1	多文化共生コミュニティセンター
社会教育系施設	図書館	3	吉浜図書室、高取図書室、図書館・郷土資料館
	美術館	1	かわら美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	漕艇センター、武道館、碧海グラウンド、碧海テニスコート、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、流作グラウンド、高浜芳川緑地多目的広場※
学校教育系施設	学校	7	高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校、港小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	7	たかはまこども園(旧高浜幼稚園)、吉浜幼稚園、高浜南部幼稚園、吉浜北部保育園、中央保育園、高浜南部保育園、よしいけ保育園
	幼児・児童施設	13	高浜児童センター※、高浜児童クラブ※、いちごプラザ、東海児童センター、東海児童クラブ、楽習館児童クラブ、となりのおばちゃん、翼児童センター、翼児童クラブ、高取児童クラブ、子育て支援センターはっぴー、こっこママ、あいあい
保健・福祉施設	高齢福祉施設	26	サロン赤窯、南部デイサービスセンター、全世代楽習館、宅老所「いっぶく」、宅老所「悠遊たかとり」、生きがいセンター、高浜中部老人憩の家、高浜南部老人憩の家、吉浜北部老人憩の家、高取北部老人憩の家、高取南部老人憩の家、高浜老人ふれあいの家、湯山老人憩の家、ケアハウス湯山安立、シルバー作業所(旧福祉作業所)、宅老所「じい&ばあ」、宅老所「こっこちゃん」、こもればの里・高浜、葭池デイサービスセンター、ケアハウス高浜安立、地域密着型サテライト型特別養護老人ホームいこいの宿高浜安立、特別養護老人ホーム高浜安立荘、ものづくり工房「あかおにどん」、IT工房「くりっく」、養護老人ホーム高浜安立
	障害福祉施設	4	みどり学園、障害者地域生活支援施設「みんなの家」、授産所高浜安立、チャレンジサポートたかはま
	保健施設	1	中央保健センター
行政系施設	庁舎等	2	市役所、いきいき広場
	消防施設	4	第一分団詰所、第二分団詰所、第三分団詰所、第四分団詰所
公営住宅	公営住宅	4	芳川住宅、湯山住宅、東海住宅、稗田住宅
その他	駐車場・霊園	4	三高駅西駐車場、高浜東霊園、高浜東第二霊園、高浜南霊園
	(用途廃止)	8	旧中央児童センター、旧中央児童クラブ、旧大山会館(旧大山公民館)、旧高取幼稚園、高浜北部老人憩の家、吉浜南部老人憩の家、高浜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所(旧小規模多機能居宅介護支援事業オリーブ)、グループホームひだまりの家、生活支援ハウス高浜安立
	合計	108	

※当初計画策定後に新設された施設

▼当初計画策定後に除却、民間移譲等が行われ、本表から削除した施設は以下のとおり。

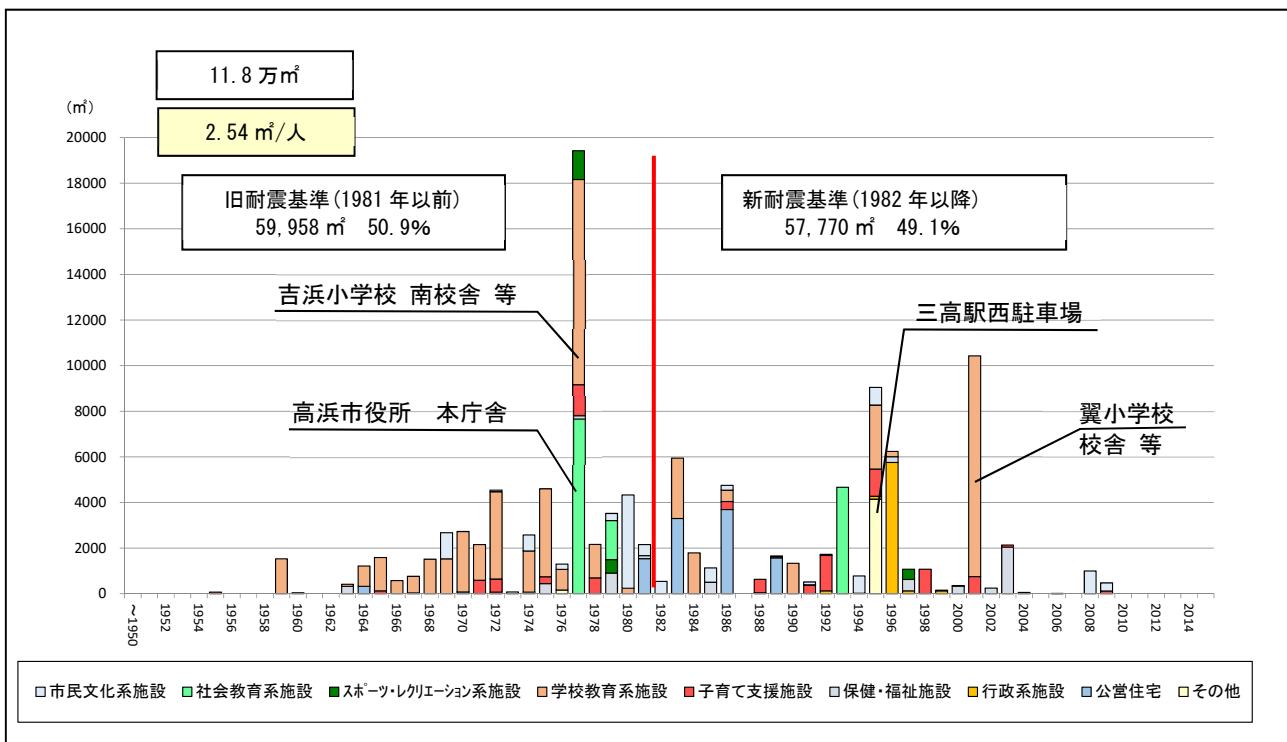
除却：旧勤労青少年ホーム、旧中央公民館(市民センター)、旧体育センター、旧南テニスコート、旧高取保育園、旧葭池住宅
 民間移譲：吉浜保育園、吉浜児童センター、吉浜児童クラブ、
 民間施設に移行：旧高浜南部保育園子育て支援センター、宅老所「あっぱ」

4) ハコモノ施設の延床面積の変遷

本市のハコモノ施設の延床面積は、1965年（昭和40年）頃から右肩上がりが増加し、平成27年度現在、約12.6万㎡（うち対象となるハコモノ施設11.8万㎡）となっています。また、本市の人口46,373人（平成27年4月1日現在）で割った1人当たりの延床面積は、約2.54㎡となっています。

用途別の延床面積の変遷は、1960年（昭和35年）代の中頃から1970年（昭和45年）代後半まで、学校教育系施設の面積が多く占めています。また、延床面積が大きい施設の整備時期としましては、1977年（昭和52年）に吉浜小学校南校舎など、1995年（平成7年）に三高駅西駐車場、2001年（平成13年）に翼小学校が整備されています。

耐震基準別の延床面積は、昭和56年の建築基準法の改正により、旧耐震基準（昭和56年以前）により建てられた建築物が59,958㎡（約50.9%）、新耐震基準（昭和57年以降）により建てられた建築物が57,770㎡（約49.1%）となっています。ただし、現在は耐震改修工事の実施により、9割以上の建物は耐震性を有しています。



(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

図 用途別の延床面積の比較

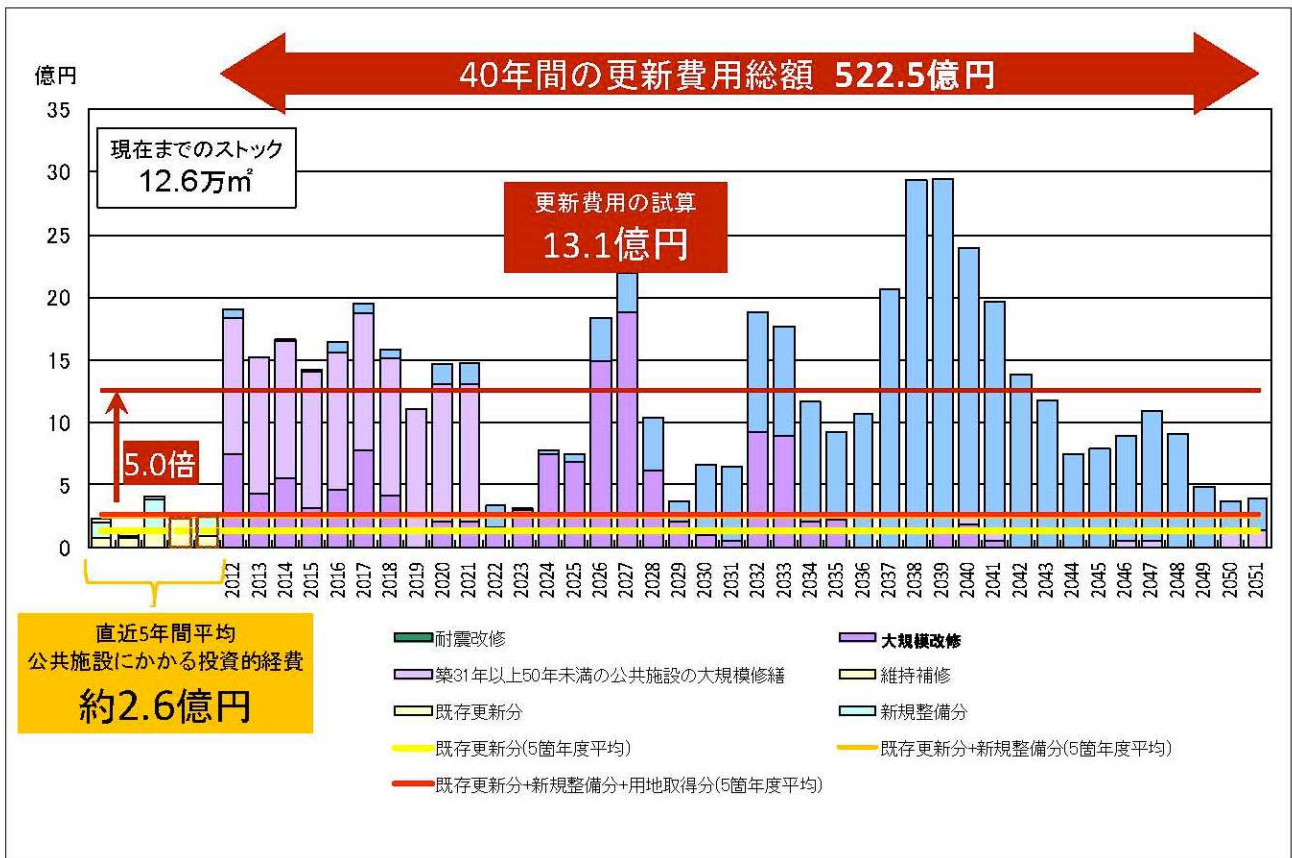
5) ハコモノ施設の将来の施設更新・投資費等の試算（平成 24 年基準）

平成 23 年度に策定した「高浜市公共施設マネジメント白書」では、当時本市が保有していたハコモノ施設（114 施設）を対象に、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省より提供されている試算ソフトを用いて試算を行っています。その結果として、大規模改修 30 年、更新 60 年で今後も保有し続けたと仮定した場合に必要な更新費用等の将来コストは、40 年間で 522.5 億円、年平均で 13.1 億円となります。

なお、更新する周期や単価等については、総務省ソフトの標準単価である「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ施設の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕（財団法人自治総合センター）」に示される内容で設定しました。

表 ハコモノ施設の更新費

試算条件	40年間の更新費用総額	1年当たり更新費
大規模改修 30 年、更新 60 年 (114 施設)	522.5 億円	13.1 億円/年



(出典：「高浜市公共施設マネジメント白書」)

図 将来の更新費用等の試算

(2) 施設類型別ハコモノ施設の現状

1) 市民文化系施設

① 施設の概要

<集会施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
吉浜公民館	1969	RC	2	1,147	有	指定避難所	吉浜
高浜南部ふれあいプラザ	1979	S	2	385	不明	指定なし	港
高浜南部第2ふれあいプラザ	1981	RC	2	478	有	指定避難所	港
高浜ふれあいプラザ	1976	RC	2	404	有	指定なし	高浜
吉浜ふれあいプラザ	2009	S	2	348	有	指定なし	吉浜
高取ふれあいプラザ	1995	RC	2	771	有	指定避難所	高取
女性文化センター	1994	RC	2	752	有	指定避難所	翼
高浜エコハウス	2008	S	2	1,001	有	指定なし	高浜
高取農業センター	1982	RC	2	544	有	指定なし	高取
東海会館	1986	RC	2	211	有	指定避難所	港
地域安心安全ステーション	1972	CB	1	67	不明	指定なし	吉浜
地域交流施設	2019	RC・S	1	1,778	有	指定避難所	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 CB：コンクリートブロック造

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
翼ふれあいプラザ	借家契約(面積382m ²)	指定なし	翼
たかはま夢・未来塾		指定なし	翼

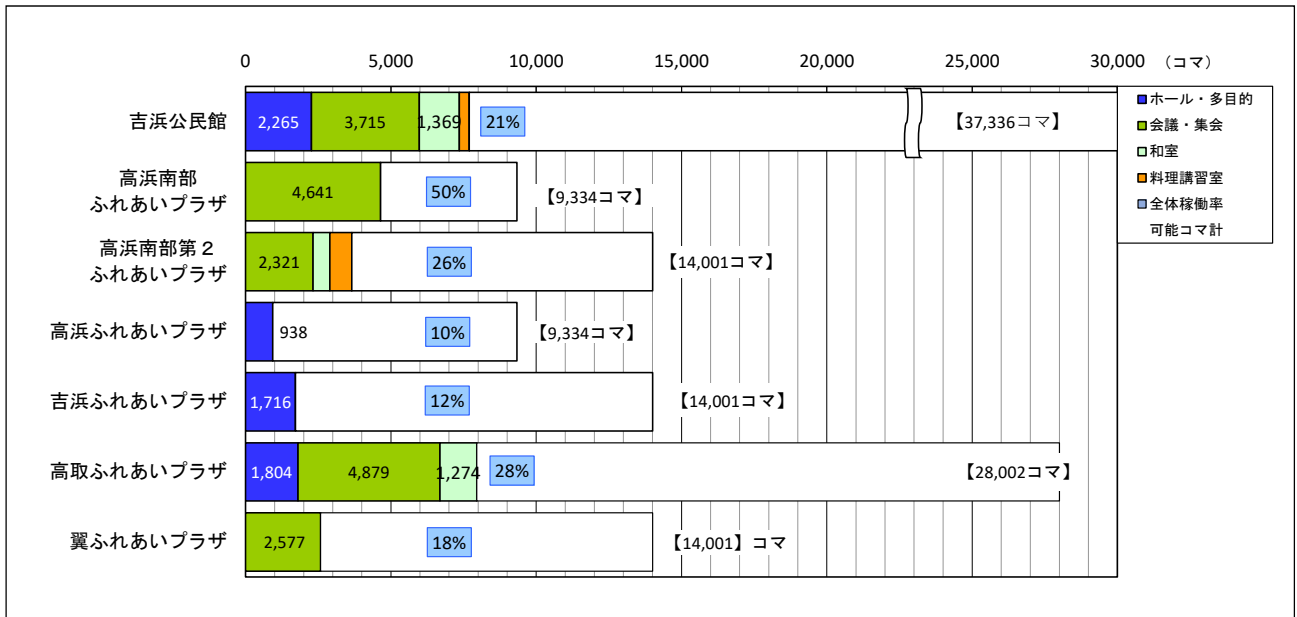
<文化施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
春日庵	1991	W	1	124	有	指定なし	高浜

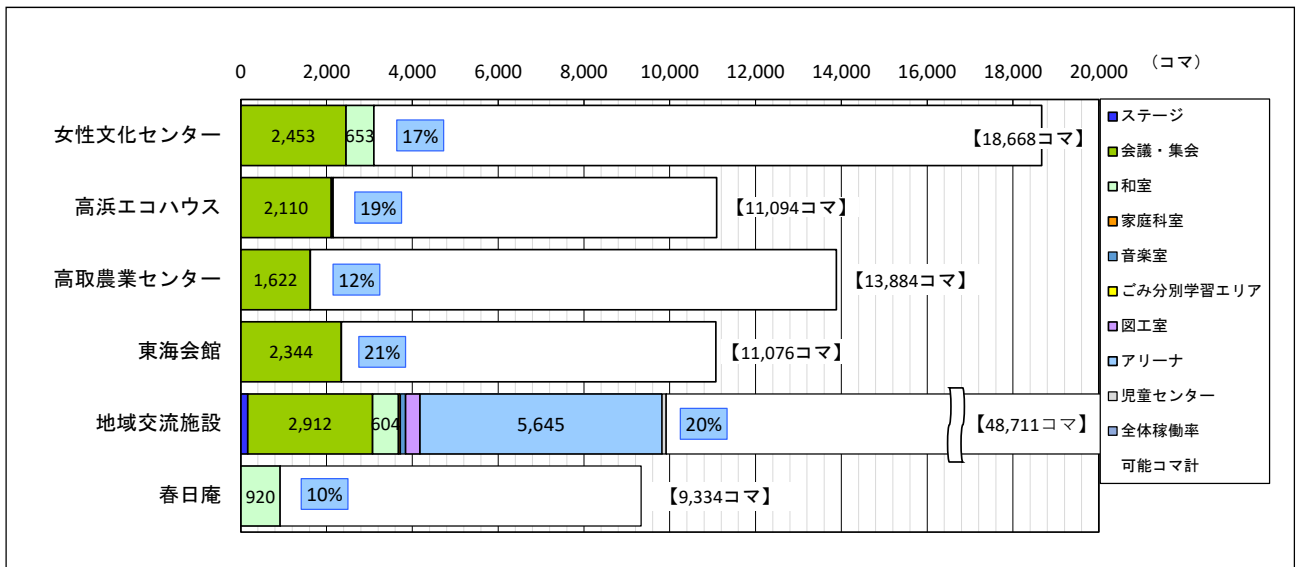
※W：木造

②施設の利用状況

■公民館・ふれあいプラザ



■その他の集会施設



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書より更新)

※施設利用状況はコロナ禍前の令和元（2019）年度の数値を採用。ただし、その後に供用開始された「地域交流施設」は令和3（2021）年度の数値を採用。

※地域交流施設には、高浜小学校メインアリーナ・特別教室や、高浜児童センターの目的外使用を含みます。

③課題

公民館・ふれあいプラザ等の集会機能の重複が見られ、施設の利用率が低いことから、集会機能・ホール機能等の施設の集約化・複合化の検討が必要です。

2) 社会教育系施設

①施設の概要

<図書館>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
図書館・郷土資料館	1979	RC	2	1,707	有	指定なし	港

※RC：鉄筋コンクリート造

※令和4年度をもって廃止。令和5年度以降はかわら美術館・図書館附属施設（収蔵庫）

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
吉浜図書室	吉浜公民館(49m ²)	指定なし	吉浜
高取図書室	高取ふれあいプラザ(28m ²)	指定なし	高取

<美術館>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
かわら美術館	1993	RC	4	4,669	有	指定なし	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造

※令和5年度から「かわら美術館・図書館（本館）」

②施設の利用状況

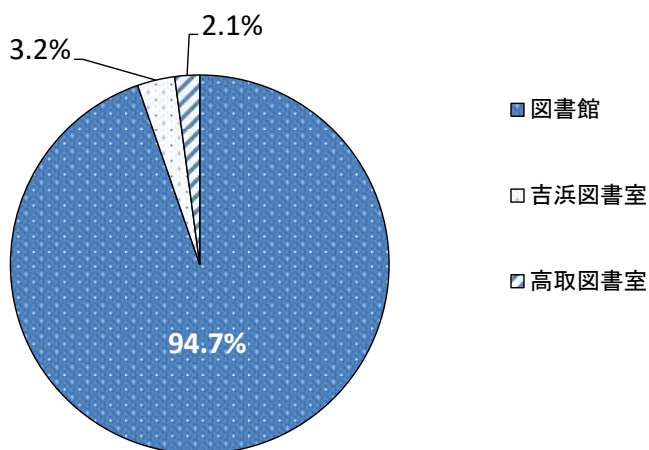
■図書館<蔵書数>

図書館本館の蔵書数は19.7万冊で、吉浜図書室・高取図書室はそれぞれ約4千冊～7千冊です。令和3年度の蔵書数は、約20.7万冊です。

令和3（2021）年度 施設別蔵書数 単位：冊

	図書館	吉浜図書室	高取図書室
一般書(a)	127,192	1,649	611
児童書(b)	66,671	4,983	3,789
図書資料計(a)+(b)	193,863	6,632	4,400
視聴覚資料(c)	2,807	1	1
合計(a)+(b)+(c)	196,670	6,633	4,401

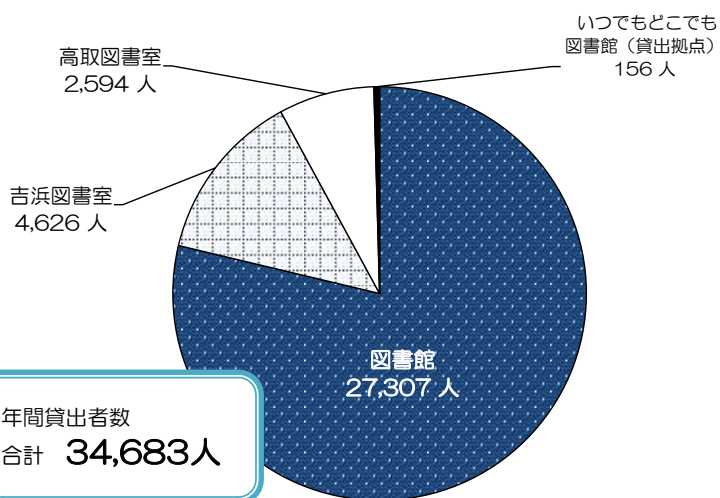
令和3（2021）年度 図書蔵書場所内訳



■ 図書館 <年間貸出者数・貸出冊数>

令和元年度の年間貸出冊数はのべ 19 万 2,122 冊です。貸出者数はのべ 3 万 4,683 人で、実質的な貸出者数は 3,802 人となっています。

年間貸出者数(令和元（2019）年度)

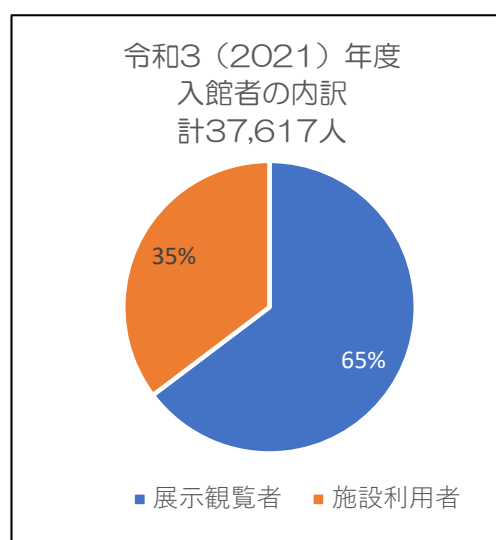
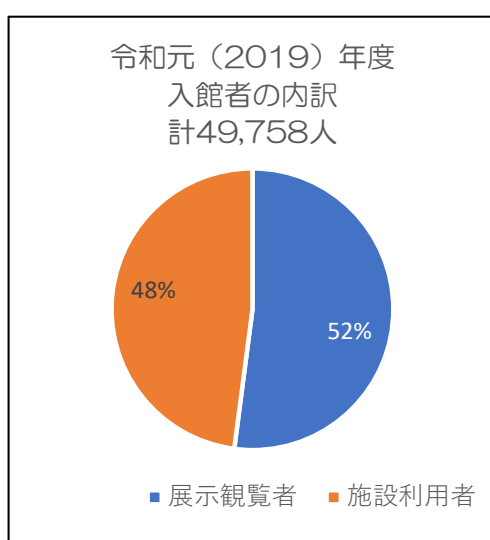


	年間貸出冊数 (冊)	リクエスト数 (件)
図書館	160,360	2,816
吉浜図書室	19,580	0
高取図書室	11,927	0
いつでもどこでも 図書館 (貸出拠点)	255	0
合計	192,122	2,816

■美術館

かわら美術館の入館者数はコロナ禍前の令和元年度において展示観覧者 25,907 人、施設利用者 23,851 人の計 49,758 人となっています。

	令和元年 (2019)	令和3年 (2021)
展示観覧者	25,907	24,347
施設利用者	23,851	13,270
合計	49,758	37,617



③課題

図書館機能については、かわら美術館やいきいき広場へ移転します。既存の施設と複合化することで、施設と図書館の利用度を増し、図書館の貸出だけでなく、市民の交流やまちづくりをフォローする機能の充実を図っていく必要があります。

また、図書館機能の移転を契機とし、蔵書冊数に関する考え方についても引き続き検討を進める必要があります。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

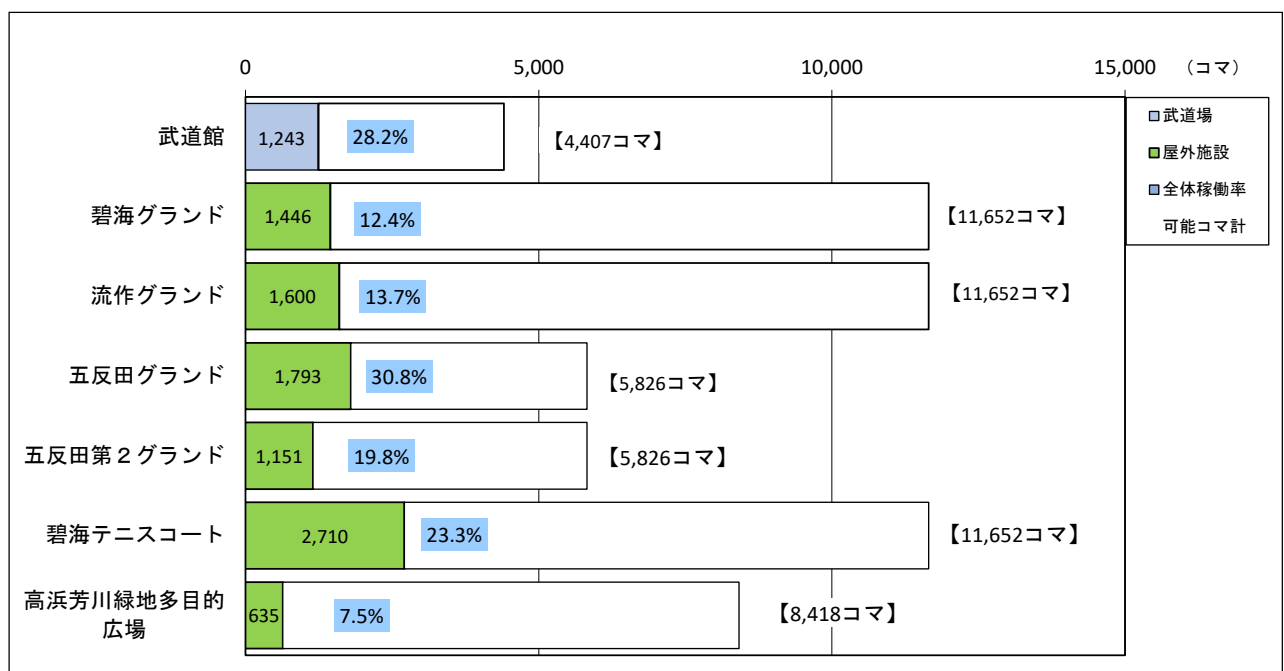
①施設の概要

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難場所指定	校区
武道館	1979	RC	1	598	有	指定なし	港
漕艇センター	1997	S	1	448	有	指定なし	港
碧海グラウンド	1975	-	-	-	-	指定なし	港
流作グラウンド	1981	-	-	-	-	指定なし	吉浜
五反田グラウンド	1983	-	-	-	-	避難場所	高取
五反田第2グラウンド	1992	-	-	-	-	指定なし	高取
碧海テニスコート	1977	-	-	-	-	指定なし	港
高浜芳川緑地多目的広場	2017	-	-	-	-	指定なし	吉浜

※ RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

②施設の利用状況

稼働率は全施設平均が17.8%、グラウンドが17.0%です。スポーツ施設は、平日(土・日曜日、休日除く)の利用が少なく、稼働率が低くなっています。



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書より更新)

※施設利用状況はコロナ禍前の令和元(2019)年度の数値を採用。

③課題

照明LED化の整備、防球ネットやフェンスの更新などを計画的に行っていく必要があります。

4) 学校教育系施設

①施設の概要

<小学校>

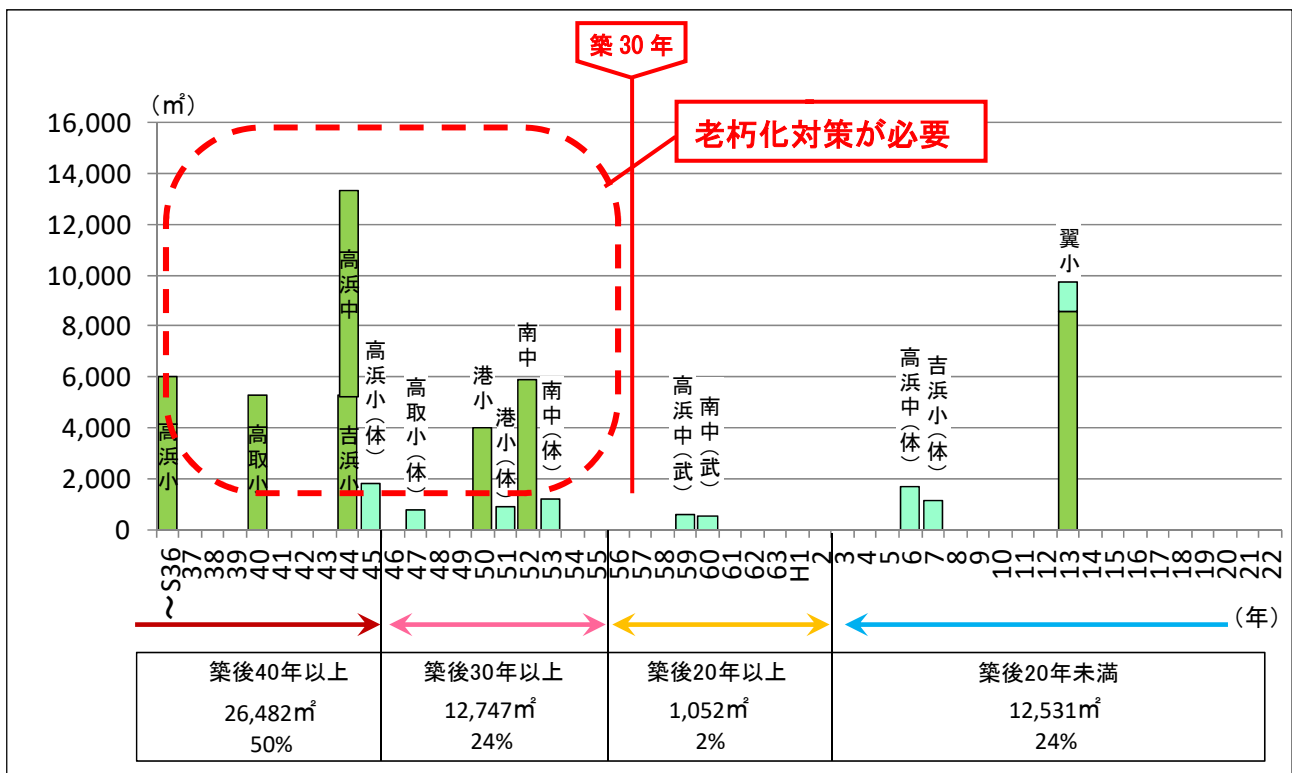
施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	避難所指定	校区
高浜小学校	2018	RC	3	9,281	有	指定避難所	高浜
吉浜小学校	1969	RC	3	6,712	有	指定避難所	吉浜
高取小学校	1965	RC	3	5,983	有	指定避難所	高取
港小学校	1975	RC	4	5,284	有	指定避難所	港
翼小学校	2001	RC	3	9,729	有	指定避難所	翼

※ RC：鉄筋コンクリート造

<中学校>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	避難所指定	校区
高浜中学校	1969	RC	3	10,621	有	指定避難所	翼
南中学校	1977	RC	4	7,573	有	指定避難所	港

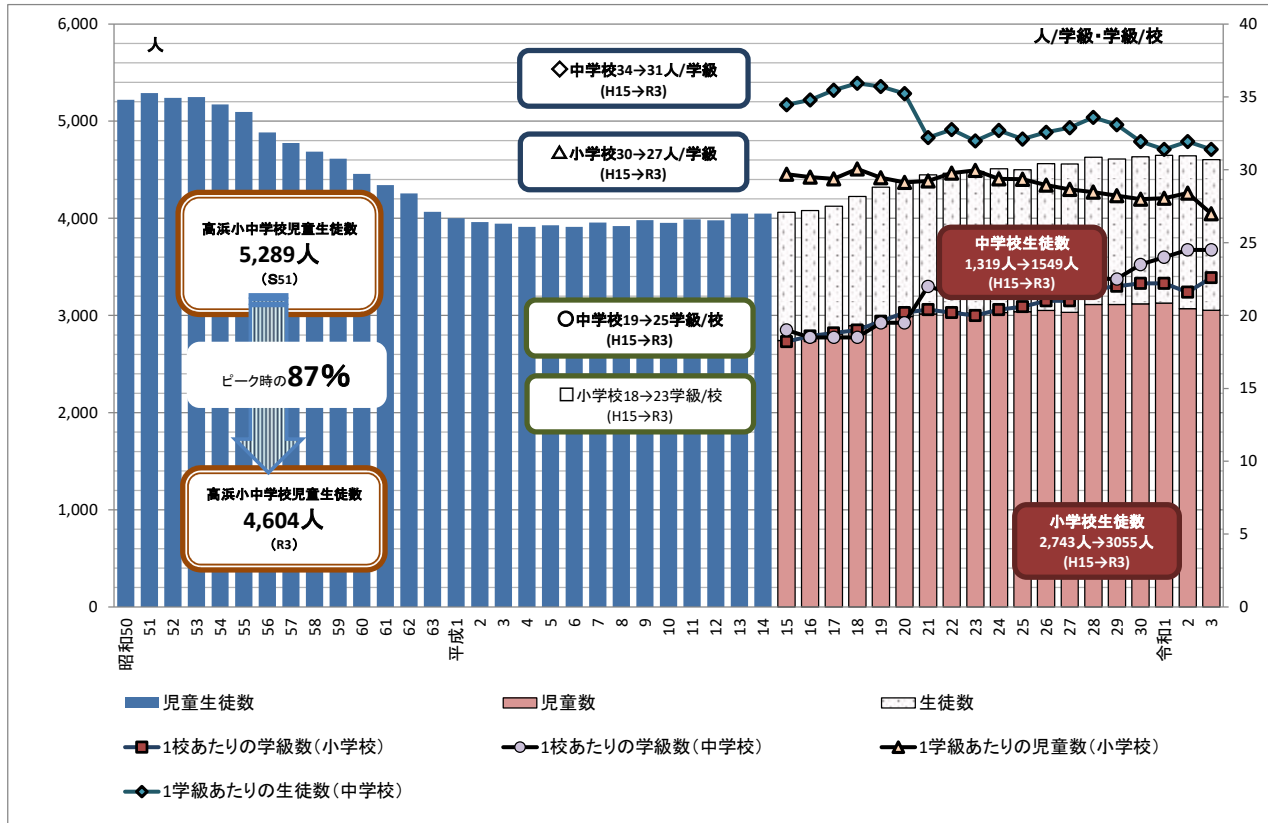
※ RC：鉄筋コンクリート造



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書J)

②施設の利用状況

児童生徒数は、昭和 51 年の 5,289 人をピークに減少しています。平成 4 年から 12 年までは横ばい傾向が続き、平成 13 年頃からは増加していますが近年はほぼ横ばい状況であり、ピーク時と比較すると 87%程度となっています。



③課題

築 30 年以上の施設が 74%と老朽化が進行しており、早急な対応が必要です。

5) 子育て支援施設

①施設の概要

<幼稚園・保育園・こども園>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
たかはまこども園 (旧高浜幼稚園)	1988	RC	2	757	有	指定避難所	高浜
吉浜幼稚園	1972	S	2	992	有	指定なし	吉浜
高浜南部幼稚園	1978	RC	2	625	有	指定なし	港
高浜南部保育園	1997	RC	2	1,063	有	指定避難所	港
吉浜北部保育園	1977	RC	2	727	有	指定なし	吉浜
中央保育園	1992	RC	3	1,236	有	指定避難所	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

<幼児・児童施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
いちごプラザ	1975	S	1	307	有	指定なし	高浜
東海児童センター	1986	RC	2	326	有	指定なし	港
東海児童クラブ	1986	RC	2	23	有	指定なし	港
翼児童センター	2001	RC	3	671	有	指定なし	翼
翼児童クラブ	2001	RC	3	82	有	指定なし	翼
高取児童クラブ	1991	RC	3	129	有	指定なし	高取
高浜児童センター	2021	RC	1	547	有	指定避難所	高浜
高浜児童クラブ	2021	RC	1	93	有	指定なし	高浜

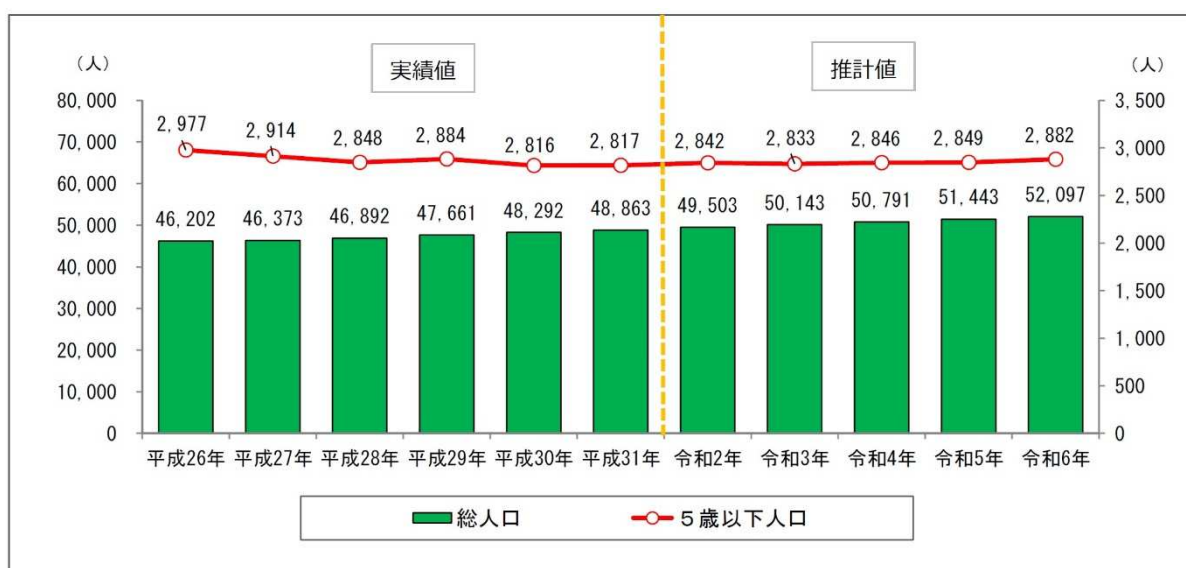
※RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
楽習館児童クラブ	全世代楽習館(89m ²)	指定なし	高取
となりのおばちゃん	宅老所「悠遊たかとり」(20m ²)	指定なし	高浜

②施設の利用状況

高浜市の幼稚園・保育園の利用者数の将来推計について高浜市の5歳以下人口は、「第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）」によると、令和6年では2,882人まで増加すると見込まれています。

令和6年までの年齢別のこどもの人数の将来推計を見ると、年齢ごとに多少の増減がありますが、全体として減少傾向にあることがわかります。また、同計画に示された保育園・幼稚園の利用人数の推計を見ると、0歳、1・2歳、3歳以上のいずれにおいても、利用人数は横ばい傾向となっています。



(出典：第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）)

図 高浜市の将来人口の推計

表 高浜市の子どもの数の将来推計

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	457	456	456	457	458
1歳	485	475	474	474	475
2歳	450	491	481	480	480
3歳	481	452	494	484	483
4歳	475	486	457	499	489
5歳	494	473	484	455	497
6歳	465	497	476	487	458
7歳	507	465	497	476	487
8歳	526	508	466	498	477
9歳	494	526	508	466	498
10歳	570	495	527	509	467
11歳	533	571	496	528	510
計	5,937	5,895	5,816	5,813	5,779

(出典：第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）)

表 高浜市内の幼稚園・保育園の利用者数の想定

(単位：人/日)	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定（3～5歳 保育の必要性なし）	522	508	516	517	528
2号認定【教育希望】 （3～5歳 保育の必要性あり）	87	85	86	87	89
2号認定【保育希望】 （3～5歳 保育の必要性あり）	782	761	774	776	792
3号認定（0歳 保育の必要性あり）	62	62	62	62	63
3号認定（1歳・2歳 保育の必要性あり）	377	382	379	379	379
合計	1,830	1,798	1,817	1,821	1,851

(出典：第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）)

③課題

多くの施設で老朽化が進行しています。地域ニーズの変化に対する対応が必要です。

6) 保健・福祉施設

①施設の概要

<高齢福祉施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
宅老所「悠遊たかとり」	2000	W	1	358	有	指定なし	高取
サロン赤窯	2002	RC	1	250	有	指定なし	高浜
全世代楽習館	2003	CB	1	180	不明	指定なし	高取
生きがいセンター	1985	S	2	512	有	指定なし	翼
高浜中部老人憩の家	1970	W	1	78	不明	指定なし	高浜
高浜南部老人憩の家	1974	W	1	68	不明	指定なし	港
吉浜北部老人憩の家	1973	W	1	76	不明	指定なし	吉浜
高取北部老人憩の家	1972	W	1	67	不明	指定なし	高取
高取南部老人憩の家	1977	W	1	69	不明	指定なし	高取
高浜老人ふれあいの家	1963	RC	1	163	有	指定なし	高浜
湯山老人憩の家	1975	W	1	81	不明	指定なし	翼
ケアハウス湯山安立	2003	RC	3	1,817	有	指定避難所	翼
南部デイサービスセンター	1997	RC	1	496	有	福祉避難所	港
シルバー作業所(旧福祉作業所)	1981	RC	1	140	不明	指定なし	港

※RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造 W：木造 CB：コンクリートブロック造

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
宅老所「いっぷく」	高浜老人ふれあいの家	指定なし	高浜
ものづくり工房「あかおにどん」	高浜市地域交流施設	－	高浜
IT工房「くりっく」	高浜市地域交流施設	－	高浜

<障害福祉施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
障害者地域生活支援施設「みんなの家」	2003	W	1	133	有	指定なし	吉浜

※W：木造

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
みどり学園	宅老所「悠遊たかとり」	指定なし	高取

<保健施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
中央保健センター	1978	RC	2	831	有	指定なし	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造

②施設の利用状況

宅老所の利用者数について、「じい&ばあ」「こっこちゃん」は減少傾向が続き、そのほか平成 29(2017)年度前後をピークに近年減少しています。

介護予防拠点施設、老人憩の家の利用者数は、概ね減少傾向で推移しています。

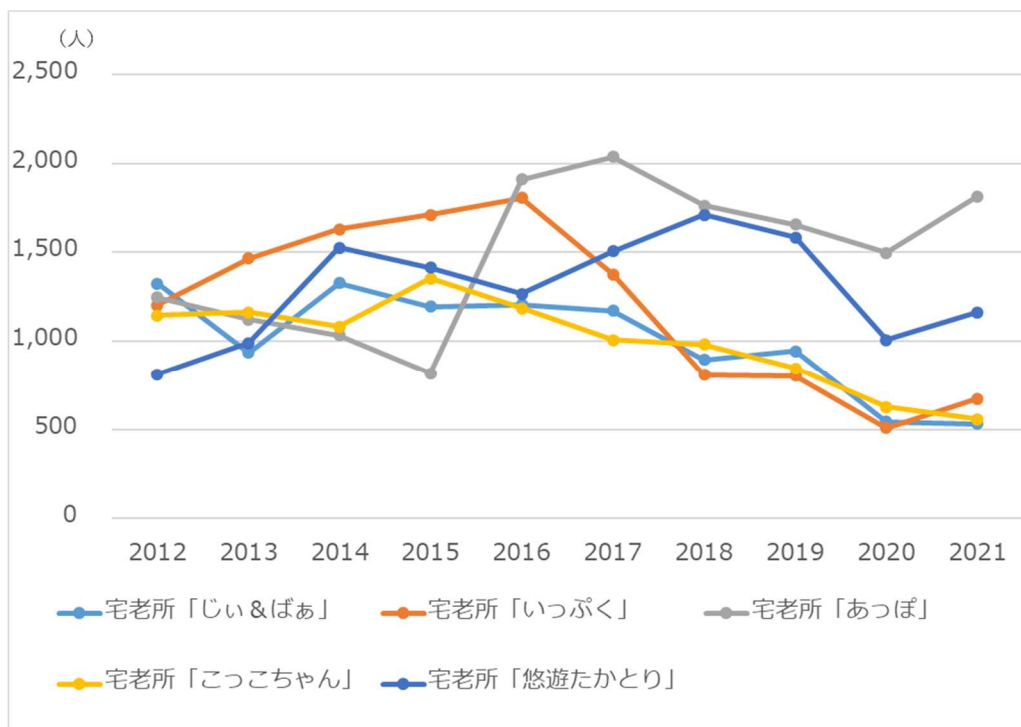


図 宅老所の利用者数の推移

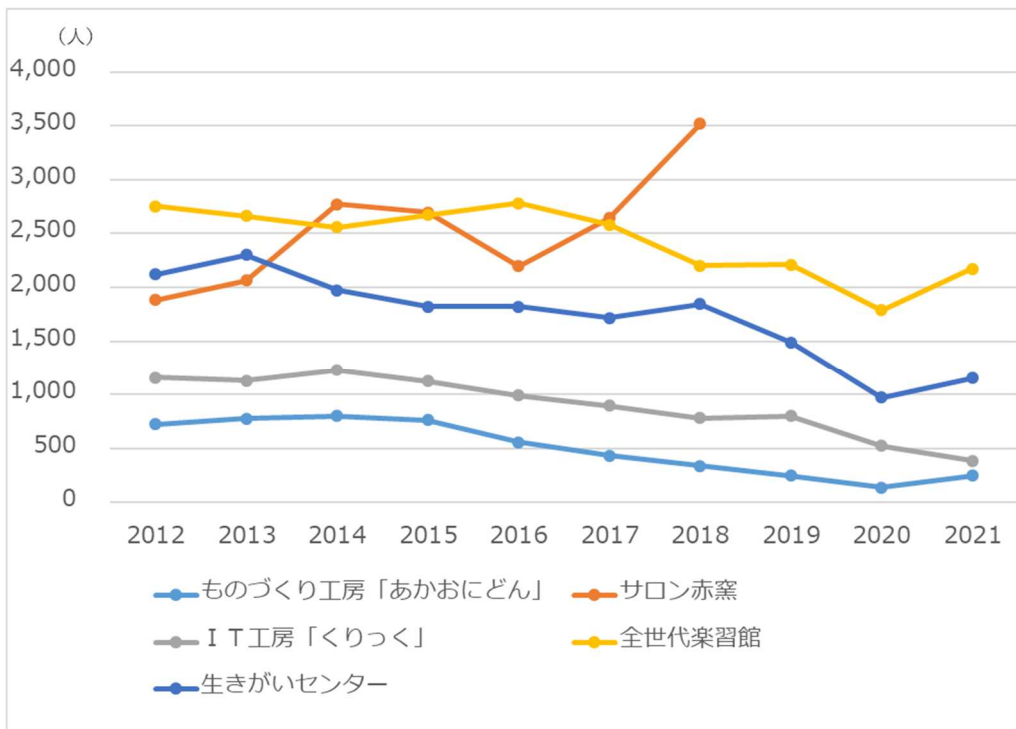
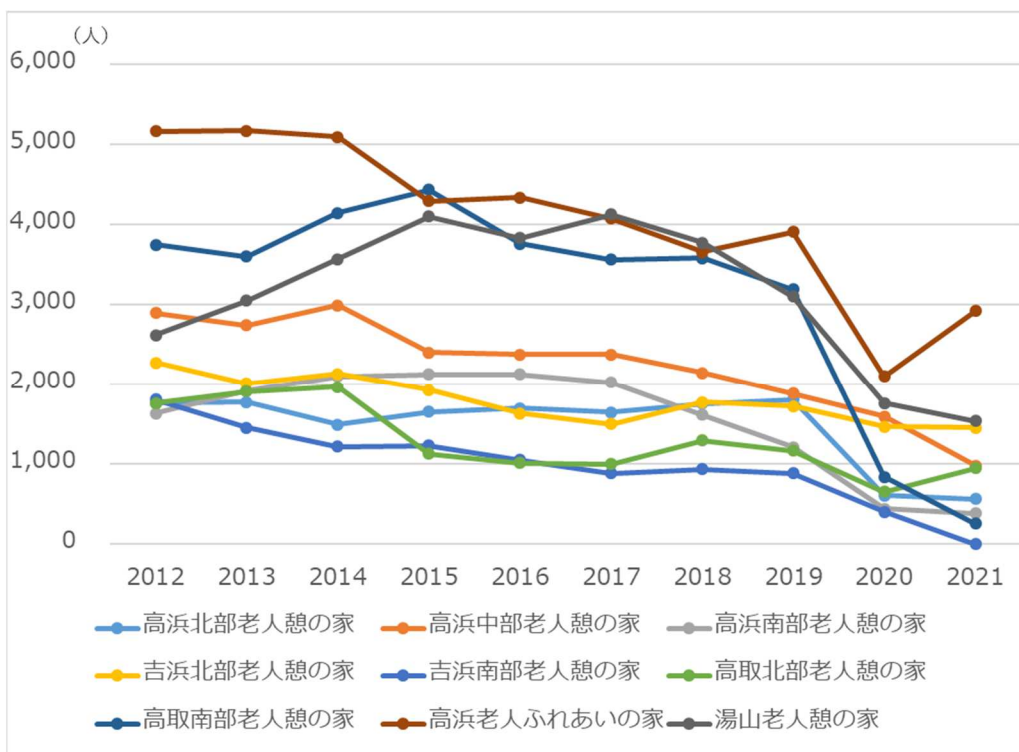


図 介護予防拠点施設の利用者数の推移



※用途廃止となった高浜北部老人憩の家及び吉浜南部老人憩の家の含む

図 老人憩の家の利用者数の推移

③課題

耐震化未実施・老朽化施設が存在しています。老人憩の家は全て耐震化未実施・老朽化が進行しています。

7) 行政系施設

①施設の概要

<庁舎等>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
市役所	2016	SRC	3	1,058	有	指定なし	高浜
いきいき広場	1996	SRC	3	5,960	有	指定なし	高浜

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

注) 市役所の延床面積は地下階部分(市保有部分)のみ

施設名・棟名	使用建物	避難所指定	校区
市役所(地下階及び1～3階)	リース契約(3,706m ²)	指定なし	高浜

<消防施設>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
第一分団詰所	1992	S	2	129	有	指定なし	高浜
第二分団詰所	1997	S	2	130	有	指定なし	港
第三分団詰所	1995	S	2	130	有	指定なし	吉浜
第四分団詰所	1999	S	2	130	有	指定なし	高取

※S：鉄骨造

②課題

市役所のリース期間は平成 29(2017)年から 20 年となっており、リース期間の終了に向けて、その後のあり方を検討する必要があります。

8) 公営住宅

①施設の概要

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
芳川住宅	1981	RC	4	1,581	有	－	吉浜
湯山住宅	1983	RC	4	3,305	有	－	翼
東海住宅	1986	RC	4	3,693	有	－	港
稗田住宅	1989	RC	5	1,569	有	－	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造

②施設の利用状況

令和 3(2021)年現在の入居数について、東海住宅は 41 戸、稗田住宅は 18 戸、湯山住宅は 37 戸、芳川住宅は 20 戸となっています。

(戸)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
芳川住宅	24	23	24	21	20	19	21	21	21	20
湯山住宅	48	47	45	42	40	40	37	35	36	37
東海住宅	46	47	47	41	40	41	40	37	41	41
稗田住宅	20	19	20	20	18	16	18	17	17	18

図 公営住宅の入居数の推移

③課題

いずれの住宅も築 30 年以上経過し、老朽化が進んでいることから、「高浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に維持・修繕を行っていく必要があります。

9) その他施設

①施設の概要

<駐車場>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
三高駅西駐車場	1995	SRC	4	4,145	有	指定なし	高浜

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

<霊園>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	避難所指定	校区
高浜東霊園	1976	/	/	737	/	-	翼
高浜東第二霊園	1989	/	/	429	/	-	翼
高浜南霊園	1999	/	/	1,241	/	-	高取

<その他(用途廃止)>

施設名・棟名	建築年度	構造	階数	延床面積(m ²)	耐震性	今後の予定	校区
旧大山会館(旧大山公民館)	1985	RC	2	621	有	未定	高浜
旧高取幼稚園	1972	S	1	658	有	除却予定	高取
旧中央児童センター	1991	RC	3	315	有	未定	高浜
旧中央児童クラブ	1991	RC	3		有	未定	高浜
高浜北部老人憩の家	1975	W	1	76	不明	除却予定	高浜
吉浜南部老人憩の家	1977	W	1	69	不明	除却予定	吉浜
高浜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 (旧小規模多機能居宅介護支援事業オリーブ)	1975	S	1	285	有	転用予定	高浜

※RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

②施設の利用状況

三高駅西駐車場の利用台数は微増傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和2(2020)年度に落ち込んでいます。

霊園の基数は横ばいです。

<駐車場>

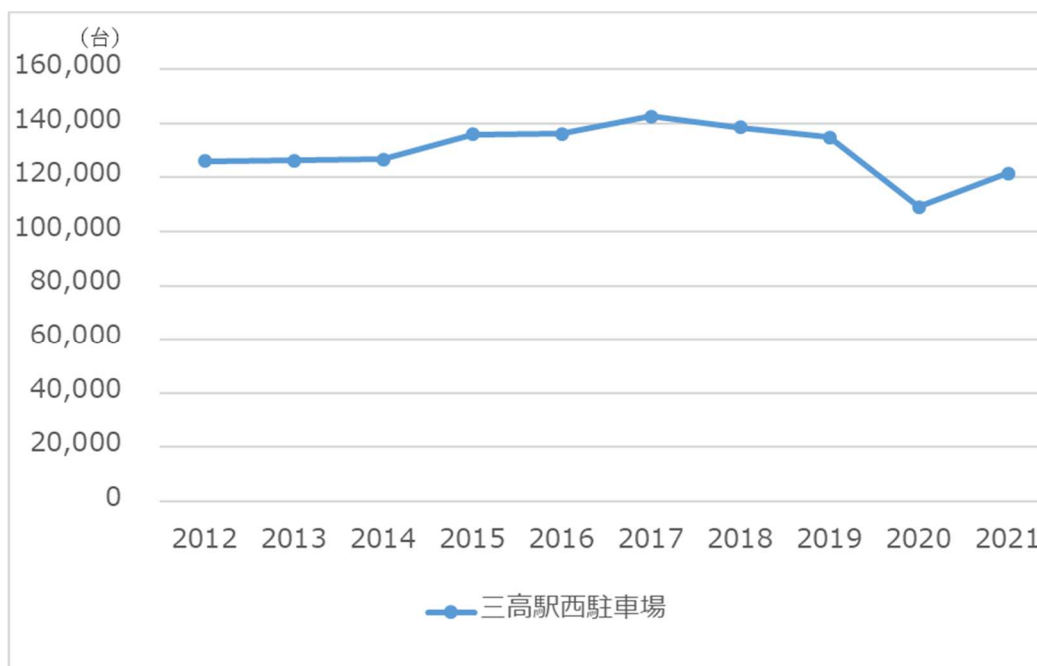


図 三高駅西駐車場利用台数の推移

<霊園>

	(基)									
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
高浜東霊園	214	211	211	211	209	210	210	206	204	204
高浜東第二霊園	177	177	177	177	176	175	177	176	175	173
高浜南霊園	324	322	320	320	323	324	323	321	319	319

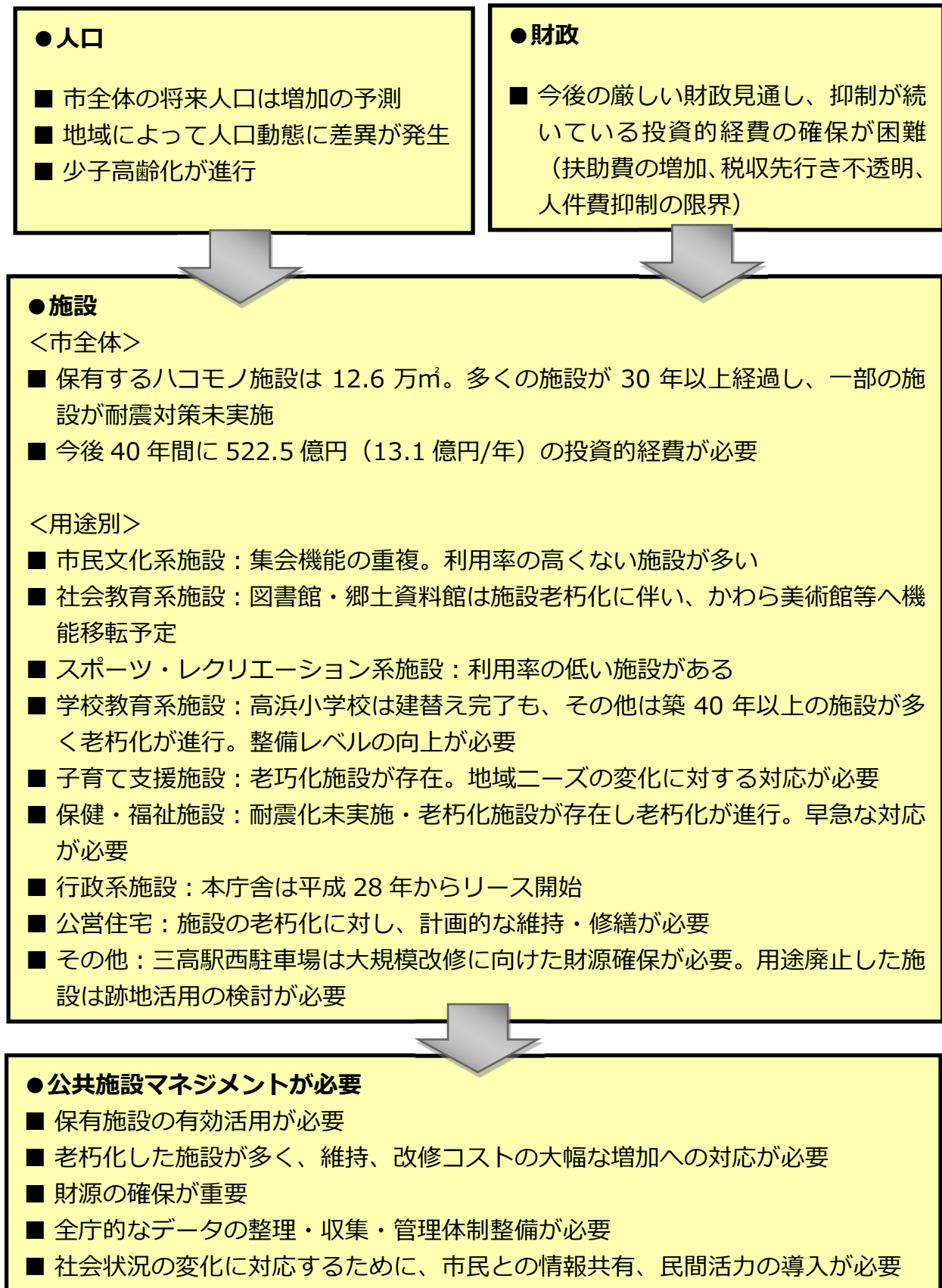
図 霊園の基数の推移

③課題

三高駅西駐車場は築30年近くが経過しており、大規模改修に向けて、利用料金の見直しを含め財源を確保していく必要があります。

用途廃止を行った施設について、建物の除却後の跡地利用を検討する必要があります。

(3) 課題の整理



(4) 過去6年間の取組み

ここでは、当初計画策定後における主な取組みを示します。

1) モデル事業

当初計画に「モデル事業」として位置づけられた「高浜小学校等整備事業」、「勤労青少年ホーム跡地活用事業」、及び「市役所本庁舎整備事業」はともに事業が完了しています。それぞれの事業の概要は以下のとおりです。

① 高浜小学校等整備事業

高浜小学校区の公共施設について、小学校区を単位とした地域の活動拠点として位置づけ、高浜小学校を核とした多目的利用ができる施設を整備し、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて開設しました。

具体的には、高浜小学校の建替えのほか、公民館等の継承施設となる集会施設及びスポーツ施設として「地域交流施設(たかぴあ)」、中央児童センター・中央児童クラブの継承施設として「高浜児童センター・高浜児童クラブ」を設置しました。



表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途廃止後の対応	用途分類	
		取組前	取組後	増減		取組前	取組後
高浜小学校	建替	7,841	9,281	1,440	—	学校	学校
地域交流施設	新設	0	1,778	1,778	—	—	集会施設・スポーツ施設
高浜児童センター	新設	0	547	547	—	—	幼児・児童施設
高浜児童クラブ	新設	0	93	93	—	—	幼児・児童施設
旧中央公民館(市民センター)	除却	4,091	0	△ 4,091	—	集会施設	—
旧中央児童センター	用途廃止	315	315	0	未定	幼児・児童施設	その他(用途廃止)
旧中央児童クラブ	用途廃止	0	0	0	未定	幼児・児童施設	その他(用途廃止)
旧体育センター	除却	1,259	0	△ 1,259	—	スポーツ施設	—
旧大山会館(旧大山公民館)	用途廃止	621	621	0	未定	集会施設	その他(用途廃止)
計		14,127	12,635	△ 1,492			

②勤労青少年ホーム跡地活用事業

勤労青少年ホームは、平成 29(2017)年度に用途廃止し、他施設への機能移転を行い、建物を除却しました。その跡地に、民間のノウハウの活用（民間事業者が施設整備、維持管理・運営）により、市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点を設けました。

その際、「高浜小学校等整備事業基本計画（平成 28(2016)年 2 月）」において、高浜小学校の建替えを機に、水泳指導は民間施設で行うこととしており、これを受けて本施設に学校プール機能を併設しました。



表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途分類	
		取組前	取組後	増減	取組前	取組後
旧勤労青少年ホーム	除却	694	0	△ 694	集会施設	—
旧南テニスコート	除却	0	0	0	スポーツ施設	—
計		694	0	△ 694		

③市役所本庁舎整備事業

旧高浜市役所庁舎は、昭和 52(1977)年に旧耐震基準で建設されました。耐震基準を満たしていないことから、必要な耐震性の確保のため、建替えを実施し、平成 28(2016)年度に供用開始しました。その際、庁舎の建物は民間事業者が保有し、本市は民間事業者から賃借する 20 年間のリース方式としました。このことで、市が建物を保有する一般的な方式と比べ、初期投資が抑えられ、経費の平準化が図られています。



表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途分類	
		取組前	取組後※	増減	取組前	取組後
市役所	建替	7,673	1,058	△ 6,615	庁舎等	庁舎等

※取組後の延床面積は地下階部分（市保有部分）のみ（地下階及び1階以上はリース）

2) その他改善に関する取組み

①施設の用途廃止

ハコモノ施設のうち、前出以外で下表の6施設（前出を含めると13施設）を用途廃止しました。

用途廃止後の対応として、除却や転用など今後の予定が決まっていないものもあります。

表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途廃止後の対応	用途分類	
		取組前	取組後	増減		取組前	取組後
旧高取保育園	除却	697	0	△ 697	－	幼稚園・保育園・こども園	－
旧葎池住宅	除却	320	0	△ 320	－	公営住宅	－
旧高取幼稚園	用途廃止	658	658	0	除却予定	幼稚園・保育園・こども園	その他(用途廃止)
高浜北部老人憩の家	用途廃止	76	76	0	除却予定	高齢福祉施設	その他(用途廃止)
吉浜南部老人憩の家	用途廃止	69	69	0	除却予定	高齢福祉施設	その他(用途廃止)
高浜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（旧小規模多機能居宅介護支援事業オリーブ）	用途廃止	285	285	0	転用予定	高齢福祉施設	その他(用途廃止)
計		2,105	1,088	△ 1,017			

②施設の民間移譲等

ハコモノ施設のうち、以下の5施設について民間移譲（ハコモノを含めた機能移転）または民間施設への移行（機能のみ民間施設に移転）を行いました。

表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途分類	
		取組前	取組後	増減	取組前	取組後
吉浜保育園	民間移譲	800	0	△ 800	幼稚園・保育園・こども園	－
吉浜児童センター	民間移譲	351	0	△ 351	幼児・児童施設	－
吉浜児童クラブ	民間移譲	46	0	△ 46	幼児・児童施設	－
旧高浜南部保育園子育て支援センター※	民間施設に移行	66	0	△ 66	幼児・児童施設	－
宅老所「あっぼ」※	民間施設に移行	482	0	△ 482	高齢福祉施設	－
計		1,745	0	△ 1,745		

※高浜南部保育園子育て支援センター・宅老所「あっぼ」は、旧高浜南部保育園において民間による運営が行われていたが、平成27年に当該民間が施設を建替えたため、民設・民営に移行した。

③施設の整備

少年野球や少年サッカー、グランドゴルフ、地域の活動等、多目的に利用できる広場として、高浜芳川緑地多目的広場を開設しました。

表 本取組みの一覧

施設名	取組	延床面積 (㎡)			用途分類	
		取組前	取組後	増減	取組前	取組後
高浜芳川緑地多目的広場	新設	0	0	0	-	スポーツ施設

3) 個別施設計画の策定

今後も公共施設として計画的に維持・保全を図るため、個別施設計画として、以下の長寿命化計画等を策定しました。

表 策定した個別施設計画

計画名称	策定年月	対象施設
高浜市学校施設長寿命化計画	令和 3(2021)年 3 月	小学校 5 施設、中学校 2 施設
高浜市立幼稚園長寿命化計画	令和 3(2021)年 3 月	幼稚園 2 施設
高浜市公営住宅等長寿命化計画	平成 31(2019)年 3 月	市営住宅 4 施設
高浜市三高駅西駐車場事業経営戦略 (長期修繕計画)	令和 3(2021)年 3 月	三高駅西駐車場

2-4 インフラ施設の現況と課題及び将来の見通し

(1) インフラ施設の現況と将来の見通し

1) インフラ施設の対象範囲

本計画においては、インフラ施設の対象を将来の更新費用が大きい主要な分野である道路、橋りょう、河川、公園、上・下水道とします。

表 施設類型別対象施設

施設類型		施設名称等	個別 台帳	個別 計画	固定 資産	今回 対象
中分類	小分類					
道路施設	市道関連施設	道路	有	無	○	○
		橋りょう	有	有	○	○
		道路照明施設	一部有	無	○	—
		防犯灯	有	無	○	—
河川管理施設	河川管理施設	準用河川	無	無	○	○
雨水排水施設	建築物	揚排水機場	無	無	○	—
	建築物以外	排水路	無	無	○	—
		管路施設(雨水)	無	無	○	—
		樋門・樋管	無	無	○	—
		調整池	無	無	—	—
海岸・港湾施設	海岸・港湾施設	海岸施設	無	無	—	—
		港湾施設	無	無	—	—
治山・砂防施設	治山・砂防施設	砂防ダム、急傾斜地等保護法面等	無	無	—	—
公園・緑地	都市公園	都市公園	有	有	○	○
	緑地・広場等	広場、都市公園以外の公園	有	無	○	○
	児童遊園等	子ども広場、ミニパーク	無	無	○	—
農業用施設	用悪水路等	用悪水路	無	無	○	—
		樋門・樋管	一部有	無	○	—
	農道	農道	有	無	○	—
水道施設 (企業会計)	ポンプ場	揚排水機場(農業用)	有	有	○	—
	建築物	配水場	有	有	○	—
下水道施設 (企業会計)	建築物以外	管路施設	有	有	○	○
		管路施設(汚水)	有	有	○	○
		管路施設(雨水)	有	有	○	○
		樋門・樋管	無	有	○	—
駐車場	駐車場	公共駐車場	無	無	○	—
消防・防災施設	消防・防災施設	防災無線施設	有	無	○	—
供給処理施設	墓園	市民墓園	無	無	○	—

2) 対象施設の一覧・保有量の推移

本市のインフラ施設の保有量は下表のとおりです。

表 インフラ施設の保有量（令和3年度末現在）

種別		保有量	【参考】平成27年
道路	管理路線数（路線）	768 路線	740 路線
	道路延長(m)	201.7 km	197.2 km
	道路面積（㎡）	1,227,491 ㎡	1,194,784 ㎡
橋梁	管理橋梁	42 橋	40 橋
	橋梁延長(m)	772.22m	612.2m
河川	河川	準用河川：3 本 延長：2,060m	準用河川：5 本 延長：3,170m
公園	都市公園	22 箇所 面積 11.12ha	21 箇所 面積 10.97ha
	市立公園	2 箇所 面積 1.24ha	2 箇所 面積 1.24ha
上水道	管路延長(km)	224 km	222 km
下水道	管路延長(km)	185 km	154 km

3) 過去6年間の取組み

ここでは、当初計画策定後におけるインフラ施設に関する主な取組みを示します。

①施設保有状況の変化の概要

- 道路は約 4.5km の新設を行いました。
- 橋梁は、令和元年度に 1 橋（蛇抜橋）を廃止しました。一方、3 箇所（神明 1 号橋、神明 2 号橋、三河高浜駅連絡橋）を新規に橋梁として点検を実施しました。
- 準用河川が 5 本から 3 本になりました。
- 公園について、平成 27 年度に論地どんぐり公園を開設しました。
- 上水道について、管路延長が約 2km 増加しました。
- 下水道について、管路延長が約 31km 増加しました。

②個別施設計画の策定

インフラ施設の計画的な維持・更新を図るため、以下の個別施設計画を策定しました。

表 策定した個別施設計画

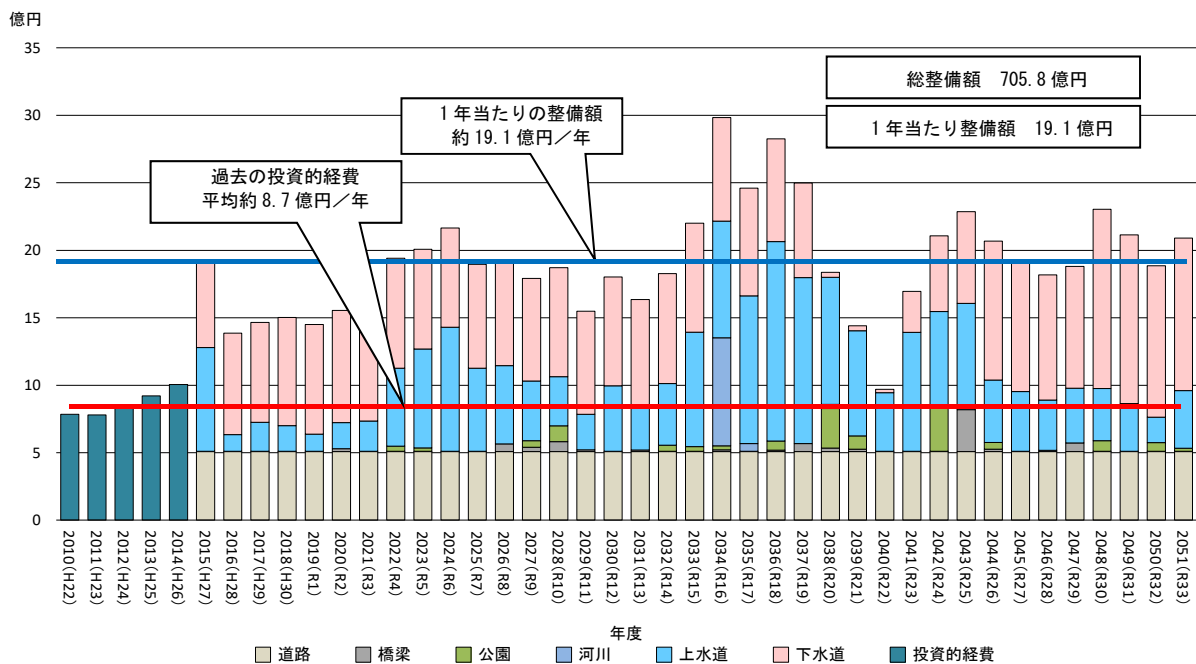
対象施設	計画名称	策定年度
橋梁	高浜市橋梁個別施設計画	平成 29 年度
公園	高浜市公園施設長寿命化計画	平成 29 年度
上水道	高浜市水道事業経営戦略	令和元年度
下水道	高浜市下水道事業経営戦略	令和元年度

4) インフラ施設の将来の施設更新・投資費等の試算（平成 27 年基準）

ここでは、当初計画において、インフラ施設の維持・更新にかかる費用を試算した結果を示します。

①総務省試算ソフトによる試算結果

本市が現在保有しているインフラ施設について、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省の試算ソフトを用いて試算を行いました。なお、1年当たりの整備額は、平成 27 年度から令和 33 年度までの 37 年間で平均した金額になります。



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時））

図 将来の更新等費用の試算

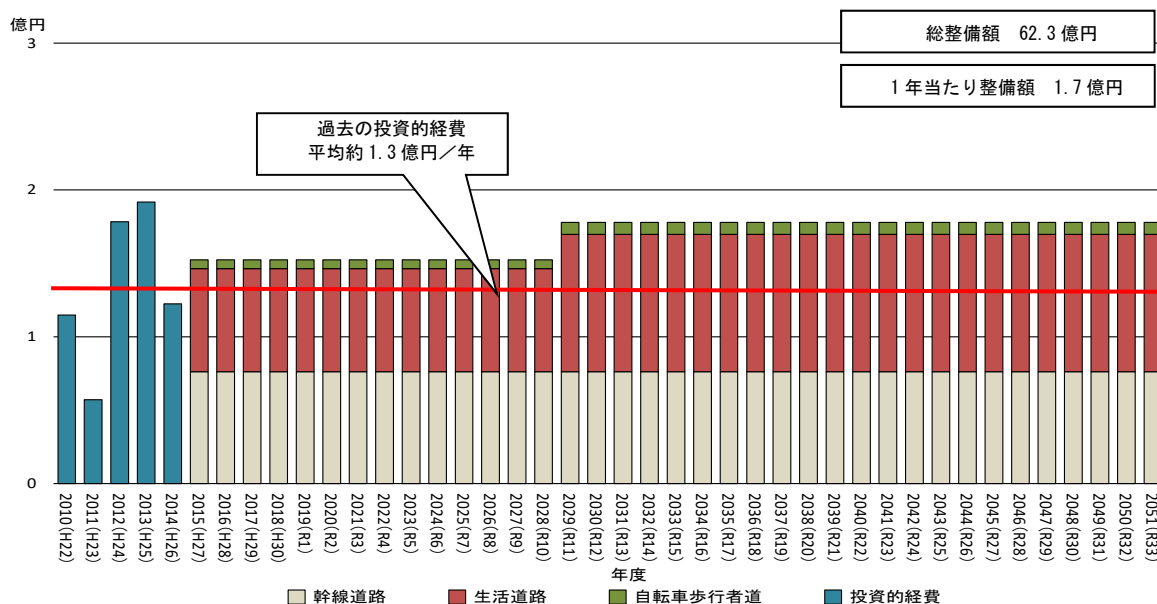
総務省試算ソフトによる標準の設定でインフラ施設全体の試算を行いますと令和 33 年度までに必要となる更新費用は、総額で 705.8 億円となり、平均で 19.1 億円/年が必要となります。

これまでの過去 5 年間で投じてきた投資的経費の平均である 8.7 億円/年と比較しますと、約 2.2 倍の費用が必要という試算結果です。

そこで、本市の財政状況を踏まえ、更新時期や更新内容などの条件を見直して試算を行いました。

②分野別インフラ施設の試算結果

ア.道路の試算結果



(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

図 道路総面積による将来の更新費用の推計

これまで整備してきた道路の総面積について、舗装の打ち替えを幹線道路 20 年、生活道路・自転車歩行者道を 40 年とすると共に、生活道路・自転車歩行者道に関しては、下水道工事を行った際に舗装も更新されることを想定し、令和 10 年度までは 1 年当たりの 1/2 の面積で試算、令和 11 年度以降は 1 年当たりの 2/3 の面積で試算して総面積で除すると、道路付属物を除き、平均で 1.7 億円/年の整備費用がかかる結果となりました。

今後、道路施設を維持していくため、一定規模の投資費用を確保し、維持していく必要があります。

イ.橋りょうの試算結果

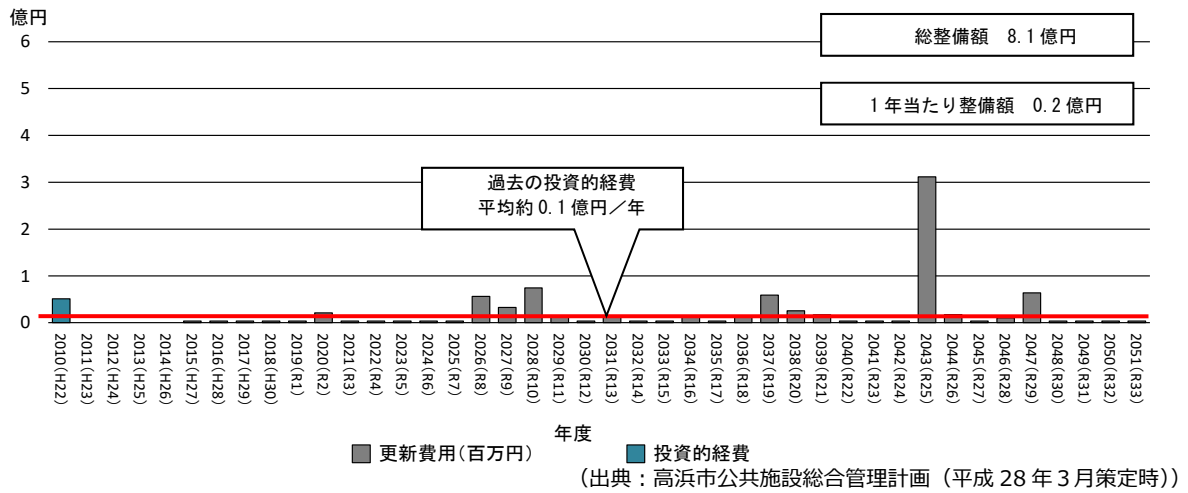


図 橋りょう 構造別面積による将来の更新費用の推計

橋りょうについては、令和33年度までに要する整備費用は8.1億円、年間0.2億円必要となる結果となりました。今後、大規模改修により延命化を図る必要があり、令和25年度以降に多額の費用が必要となります。

ウ.河川の試算結果

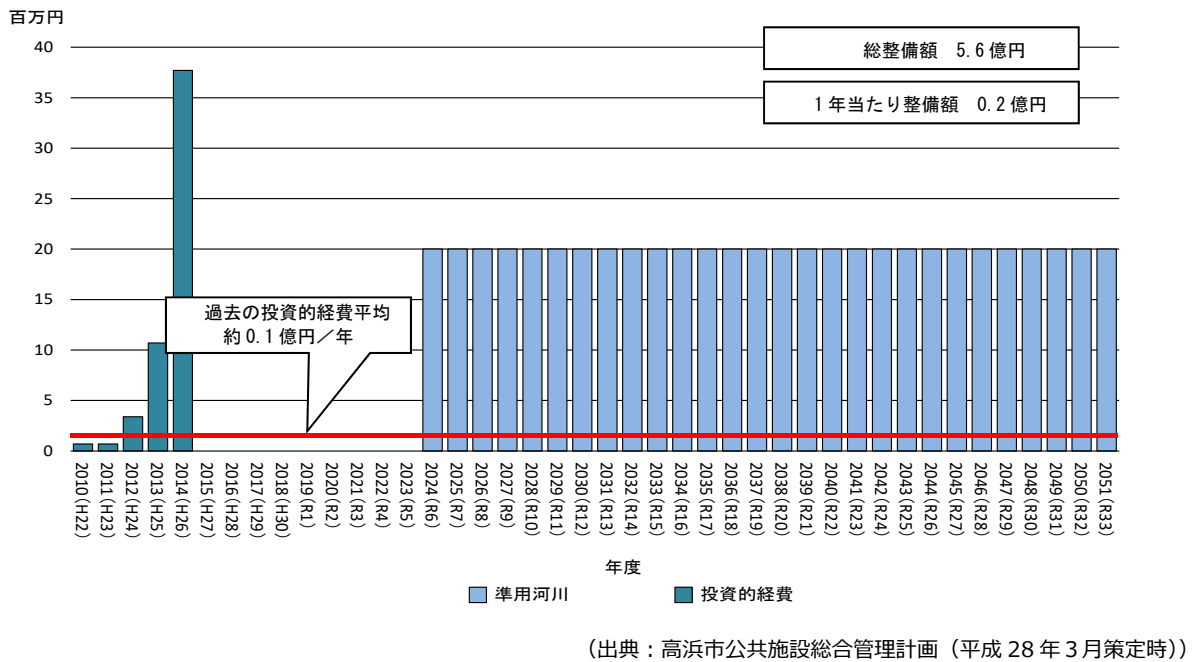
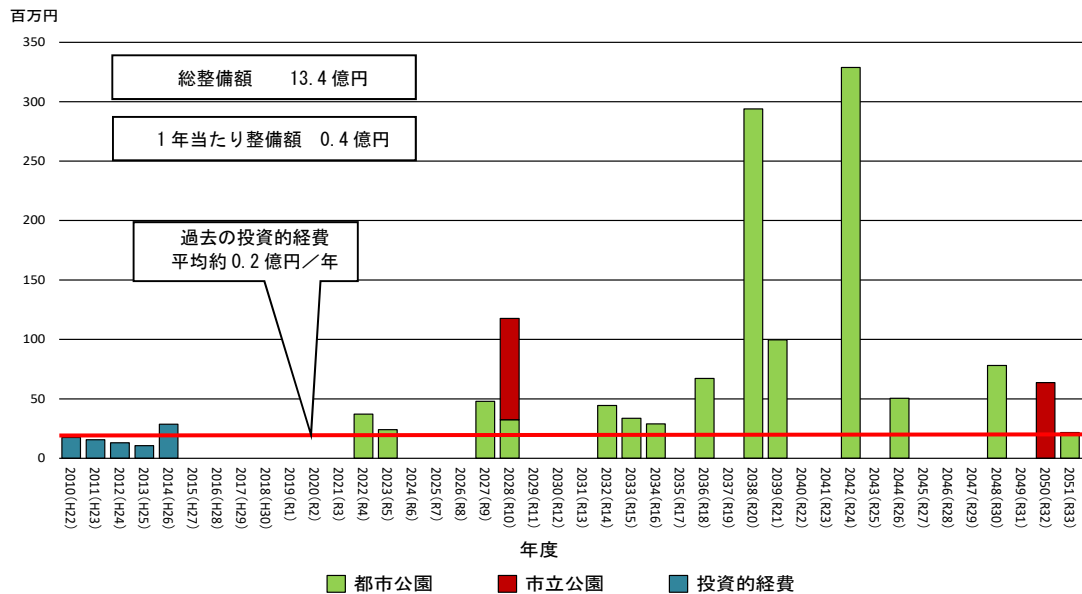


図 河川 年度別整備延長による将来の更新費用の推計

河川については、整備時期が不明なところもありますが、集中的な投資を避けるために令和6年度以降に計画的に改修を進めるものとします。その結果、令和33年度までに5.6億円の費用が必要となります。ただし、試算結果にポンプ場は含まれていません。

工.公園の試算結果

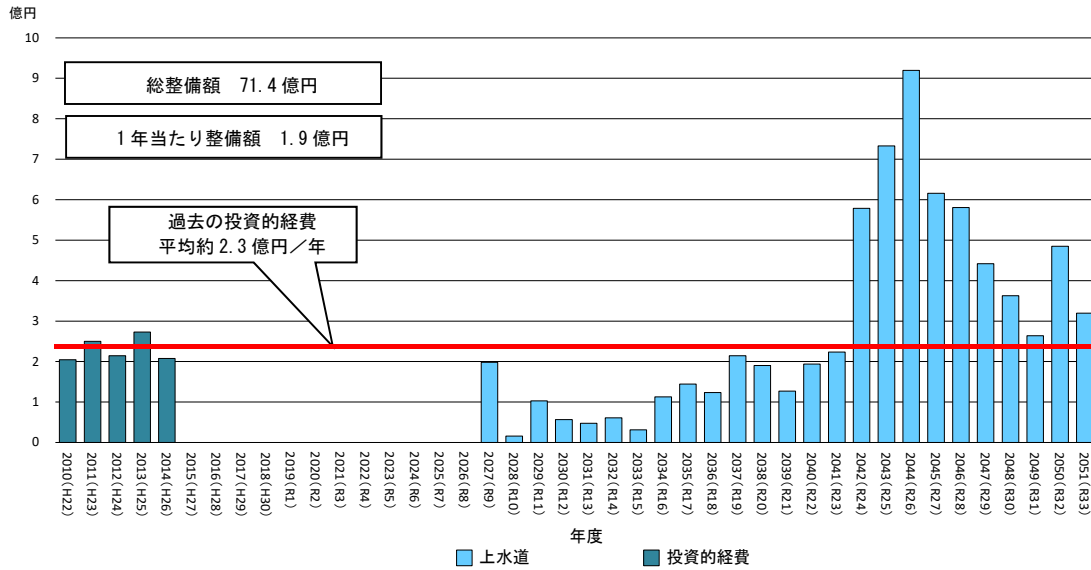


(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

図 公園 年度別整備面積による将来の更新費用の推計

これまで整備してきた公園の年度別面積に対し、遊具等の公園施設の全面的なりリニューアル整備を建設から50年後に実施するものとして試算すると、平均で年間0.4億円の整備費用がかかる結果となりました。直近5年間の投資的経費に対して、倍程度の費用が必要となります。また、大規模な公園の改修時に投資費用が集中します。

オ.上水道の試算結果



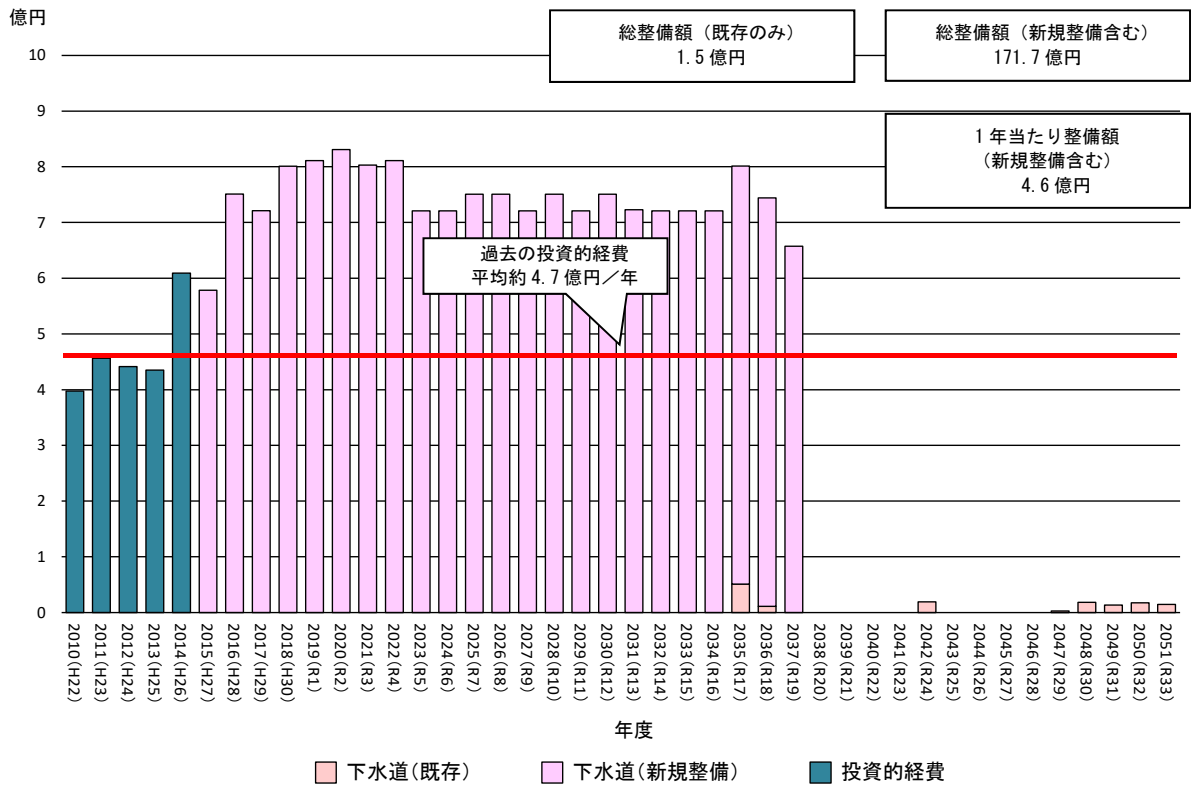
(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

図 上水道 管径別延長による将来の更新費用の推計

上水道について、更新年数を 60 年として、年度別の整備延長から更新費用を試算すると、令和 33 年度までに 71.4 億円、平均で 1.9 億円/年が必要という結果となります。しかし、令和 24 年度以降は大幅に費用が発生するため、施設を維持していくためには、コスト縮減、平準化を図りながら、一定規模の投資費用を確保して維持していく必要があります。ただし、試算結果には、配水場は含まれていません。

下水道整備工事に併せ、また、重要給水施設配水管については老朽化とは別に耐震化の工事が進められており、その時点で工事が実施された箇所管路は更新されていきます。

カ.下水道の試算結果



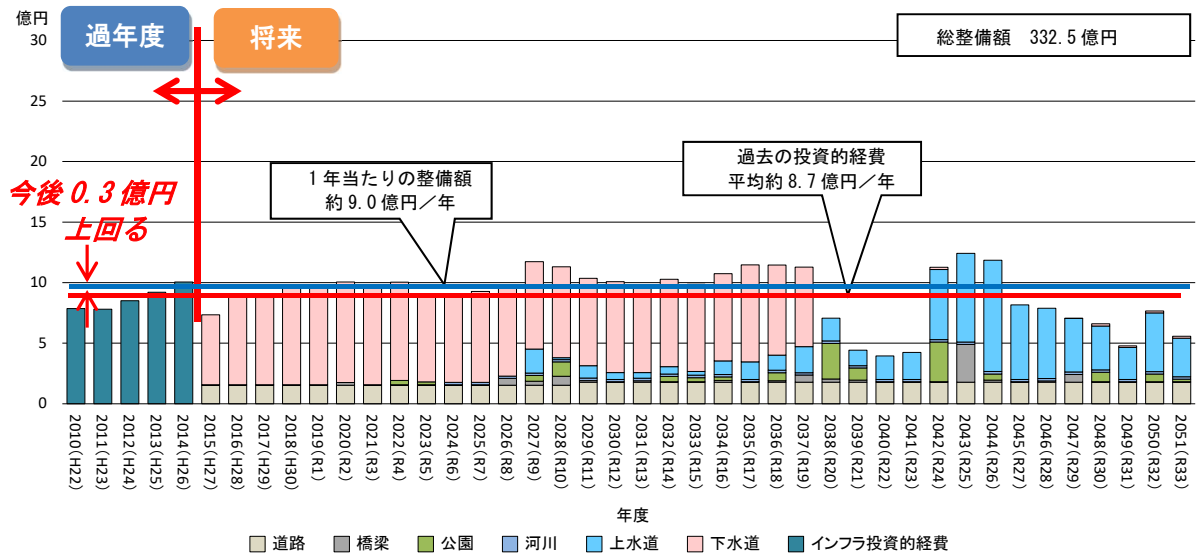
(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

図 下水道 管種別年度別延長による将来の更新費用の推計

下水道については、更新年数を 75 年とした場合、整備年度が新しいこともあり、令和 33 年度までに更新を迎える管路は少なく、必要となる更新費は約 1.5 億円ですが、今後も管路の新規整備が続いていくため、その費用を含めた場合、約 171.7 億円になります。令和 19 年度までは過去の投資的経費を上回ることであり、更なる投資費用の確保が必要となります。

③インフラ施設全体の試算結果

令和 33 年度までに必要となる将来コストは、更新費用が 332.5 億円（一般会計・企業会計含む） となり、1 年当たりの更新費用は 9.0 億円/年となります。



(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

図 将来の更新費用の推計（インフラ施設）

上記のグラフは、将来必要となる更新費用が過年度の投資的経費で概ね賄えていますが、平均して 3,000 万円/年程度の財源が不足します。そのため、財源のバランスを考慮し、計画的な維持管理によりコスト縮減と平準化を図る必要があります。

インフラ施設は、まちづくりを進める上で重要な都市基盤を構成するものであり、市民のライフラインを支える必要不可欠な施設です。よって、ハコモノ施設のように統廃合するということは考えにくい施設です。

今後、インフラ施設を維持していくため、コスト縮減を図りながら、一定規模の投資費用を確保して維持していく必要があります。

④会計別の試算結果

試算条件を見直して試算した会計別の結果を示します。

ア.一般会計に係るインフラ施設全体の試算結果

インフラ施設のうち、一般会計の対象となる道路、橋りょう、公園および河川について、試算結果を以下に整理します。

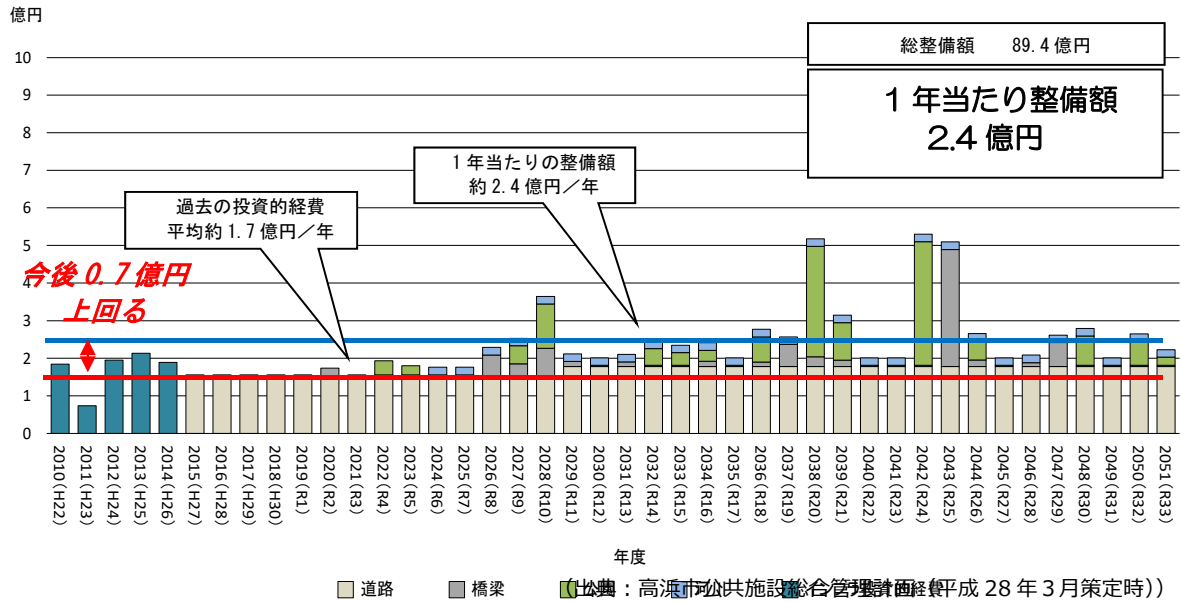
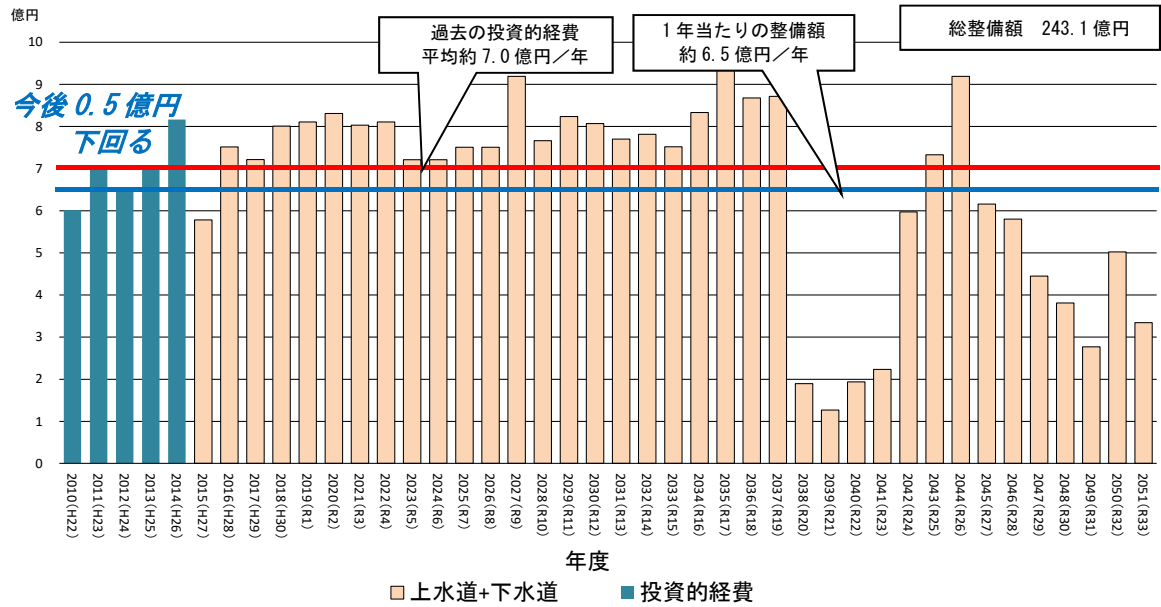


図 将来の更新等費用の試算（一般会計）

イ.企業会計（上水道・下水道）の試算結果

公営企業会計である上水道・下水道の試算結果を以下に整理します。



(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

図 将来の更新等費用の試算（企業会計）

⑤インフラ施設の試算結果のまとめ

分野別に令和 33 年度まで維持した場合の試算結果
インフラ施設全体（一般会計・特別会計等含む）で
705.8 億円（年平均では 19.1 億円）が必要と試算

※過去 5 年間の投資的経費の年平均 8.7 億円の約 2.2 倍の費用

更新時期や更新内容などの条件を見直して再試算

道路→下水道工事の際の道路舗装を加味することによる見直し
→更新年数に見直し

（幹線道路 15→20 年、生活道路等 15→40 年）

河川→費用の平準化

上水道→更新年数の見直し（40→60 年）

下水道→更新年数の見直し（50→75 年）

※橋りょう、公園については変更なし

インフラ施設全体（一般会計・特別会計等含む）で
332.5 億円（年平均では 9.0 億円）が必要と試算

そのうち、一般会計に係るインフラ施設全体で…

89.4 億円（年平均 2.4 億円）が必要！！

道路 : 62.3 億円（年平均 1.7 億円）

橋りょう : 8.1 億円（年平均 0.2 億円）

河川 : 5.6 億円（年平均 0.2 億円）

公園 : 13.4 億円（年平均 0.4 億円）

（参考）企業会計のインフラ施設

上水道・下水道 : 243.1 億円（年平均 6.5 億円）※今後の新設分を含む。

●課題

- 令和 24 年度以降、インフラ施設の整備費用が増加し、令和 33 年度までに一般会計の総額で 89.4 億円（年平均 2.4 億円）を確保する必要があります。
- 現段階で試算に含んでいないインフラ施設による財源不足の恐れがあります。
- インフラ施設を今後維持していくため、コスト縮減を図りながら、投資費用を確保していく必要があります。

●今後の方向性

- 主要な分野以外での台帳整備による施設保有量の正確な把握と、長寿命化計画が未策定分野における取組推進を図ります。
- インフラ施設の管理、点検、修繕といったメンテナンスサイクルを構築するなど、インフラ施設にかかる長寿命化方針を策定します。

(2) 施設類型別インフラ施設の現状

1) 道路・橋りょう

施設の概要		
位置づけ等	道路法にもとづき、一般交通の用に供する道として、市民生活の基盤を支えています。	
施設数	管理路線数（路線）	768 路線
	道路延長（km）	201.7 km
	道路面積（㎡）	1,227,491 ㎡
	管理橋りょう	42 橋（内、刈谷 1、碧南 1）
	橋りょう延長（m）	772.22 m
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良率は、令和 4 年 3 月時点で 67.3%（愛知県下の市町村道全体の道路改良率は、道路統計年報 2020 によると、平成 31 年 3 月 31 日現在で 66.2%） ※道路改良率は、改良済道路延長/道路実延長 都市計画道路の整備状況は令和 4 年 3 月時点で 80.5% 道路や橋りょうなどの多くは、築後 40 年から 50 年を経過しつつあり、今後、老朽化による更新時期が集中するため、計画的な維持・更新を進めることが必要となります。 	

①道路の状況

市が維持管理する市道は、大きく一級^{※1}、二級^{※2}及び一級・二級道路以外のその他道路に区分され、それぞれの管理延長は、道路台帳の道路現況調書により、以下のよう整理されています。

表 道路の整備状況一覧表（令和 4 年 3 月時点）

	一 級 道 路	二 級 道 路	そ の 他 道 路	総 合 計
延長（m）	10,672.2	19,723.6	171,279.9	201,675.7
路線数	4	14	750	768
道路面積（㎡）	149,176.90	174,934.41	903,379.37	1,227,490.68

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。（出典：道路台帳）

※1 一級道路：市道のうち、幹線道路をいいます。

※2 二級道路：市道のうち、補助幹線道路をいいます。

②橋りょうの状況（年度別 構造別）

本市が維持管理する橋りょうは、年度別および構造別（PC 橋※1、RC 橋※2、鋼橋、その他）の整備量は、橋梁台帳により以下のように整理されています。

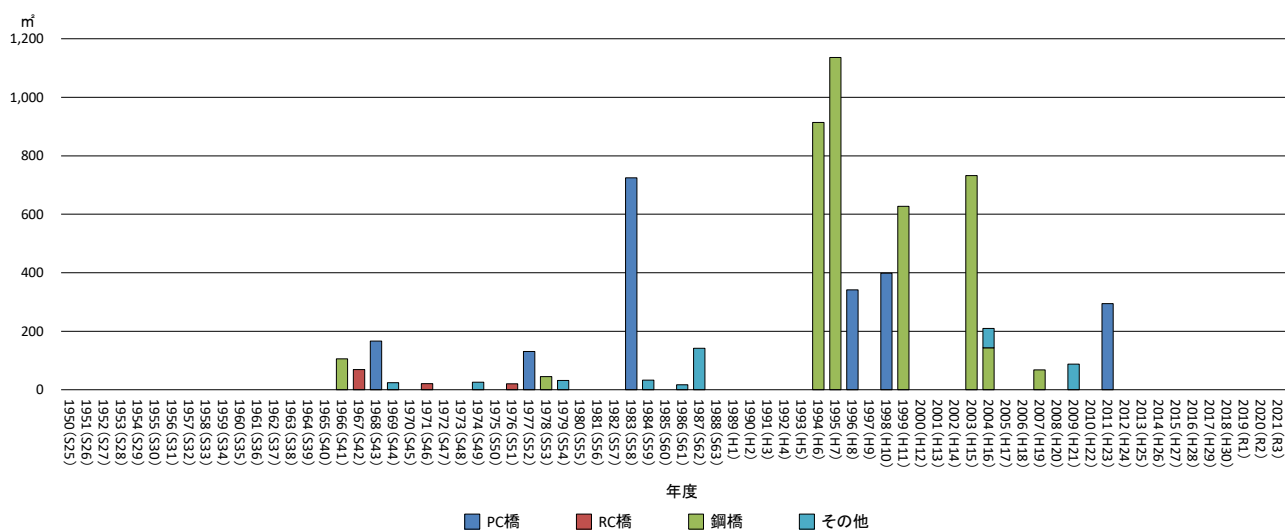


図 橋りょう 構造別年度別整備面積

近年に整備された橋長の長い橋りょうは、PC 橋や鋼橋が多く、橋長が短い橋梁はその他（BOX カルバート）が多くなっています。

表 橋りょう一覧表（令和 4 年 3 月時点）

番号	橋りょう名	橋長 (m)	有効幅員 (m)	橋種 (上部工材料)	径間数	架設年次
1	横浜橋	65.90	11.00	PC 橋	3	昭和 58 年 3 月
2	坂上橋	76.20	12.00	鋼橋	2	平成 6 年 12 月
3	外測橋	44.80	14.00	鋼橋	1	平成 11 年 5 月
4	論地橋	77.00	9.50	鋼橋	2	平成 15 年 7 月
5	吉野橋	35.10	9.75	PC 橋	1	平成 8 年 2 月
6	中学橋	38.80	10.25	PC 橋	1	平成 10 年 12 月
7	前橋	31.90	9.25	PC 橋	1	平成 23 年 2 月
8	小橋	28.50	5.00	鋼橋	1	平成 16 年 10 月
9	中根橋	12.39	5.55	RC 橋	2	昭和 42 年
10	上田橋	13.60	7.00	PC 橋	1	昭和 43 年
11	西の橋	4.80	6.50	BOX カルバート	1	不明
12	清吉橋	15.00	3.00	鋼橋	1	昭和 53 年 9 月
13	春日橋	7.25	9.20	BOX カルバート	1	平成 16 年
14	平松橋	9.90	10.75	鋼橋	1	昭和 41 年
15	小中根 4 号橋	7.20	3.20	BOX カルバート	1	平成 21 年 3 月

番号	橋りょう名	橋長 (m)	有効幅員 (m)	橋種 (上部工材料)	径間 数	架設年次
16	小中根橋	7.20	9.00	BOX カルバート	1	平成 21 年 3 月
17	中井筋橋	8.10	12.10	BOX カルバート	1	不明
18	吉田橋	7.40	19.20	BOX カルバート	1	昭和 62 年 9 月
19	小中根 3 号橋	3.20	2.80	RC 橋	1	不明
20	小中根 2 号橋	3.05	10.80	BOX カルバート	1	昭和 59 年 3 月
21	山田橋	3.15	10.00	BOX カルバート	1	不明
22	誠橋	2.98	3.40	BOX カルバート	1	不明
23	山田 3 号橋	3.70	6.40	BOX カルバート	1	昭和 44 年 4 月
24	小池 2 号橋	5.40	5.00	BOX カルバート	1	不明
25	蜂ヶ尻橋	3.00	6.00	BOX カルバート	1	不明
26	蜂ヶ尻 2 号橋	6.00	15.51	BOX カルバート	1	不明
27	小池橋	2.90	6.00	BOX カルバート	1	昭和 61 年 3 月
28	古新田橋	3.50	11.55	RC 橋	1	不明
29	中吉新田橋	3.50	11.50	RC 橋	1	不明
30	江添橋	9.65	6.50	BOX カルバート	1	不明
31	江川橋	3.60	5.50	RC 橋	1	昭和 51 年
32	元八幡橋	3.60	9.00	BOX カルバート	1	昭和 54 年
33	横田橋	3.70	8.40	BOX カルバート	1	不明
34	池田 2 号橋	3.45	5.95	RC 橋	1	昭和 46 年
35	池田橋	10.30	7.00	PC 橋	1	昭和 43 年
36	池田 3 号橋	4.60	5.60	BOX カルバート	1	昭和 49 年
37	中島橋	3.00	2.10	RC 橋	1	
38	洲崎橋	13.00	10.10	PC 橋	1	昭和 52 年
39	神明社跨線橋	17.00	4.00	鋼橋	1	平成 19 年
40	神明 1 号橋	5.10	6.00	RC 橋	1	不明
41	神明 2 号橋	3.80	8.00	BOX カルバート	1	不明
42	三河高浜駅連絡橋	160.00	6.00	鋼橋		平成 7 年
	合 計	772.22				

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。（出典：橋梁台帳）

※1 PC 橋：鋼線でコンクリートを補強した PC（プレストレスト・コンクリート）を使った橋をいいます。

※2 RC 橋：鉄筋でコンクリートを補強した RC（鉄筋コンクリート）を使った橋をいいます。

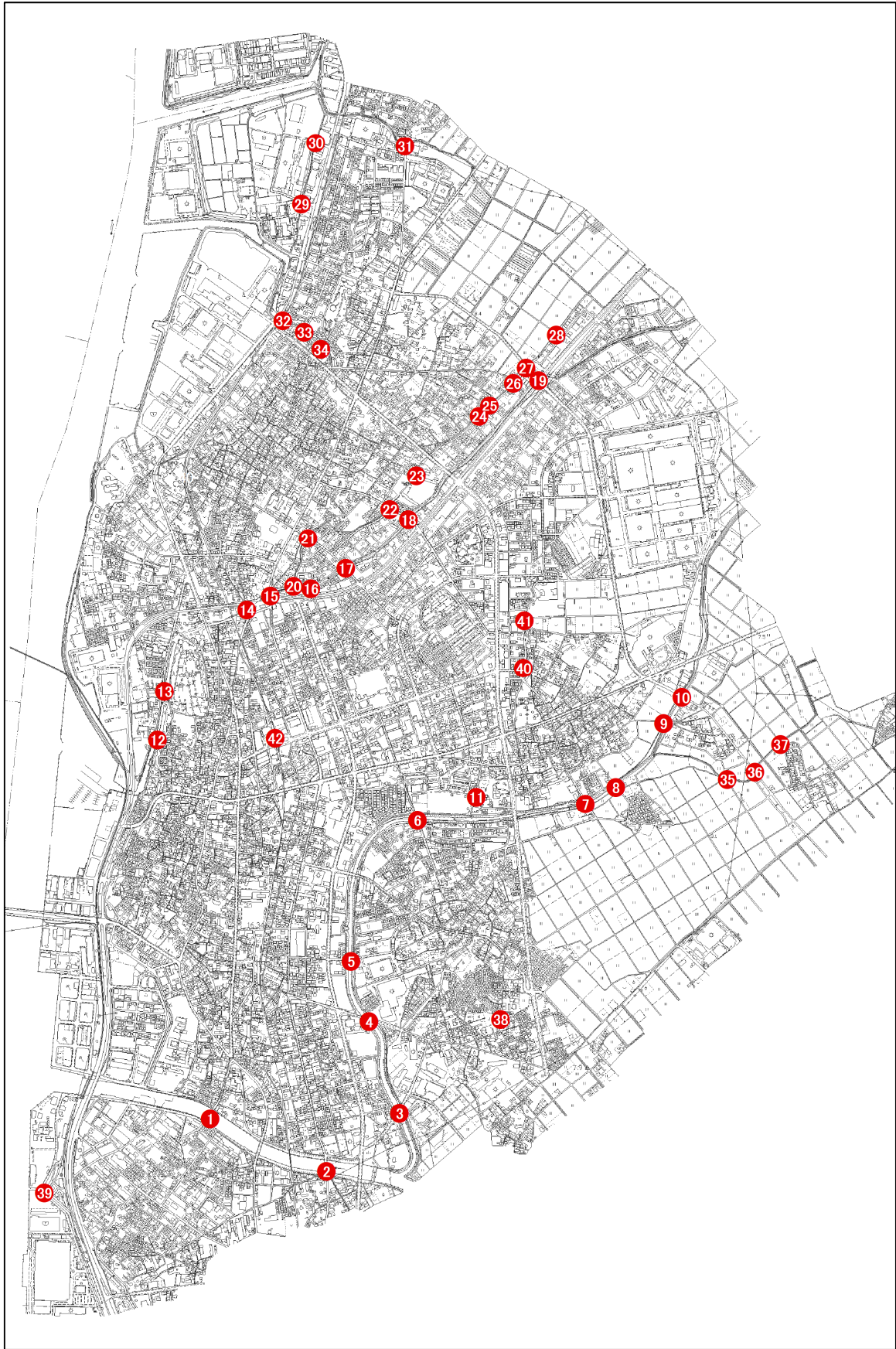


図 橋りょう位置図

2) 河川

施設概要		
位置づけ等	河川法にもとづき、流水の正常な機能が維持されるよう河川環境の整備と保全を行っています。	
施設数	河川	準用河川： 3本 延長： 2,060m
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は、高度経済成長期に築造されているが、経年劣化による損傷が見られます。 ・整備年度が不明であり、今後も老朽化状況を適切に把握し、対策を行う必要があります。 	

市が保有および管理する河川は、以下に示す準用河川一覧表のとおりです。河川の種類には、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川があり、準用河川は、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。

表 準用河川一覧表（令和4年3月時点）

水系名	河川名	延長	告示年月日
単独江川	江川	1,160m	昭和49年 7月 1日
二級河川 高浜川	鮫川	800m	昭和49年 7月 1日
二級河川 高浜川	小脇川	100m	昭和49年 7月 1日
合計		2,060m	

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。

（出典：準用河川一覧表）

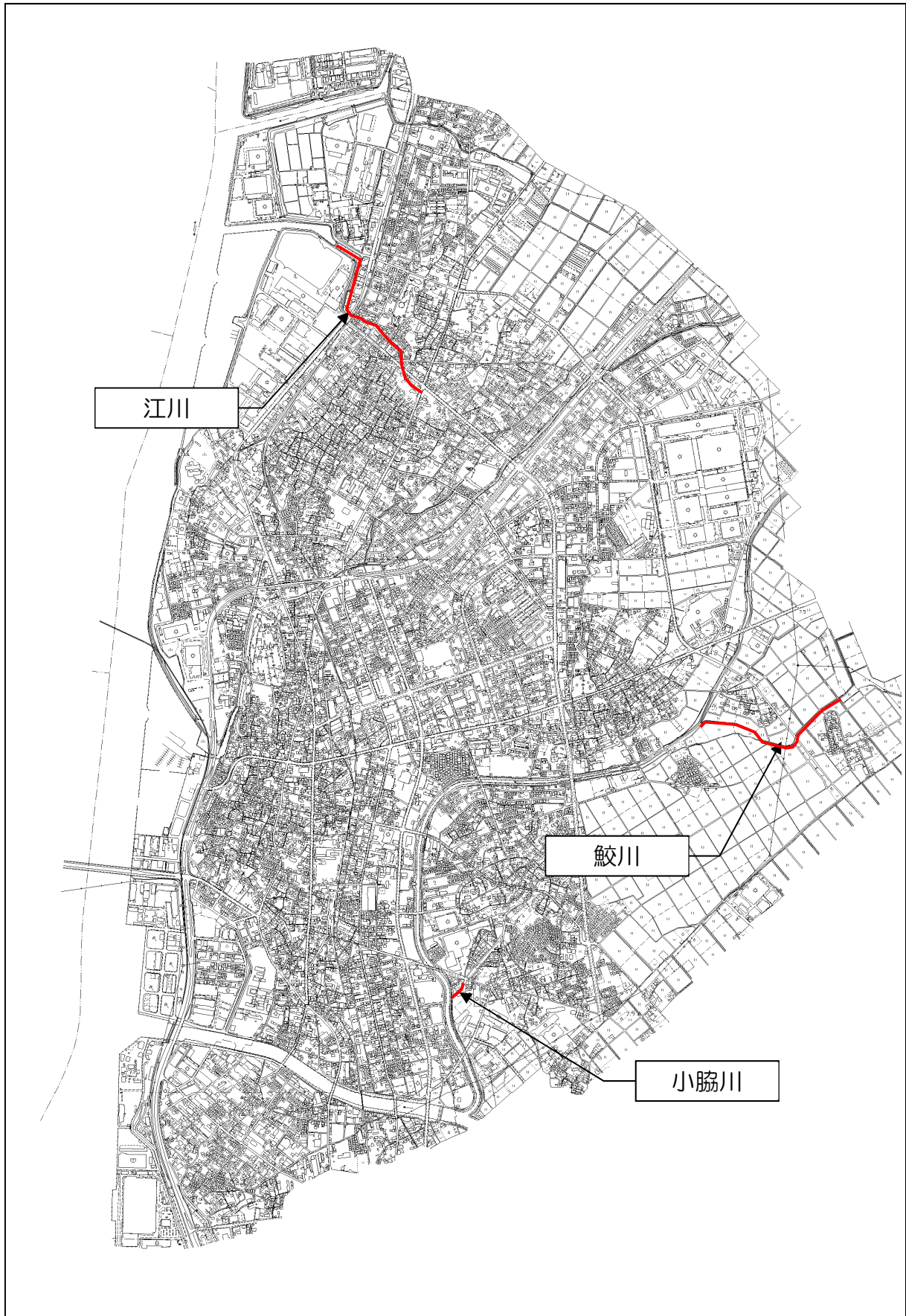


図 準用河川 位置図

3) 公園

施設概要		
位置づけ等	市民生活における憩いや交流の場、災害時の一時避難所としての空間を有しています。	
施設数	都市公園※1	22 箇所 面積 11.12ha
	市立公園※2	2 箇所 面積 1.24ha
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・設置から20年以上経過した施設が多く、経年劣化による損傷や故障が近年多くみられます。 ・設置後10年以上経過した機械設備等については、修理の部品が無いため、機能維持のためには、本体の取替が必要となります。 	

※1 都市公園：都市公園法の規定により定めた公園です。

※2 市立公園：地方自治法の規定により定めた公園です。

市が維持管理する公園の年度別の整備量は、以下のように整理されています。中部公園が昭和63年度に、大山緑地が平成4年度に開園しており、その年の整備面積が大きくなっています。

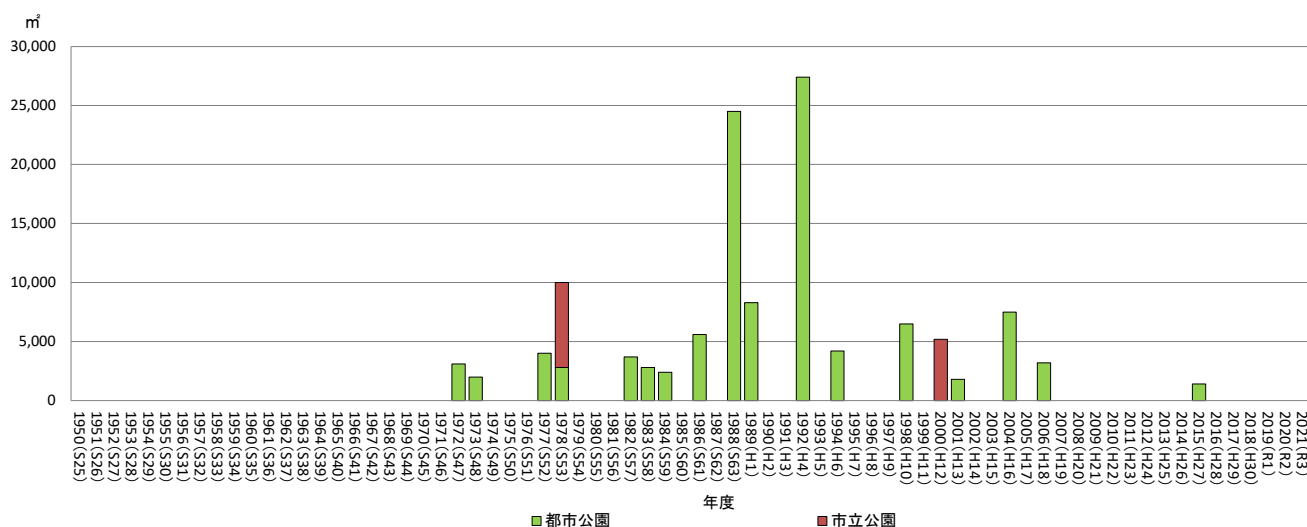


図 公園 年度別整備面積

市が維持管理する公園には、22 箇所の都市公園と 2 箇所の市立公園があります。
それぞれの整備状況を以下に整理します。

表 都市公園一覧表（令和 4 年 3 月時点）

番号	区分	名称	所在地	面積 (ha)	開園 年月日	避難 場所
1	街区	丸畑公園	呉竹町一丁目 2 番 1	0.31	S48. 3. 7	○
2	街区	大坪公園	八幡町五丁目 9 番 14	0.20	S49. 2. 12	
3	街区	洲崎公園	田戸町七丁目 7 番 20	0.40	S52. 5. 1	○
4	街区	碧海公園	碧海町二丁目 6 番 2	0.28	S53. 4. 1	
5	街区	蛇抜公園	芳川町三丁目 6 番 12	0.13	S57. 4. 1	
6	街区	小中根公園	呉竹町四丁目 13 番 1	0.24	S57. 4. 1	○
7	街区	湯山公園	湯山町八丁目 11 番 1	0.28	S58. 4. 1	
8	街区	後世山公園	湯山町五丁目 9 番 1	0.46	S61. 4. 1	○
9	街区	山田公園	小池町四丁目 7 番 11	0.24	S59. 4. 1	○
10	街区	神明公園	神明町二丁目 11 番 1	0.33	H 1. 4. 1	○
11	街区	竜田公園	芳川町二丁目 6 番 13	0.10	S61. 4. 1	
12	街区	大清水公園	八幡町一丁目 9 番 1	0.50	H 1. 4. 1	○
13	街区	外洲公園	二池町四丁目 204 番 1	0.23	H10. 4. 1	
14	街区	吉久伝公園	豊田町一丁目 211 番 1	0.42	H10. 4. 1	○
15	街区	八反田公園	向山町一丁目 208 番 2	0.18	H13. 6. 1	
16	街区	フレンド公園	向山町一丁目 1 番 7	0.70	H16. 4. 1	○
17	街区	ふれあい手づくり公園	神明町四丁目 200 番 6	0.05	H16. 4. 1	
18	街区	さわたり夢広場	沢渡町三丁目 6 番 16	0.32	H18. 4. 1	○
19	街区	論地どんぐり公園	論地町二丁目 2 番 207	0.14	H27. 8. 1	○
20	近隣	中部公園	神明町一丁目 12 番 1	2.45	S63. 4. 1	○
21	緑地	大山緑地	春日町二丁目 1 番 1	2.74	H 4. 6. 22	○
22	歴史	森前公園	青木町九丁目 7 番 29	0.42	H 6. 4. 1	
計	22			11.12		

表 市立公園一覧表（令和 4 年 3 月時点）

番号	区分	名称	所在地	面積 (ha)	開園 年月日	避難 場所
1	市立	八幡公園	八幡町四丁目 1 番 16	0.72	S53. 4. 1	○
2	市立	高平公園	芳川町二丁目 1 番 7	0.52	H12. 4. 1	○
計	2			1.24		

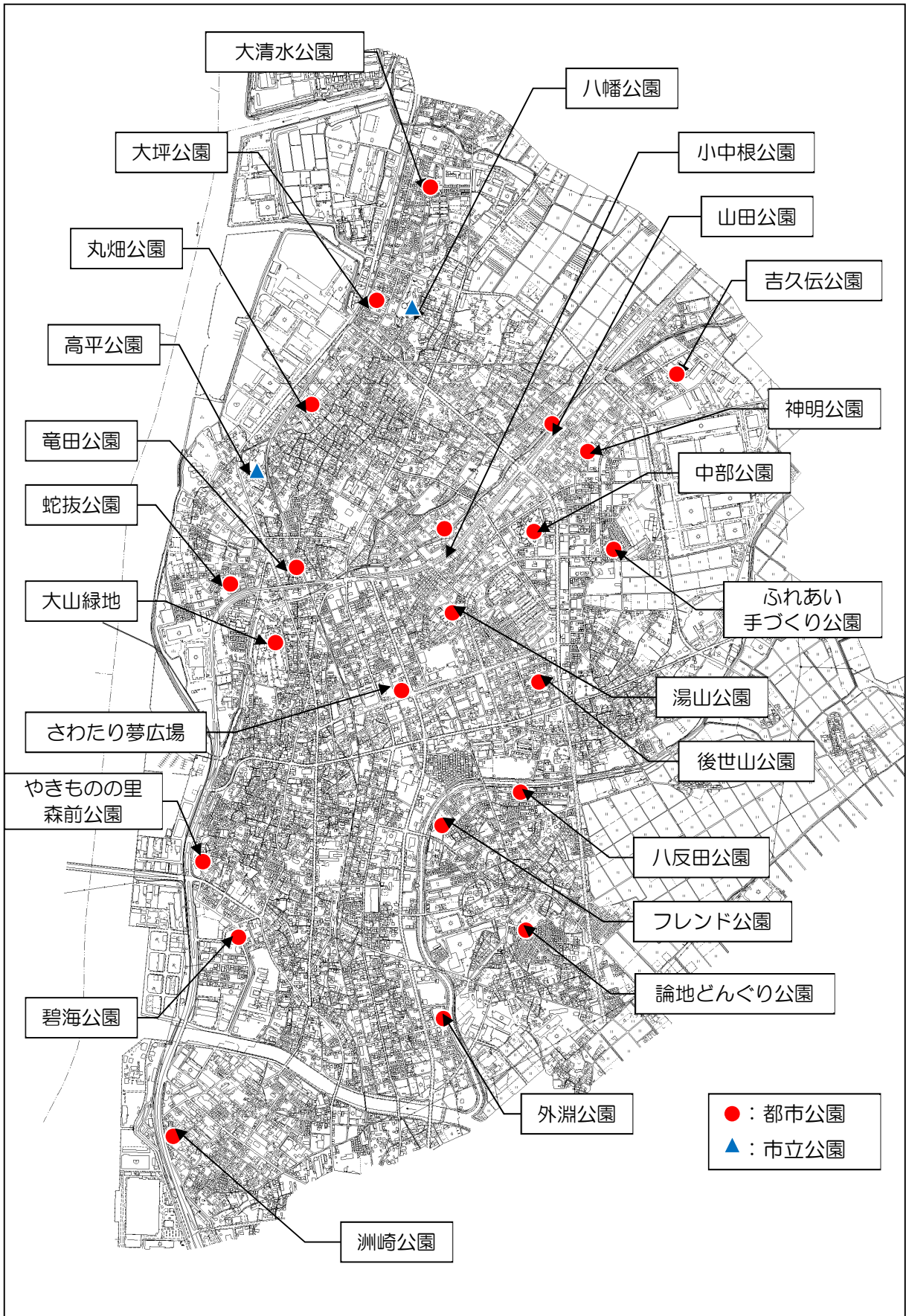


図 公園 位置図

4) 上水道の状況

施設概要		
位置づけ等	市民生活及び社会生活に資する水道水を供給するための施設として設置されています。	
施設数	配水管 (k m)	224 k m
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 普及率は99.9%であり、整備はほぼ完了している状況です。 人口が増加する一方で、水道給水量については節水機能向上及び使用者の節水意識の向上により生活用水量の増加は大きく見込めず、業務用に使用している大口使用者についても水道使用機器の節水機能の高性能化等により給水収益の悪化が想定されます。 	

市が保有する上水道の整備状況は、年度別および管径別に、以下のように整理されています。

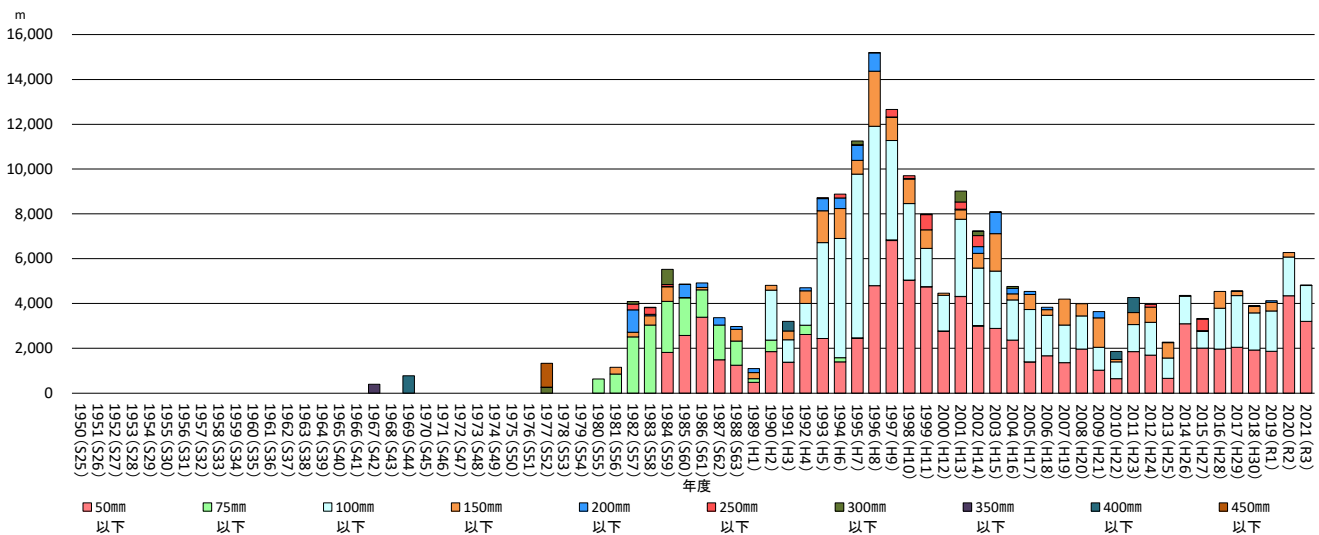


図 上水道 年度別整備延長 (令和4年3月時点)

5) 下水道の状況

施設概要		
位置づけ等	市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するための施設として設置しています。	
施設数	管路延長 (km)	185km (汚水管+雨水管)
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 普及率^{※1}は令和3年度末時点で67.4%であり、水洗化率^{※2}は79.1%です。 近隣市や愛知県(令和3年度末の下水道普及率80.6%)と比較して、普及率が低く、整備施設の有効活用を図る必要があり、市域の南北で整備状況に差が生じています。 老朽化による問題は、現時点では顕在化していませんが、今後、大量の更新時期が集中するものと考えられます。 	

※1 普及率：供用開始区域内人口÷住民基本台帳人口で示されます。

※2 水洗化率：水洗化人口÷供用開始区域内人口で示されます。

市が保有する下水道の整備状況は、年度別および管種別に、以下のように整理されています。

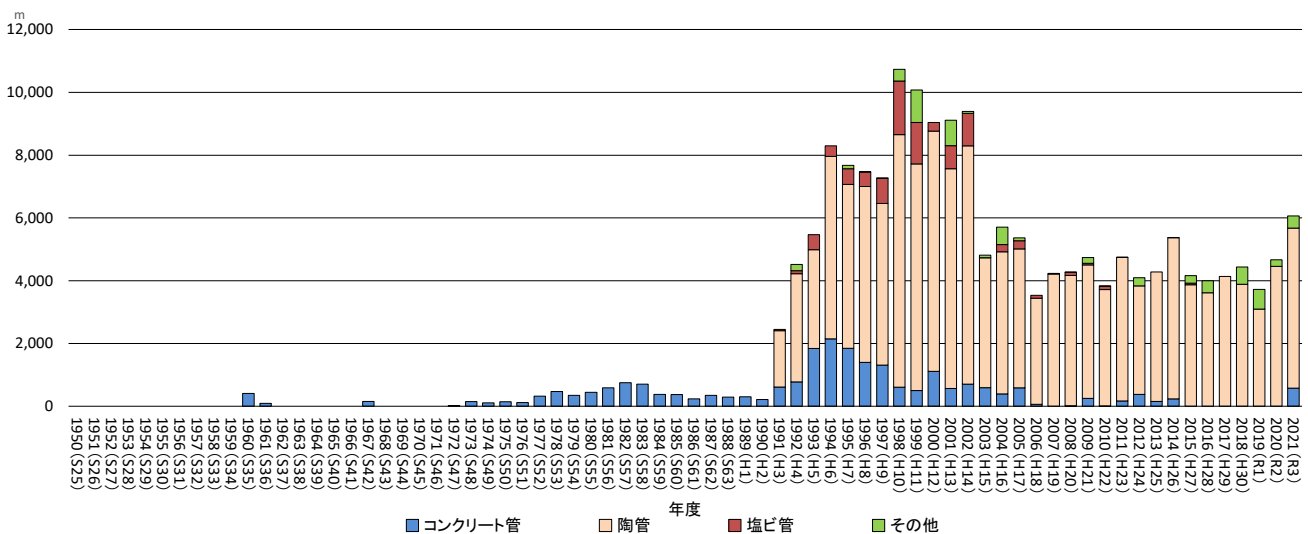


図 下水道 年度別整備延長 (令和4年3月時点)

高浜市公共下水道 使用開始区域図

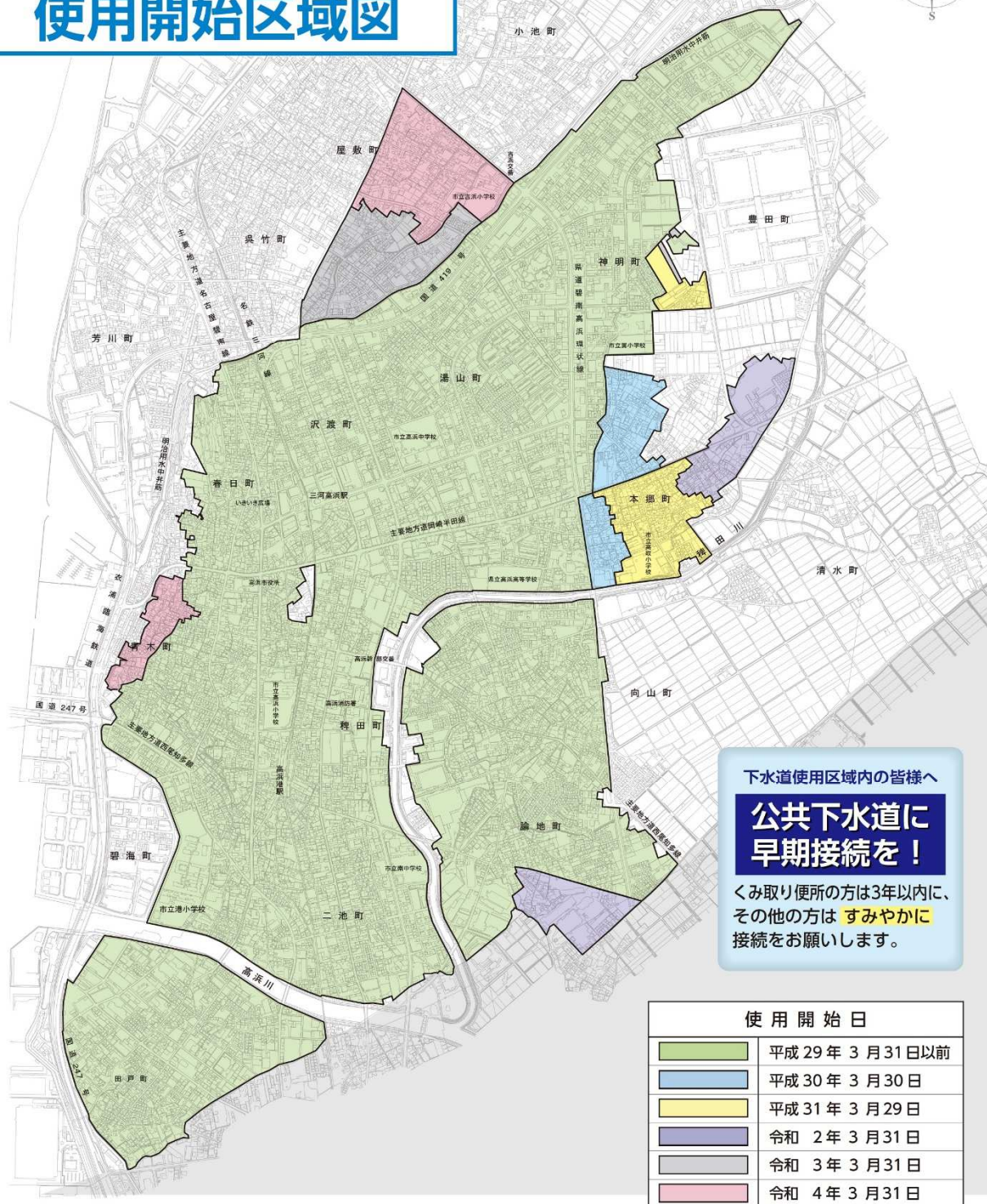
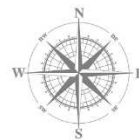
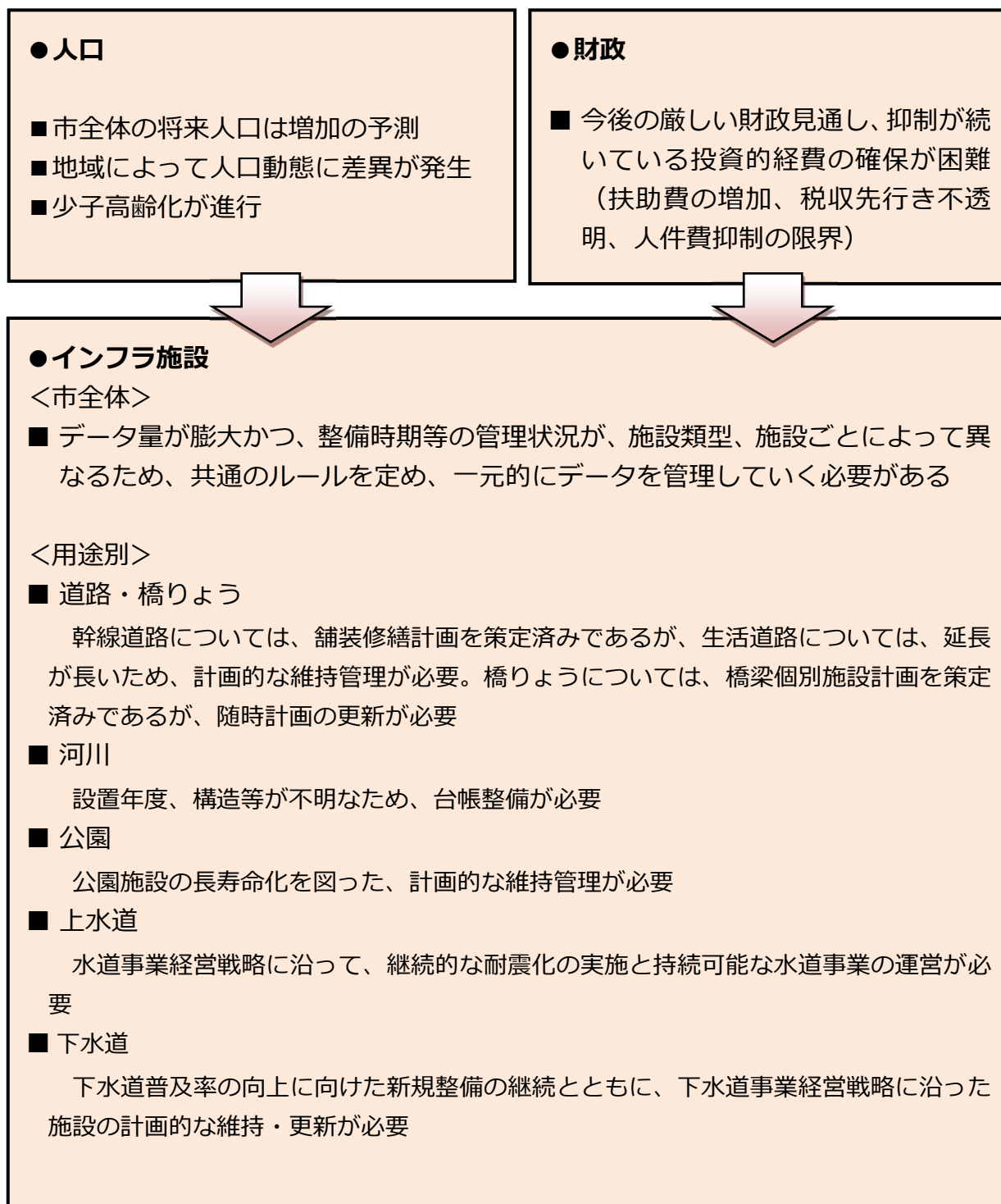


図 下水道 供用開始区域図

(3) 課題の整理

ここまでのインフラ施設の現況と課題より抽出される課題は、以下のとおりです。



第3章

公共施設総合管理計画の全体方針

3-1 公共施設マネジメントの必要性

(1) 公共施設の維持・改修コストの大幅な増加への対応

本市のハコモノ施設は、1960年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化等に応える形で、市制を引いた1970年代に教育文化施設等をはじめ、多くの公共施設を整備してきました。この結果、公共施設の老朽化における大規模改修や建替えの大きな波が訪れており、改修や建替えなどの更新費用が莫大となることから、このままでは、施設にかかる投資費用が集中することにより市の財政が破綻してしまいます。

さらに、これまでのように施設機能の不具合が生じてから修繕を行う対症療法的な施設管理では、修繕が必要な施設に対して適切な予算措置ができず、老朽化した建物の崩壊による事故や、災害時の避難拠点としての機能不全等、行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設については、区画整理事業や都市計画道路、上水道や下水道など、市民のライフライン等これまで都市基盤整備を進めてきましたが、インフラ施設についても今後は維持修繕等や更新する時期が訪れます。

このことから、人口動態・財政状況・施設の利用実態等の分析結果を踏まえ、中・長期的な視点により、公共施設の総量の圧縮や建替えから大規模改修への転換、計画的な修繕、財政的負担の平準化を考慮した計画の策定を早期に図る必要性があります。

(2) 全庁的なデータの整理・収集、管理体制整備の必要性

公共施設マネジメントを行うには、公共施設の維持管理や運営、改修に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析をする必要があります。しかし、現在の施設の管理形態は、担当グループがそれぞれ所管している施設の維持管理等を行っています。

さらに、これまで「持続可能な基礎自治体」を目指し、業務のアウトソーシングを進めてきており、ハコモノ施設の運営形態として、業務委託や指定管理者制度を活用して運営している状況です。そのため、市が所有する建築物の敷地・建物規模・建築年月日・設備等の施設に関するデータ、年間の利用者数等の利用状況に関するデータは、それぞれ施設を管理する団体により管理をしていることから、統一化されていない状況にあります。

また、インフラ施設については、整備時期や修繕時期が不明確な点があり、効率的な維持管理を実践するためのデータが不足している状況にあります。

今後の公共施設のあり方を検討する上では、これらのデータを統一的に整理・把握、また、所管グループの横断的な対応ができる体制整備等、全庁的なデータの整理・収集、管理体制の整備を図る必要性があります。

(3) 総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性

本市が所有しているハコモノ施設は、全体的に老朽化が進行していることに加え、稼働率が低い施設や同一機能を有する施設が重複している施設もあります。また、インフラ施設についても、交通量の増大等により劣化が進行している状況にあります。

また、本市の今後の財政見通しとして、歳入面では市税収入の大幅な増収は見込めず、歳出面では、扶助費等の増加等が避けられない状況にあります。

こうした中、既存のハコモノ施設のすべてを現状のまま維持することは困難であるため、市の長期財政見通し、人口動態や市民ニーズの変化に伴う行政サービス需要の変化、公共施設の配置のバランス、各公共施設の機能等を踏まえ、総合的な視点での優先順位付け、選択と集中により限られた資源の効果的な活用を図る必要性があります。また、インフラ施設については、劣化状況・交通量等を踏まえ、選択と集中による計画的な修繕を図る必要性があります。

(4) 市民との情報・問題意識の共有、民間活力の導入の必要性

今後の公共施設のあり方を検討する上では、これまでの考え方から脱却した発想のもと、ハコモノ施設については、機能移転等による施設の総量圧縮を図った公共施設マネジメントを、また、インフラ施設については、メンテナンスサイクルを構築して公共施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、市民と公共施設の実態に関する情報を共有し、問題意識を共有しながら推進することが重要であり、市民の皆さんも経営者の視点に立って考えることが求められます。また、民間のノウハウや活力を取り入れ、より効果的かつ効率的な公共施設マネジメントの実現が求められます。

3-2 公共施設総合管理計画の全体方針

高浜市の次世代に向けた公共施設マネジメントの確立・発信

持続可能な自立した高浜市を次世代につなぐための公共施設マネジメントの確立・発信を目指すとして、次の5つの基本事項による取組みを行います。

(1) ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化に加え、ユニバーサルデザインや脱炭素化等、幅広く時代の要請への対応を図ります。

- 将来の人口推移や時代と共に変化していく市民ニーズに対応した、長期的な視点をもった取組みを実施します。
- 公共施設の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。
- 脱炭素化に向けて、「第3次高浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、施設・設備の改善等に際して、環境に配慮した工事の実施、環境負荷の低減に配慮した施設整備、電気使用量の削減、街路灯（水銀灯）や公園照明の省エネルギー化等の取組みを推進します。
- 公共施設のライフサイクルコストの削減や施設運営の効率化、施設利用における利便性向上等に向けて、DX化を推進します。

(2) 安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を図ります。

- 公共サービスの基本として、すべての市民が安全・安心に利用することができる施設を提供することが非常に重要です。このため、老朽化が進む施設の改修や更新を進めるとともに、定期的な点検・診断等により危険が察知された場合には緊急的な対策を講じます。
- 未利用施設であり、今後も老朽化等により利用見込みのない施設については、防災・事故防止の観点から施設を早期に解体撤去します。
- 非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下防止対策等）を進め、災害時の損傷や落下等を防ぎます。
- 今後も利用する施設において、耐震化が必要なものについては耐震改修を実施します。中でも、多数の住民が利用する施設、災害時における避難施設・避難所に指定されている施設については、優先的に実施を検討します。

(3) 利用実態を踏まえた機能重視型の公共施設の複合化や集約化を図ります。

- 公共施設のうち、特にハコモノ施設について、施設があるからサービスが提供できるという施設重視の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があるという機能を重視した考え方で、利用の状況などの実態を踏まえて、ハコモノ施設の複合化や集約化を行う取組みを実施します。

(4) 民間のノウハウや活力の導入を図ります。

- 公共施設の整備や管理運営に係る全てを公共で賄うのではなく、費用を比較検討したうえで、民間の技術や経験の活用も視野に入れた取組みを実施します。

(5) トップマネジメントによる推進、総合的な視点からの選択と集中及び財政と連動を図ります。

- 総合的な視点から将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設整備の優先順位付けなどの総合調整をトップマネジメントにより進めます。

第4章

公共施設あり方計画

4-1 公共施設マネジメント基本方針

第3章の公共施設総合管理計画の全体方針に基づき、ハコモノ施設にかかる大方針は次のとおりです。

1. 高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

(1) 小学校区の特徴

本市は、総合計画、防災等まちづくりを考えていく上で、小学校区を単位として考えています。長期的な視点に立って、それぞれの地域の特徴を踏まえたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(2) 地域による人口動態の差異

本市の将来予測人口は増加傾向である一方、児童・生徒等の年少人口は横ばいとなっています。今後の人口予測では、人口の増減が地区ごとに違いがあることから、それぞれの人口構成を踏まえたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(3) 地勢を考慮した再配置

本市は、臨海部に位置し、海岸部の一部では標高が約2mの低地や埋め立てにより造成された場所があります。今後、公共サービスを安心・安全かつ安定的に提供するため、防災上の観点を踏まえ、標高や地質等高浜市の地勢を考慮したハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(4) 周辺地域との連携（衣浦東部広域行政圏、衣浦定住自立圏）

本市は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市の5市を管轄する衣浦東部広域行政圏にあり、図書館や市民ホール等の文化施設、グラウンドやコート等のスポーツ施設において相互利用がされています。また、消防活動を担っている衣浦東部広域連合においても、この圏域で組織しています。さらに刈谷市を「中心市」とする衣浦定住自立圏を形成しています。今後、更なる近隣市との連携を踏まえながら、市民の利便性の向上を目指した取組みを進めます。

2. 新たな取組みによる公共施設マネジメント

(1) すべてのハコモノ施設を対象

本市が保有または借用している土地に建物が建築され、目的を持って使用している施設を対象とします。

(2) トップマネジメントによる推進

組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で検討するため、市長をトップに全庁を挙げて横断的な推進体制を整備します。

(3) 数値目標を明示

ハコモノ施設の現状や実態を把握するとともに、利用頻度に対する目標を数値で明示し、進行管理を行います。

(4) 財政との連動

ハコモノ施設の将来コストの試算や長期財政計画との連動を考慮しながら、財政負担の軽減と平準化等に向けた取組みを進めます。

(5) モデルケースを推進力とする

施設機能に応じた今後の方向性を具体化するため、ハコモノ施設の中でモデルケースを取り上げ、市民の合意を含めたあり方を作成、その検証を行い、これを他の施設への推進力とします。

- 【モデル事業】①複合化 →高浜小学校等整備事業
②跡地活用 →勤労青少年ホーム跡地活用事業
③リース方式→市役所本庁舎整備事業

(6) 市民と問題意識を共有・協働

高浜市公共施設マネジメント白書を定期的に更新し、施設の現状と課題について問題意識を共有し、市民が市民サービスの受益者という立場だけでなく、行政と共に知恵を出し合ってハコモノ施設のあり方を進めます。

3. 大方針実現に向けての5つの柱

(1) 中長期的な視点からのマネジメント

①あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント

本市が目指す都市将来像を実現するためのまちづくりに向けて、総合計画や他の行政計画との整合性を踏まえ、今後どうあるべきかを考え、ハコモノ施設の必要性を精査したうえで、施設の改修・改築、統廃合等の改善策の優先順位付けを行います。なお、必要性が低いものについては、廃止若しくは別機能での活用を進めます。

②地域区分等を踏まえたマネジメント

本市は、徒歩圏が維持できるというコンパクトな地域特性を考慮し、既成の地域区

分を尊重しつつも、長期的視点に立って地域の特性を見据えた配置の検討を進めます。

③人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント

地域の人口動態や将来人口の構成の変化による市民ニーズからの量と質の変化、人口増加に伴う行政サービス全体の需要量の変化を想定し、身の丈にあった適切なハコモノ施設のあり方計画を進めます。また、長期間にわたる中で時代の変化に対応できるよう、適宜、見直しが行える体制を整備します。

④地勢を考慮したマネジメント

公共サービスを安心・安全かつ安定的に提供するため、防災上の観点を踏まえ、施設の立地状況等に留意したあり方を検討する必要があります。特に本市の臨海部には、標高約2mの低地や埋め立てにより造成された場所があるという高浜市の地勢を考慮したハコモノ施設のあり方計画を進めます。

⑤ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント

ハコモノ施設の将来にわたる人件費を含めた維持管理費や修繕費等、長期的な視点でコストを把握し、これを縮減、平準化するため、総量の圧縮、建替えから大規模改修を進めます。

⑥施設の長寿命化（建物の維持・更新のあり方の見直し、機能転用等既存施設の有効活用）

ハコモノ施設を安心・安全に利用できる状態を保つためには、建物や設備の劣化状況等を把握し、計画的かつ段階的な修繕が必要となります。そのため、これまでの建物の維持・更新のあり方を見直すとともに、財政負担の軽減と計画的な財政支出を図るため、建物の維持・改修への継続的な投資による施設の延命を図る長寿命化を進めるとともに、定期的な点検等を行いながら必要な修繕・更新を実施します。また、機能転用等や民間活力の導入も視野に入れた既存施設の有効活用を進めます。

⑦時代の要請に対応したマネジメント

設計・運営における環境への配慮、バリアフリー対応や防災対応等、時代の要請に対応したハコモノ施設の活用及び整備を実現するための、整備手法や維持管理手法を導入します。

(2) 施設の実態を踏まえ、「機能の複合化」・「単一目的施設から多目的化」に転換するマネジメント

①「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント

施設があるからサービスが提供できるという施設先行型の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があることを踏まえ、施設の機能を重視し、機能は極力維持するという考え方を推進します。なお、類似した機能の施設については、機能の統合化を図ります。

②施設の実態を踏まえたマネジメント

利用状況や老朽化等、高浜市公共施設マネジメント白書で整理したハコモノ施設の現状と課題を踏まえ、今後の利活用について具体的な方向性を示します。

③適切な評価指標を用いたマネジメント

ハコモノ施設の配置、利用・運営状況、コストの状況から各施設を評価し、費用対効果の比較や施設の整備目的と利用実態の適合性について、評価指標を用いて評価します。

④システム化等による一元化したマネジメント

施設状況を把握するため、所管グループが個別に管理しているハコモノ施設に関するデータを一元管理するための固定資産台帳等を活用しマネジメントに活かすとともに、そのデータの収集・更新をシステム化して、施設の改修・建替え等にあたっての優先順位や全体方針との調整等、全庁で統一した考え方に基づいた推進体制、状況に応じた見直しができる体制を整備します。

⑤「機能複合化」「用途見直し」を含むマネジメント

ハコモノ施設の利用率や空きスペースなどを考慮し、既存施設の有効活用を図るため、他の用途への転換（リノベーション）や複合化、同じ機能の集約化等を図ります。

また、民間活力を活用した有効活用や近隣市との相互利用等を視野に入れ、各施設が連携し、補完し合うことによって、公共サービスが提供できる仕組みを整備します。

(3) 市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

①市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント

高浜市公共施設マネジメント白書により、市民等にハコモノ施設の現状と課題を公表し、問題意識を共有することにより、市民サービスの受益者という立場だけでなく、サービスの供給者の視点で、行政と共に知恵を出し合っ

げるなどの体制を整備します。

②受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント

ハコモノ施設の利用料金と人件費を含めた維持管理コストについて、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担になっているか確認するとともに、料金設定や減免制度の見直し等使用料手数料の基本方針との整合性を図りつつ、施設利用者だけでなく幅広い市民の意見を聞きながら、受益者負担と管理方法のバランスを踏まえたあり方の検討を進めます。

③施設の管理・運営に市民参加を促進するマネジメント

既にハコモノ施設の管理運営に市民の参加が進められていますが、ハコモノ施設の利用率の向上を目指し、市民や地域団体に施設の管理・運営を更に促す手法の検討を進めます。

④PPPの推進によるマネジメント

ハコモノ施設の整備、管理・運営において、指定管理者制度やPFI等のPPP手法（公民連携）を導入するなど、民間活力を活用し、より効果的かつ効率的なサービスの提供を図ります。

⑤民間施設の活用を含めた施設の再配置

ハコモノ施設の全てを公共で賄うのではなく、維持管理に関するコスト等を比較検討したうえで、民間施設の活用も視野に入れたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(4) 近隣自治体との連携・相互利用の拡大

①近隣自治体のハコモノ施設の相互利用を前提とした施設の再配置

衣浦東部広域行政圏内、衣浦定住自立圏内の近隣自治体とは、既にハコモノ施設の相互利用を実施していますが、更に近隣自治体と連携した相互利用の検討や相互利用を前提とした施設のあり方を検討します。

②「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント

各地区に全ての施設機能を均一に配置するのではなく、コンパクトにまとまったまちであるという特性を活かし、効果的かつ効率的な機能を実現するため、施設間の連携を考慮した施設配置の検討を検討します。

(5) 全庁を挙げた問題意識の共有・体制整備と財政と連動したマネジメント

① トップマネジメントによる推進

組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で、市長をトップに各部局長で構成する「公共施設総合管理計画推進本部会議」を核として、施設の改修等の優先順位付けの決定や全体方針との調整等トップマネジメントによる推進体制を整備します。

② 数値目標の明示による現状把握と問題意識の共有

利用頻度に対する目標等具体的な数値目標を明示し、公共施設マネジメントの必要性や緊急性を庁内で共有することにより、各施設の現状を把握するとともに、庁内一丸となって、より適切なハコモノ施設のあり方の知恵を出し合い共有します。また、目標の達成状況を管理し、継続的な改善につなげる進行管理ができる体制を整備します。

③ 財政制約を意識した優先順位付け

第2次産業の就業率が高い本市では、今後の景気動向、産業構造の変化、人口推移等により税収が大きく影響されます。また、扶助費の増加等による影響により、投資的経費が圧縮されている状況にあります。こうした要因を踏まえ、長期財政計画による財政負担の平準化や財源の確保を検討するとともに、施設の改修や建替えにあたっての優先順位付けを行います。

4-2 施設改善方針

(1) 施設改善方針の内容

公共施設あり方計画では、公共施設マネジメント白書から見えてきた現状と課題から、市が保有するハコモノ施設について、厳しい財政状況のもと、限られた財源の中で将来に向けた改善策等の全体方針や方向性をまとめています。

施設改善方針では、公共施設マネジメント基本方針に基づき、

原則「新たなハコモノ施設はつくらない」ことを前提に、
「学校」を地域コミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野
に入れた、施設の改修・建替えを行う。という考えのもと、

施設の総量圧縮、機能移転等、今後の公共施設マネジメントを進めていくための改善案やハコモノ施設の具体的な方向性を示しています。

施設改善方針の基本的な考え方は、市民の方々にサービスを提供するために施設を活用するとして、機能を重視しており、施設の大規模改修や建替え等の更新時期に合わせて、機能の複合化や機能の集約化を図ることにより、サービスを低下させることなく、これまで以上のサービスが提供できるようにすることとしています。

これまで、ハコモノ施設は市民のニーズに応える形でサービスを提供してきましたが、時代の変化により、その利用のされ方も変化してきています。また、今後の社会情勢の変化の中では、ハコモノ施設が果たす役割も変わってくることが想定されます。そうした時代の変化に対応していけるよう、別途作成する公共施設推進プランの定期的な見直しを行い、進めていきます。

(2) 施設改善方針の考え方

施設改善方針については、公共施設マネジメント基本方針をもとに、高浜市公共施設マネジメント白書で示した次の8つの視点により検討します。

<財産の有効活用に関する検討項目>

①使用形態・利用形態の見直し等による効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門横断的利用 ・利用機能の見直し ・多用途への転用 ・遊休施設の外部利用 	⑤建物のライフサイクルを通じた効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の見直し ・優先度判定 (建替・改修の判断) (事業方針等の判断) ・維持管理コスト削減
②保有形態の見直し等による効率化	(新規整備時・継続整備時) <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有 ・賃借 	⑥集約化・合同化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約化・合同化 ・統廃合 ・総量の圧縮
③運営面の効率化(業務改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運営 ・一部アウトソーシング ・運営の外部化 (指定管理者制度等) 	⑦情報化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・DX化による業務の変化 ・DX化による施設変化
④スペースの効率的利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの有効活用 ・共用化、集約化 	⑧予算面	<ul style="list-style-type: none"> ・重点投入すべき分野の明確化 ・評価結果の予算への反映

上記の検討項目を踏まえ、主に施設の用途・機能別の改善案、改善方策の検討、改善効果等の検討を行った結果は次のとおりです。

1) 施設類型別改善の方向性

対象施設	改善案	改善方策	改善効果
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用率の低い施設の複合化・集約化 ◆保有形態の見直しによる効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用率が低い、又は老朽化が進行している集会施設は、機能が異なる施設との複合化や類似施設との集約化により総量の圧縮を図る。 ○保有形態の見直しによる効率化を図る。 	△74.5%
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ◆機能の複合化、近隣自治体との連携・相互利用の拡大 ◆ネットワークシステム等による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館は、現敷地から機能移転させ、他の施設との複合を図る。 ○専門書は市外の図書館と相互利用するなど、近隣自治体との連携・相互利用の拡大による効率化を図る。 ○図書館と学校図書室をネットワーク化し、情報化等による効率化を図る。 	△100%
美術館	<ul style="list-style-type: none"> ◆保有形態・あり方の見直しによる効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域文化の発信拠点であることから、あり方を検討し、保有形態を含めて見直しを行い、より効率的かつ市民サービスの向上を図る。 	0%
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆機能の集約化・複合化によるスペースの効率的利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の機能移転、学校開放の拡充により、施設を廃止し総量圧縮を図る。 ○民間活力の有効活用を図る【モデル事業】 	△80.6%
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の施設との複合化の推進 ◆大規模修繕による長寿命化 ◆災害時の避難所機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○高浜小学校の施設更新に併せ、地域コミュニティの拠点施設として集会機能やスポーツ施設等との複合化を図る。【モデル事業】 ○災害時の避難所施設としての機能充実を図る。 ○大規模修繕等による長寿命化を図る。 	0%
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模修繕による長寿命化 ◆認定こども園化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○認定こども園化の推進を図る。 ○民間活力の有効活用を図る。 	△21.7%
保育園	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模修繕による長寿命化 ◆認定こども園化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○認定こども園化の推進を図る。 ○民間活力の有効活用を図る。 	△35.4%

対象施設	改善案	改善方策	改善効果
子育て支援センター	◆機能移転による複合化	○施設の更新、大規模修繕を行わないものとし、他施設への機能移転を図る。	△100%
幼児・児童施設	◆機能移転による複合化	○施設の更新、大規模修繕を行わないものとし、学校施設等への機能移転を図る。	△19.3%
高齢福祉施設(介護予防拠点)	◆大規模修繕による長寿命化 ◆機能移転による複合化	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○機能が異なる施設との複合化により総量の圧縮を図る。	△81.3%
高齢福祉施設(老人憩の家)	◆機能移転による複合化	○施設建替えは行わず、機能が異なる施設との複合化により総量の圧縮を図る。	△100%
高齢福祉施設(介護サービス)	◆民間事業者との費用負担の調整	○大規模修繕費等の費用負担について民間事業者と協議を行う。	△45.7%
障がい福祉施設	◆機能の集約化、機能移転による複合化	○施設の建替えは行わず、他の施設への機能移転を図る。	△42.9%
保健センター	◆施設の集約化	○中央保健センターを廃止し、いきいき広場へ集約化する。	△100%
市営住宅	◆大規模修繕による長寿命化 ◆民間施設の活用	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○老朽化した施設の更新時には建替えは行わず、施設の廃止又は民間施設の活用を検討する。	△3.1%
庁舎等	◆保有形態の見直しによる効率化	○老朽化及び耐震未実施の本庁舎は、いきいき広場との連携を踏まえ、リース方式により民間施設として建物を賃借することによる保有形態の見直しを図る。 【モデル事業】(実施済)	△56.1%
施設延床面積圧縮率 合計			△23.7%

(出典：高浜市公共施設総合管理計画(平成28年3月策定時))

2) 小学校区別の改善方針

① 高浜小学校区の方向性

■ 高浜小学校区における公共施設マネジメント

現在の検討の方向性

① 高浜小学校の長寿命化

小学校は耐用年数の長寿命化「高浜市学校施設長寿命化計画」の視点に立ち、維持をしていきます。

② 中央保育園、高浜ふれあいプラザを大規模改修・建替え

今後も維持していく施設として、財政状況などを踏まえながら、計画的に大規模改修や建替えを進めます。

※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

② 高取小学校区の方向性

■ 高取小学校区における公共施設マネジメント

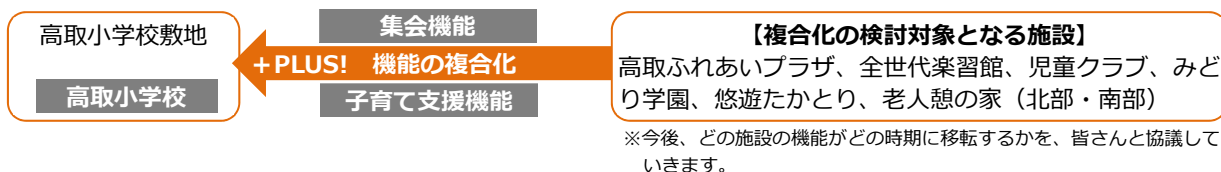
現在の検討の方向性

① 高取小学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化「高浜市学校施設長寿命化計画」の視点に立ち、維持をしていきます。

建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・こども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【高取小学校の複合化イメージ】



② 高取農業センター、高取幼稚園の跡地活用を検討

施設の老朽化およびこども園化に伴い、用途廃止された施設について跡地の活用を検討します。

③ 港小学校区の方向性

■ 港小学校区における公共施設マネジメント 現在の検討の方向性

① 港小学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化「高浜市学校施設長寿命化計画」の視点に立ち、維持をしていきます。
建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・こども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【港小学校の複合化イメージ】



※今後、どの施設の機能がどの時期に移転するかを、皆さんと協議して
いきます。

※南中学校は、学校単独施設として維持をしていきます。(長寿命化改修：R10～R12、建替え：R46～R47)

② 高浜南部保育園、高浜南部ふれあいプラザを改修・建替え

高浜南部保育園、高浜南部ふれあいプラザは、今後も維持していくとして、大規模改修、建替えを進めます。
※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

④ 吉浜小学校区の方向性

■ 吉浜小学校区における公共施設マネジメント 現在の検討の方向性

① 吉浜小学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化「高浜市学校施設長寿命化計画」の視点に立ち、維持をしていきます。
建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・こども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【吉浜小学校の複合化イメージ】



※今後、どの施設の機能がどの時期に移転するかを、皆さんと協議して
いきます。

② 吉浜北部保育園、吉浜ふれあいプラザを改修・建替え

吉浜北部保育園、吉浜ふれあいプラザは、今後も維持していくとして、大規模改修、建替えを進めます。
※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

⑤ 翼小学校区の方向性

■ 翼小学校区における公共施設マネジメント

現在の検討の方向性

学校は耐用年数の長寿命化「高浜市学校施設長寿命化計画」の視点に立ち、維持をしていきます。

① 翼小学校の大規模改修

今後も維持していく施設として、大規模改修を進めます。

② 高浜中学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化

建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・こども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【高浜中学校の複合化イメージ】



※今後、移転機能・時期などについて、市民の皆さんと協議していきます。

③ 翼ふれあいプラザのあり方の検討、保有形態の見直し

翼ふれあいプラザは、現在、民間施設を借用して運営しています。今後、まちづくり協議会の活動拠点のあり方を考える中で、状況に応じて学校への機能移転、保有形態の見直しなどを検討します。

(3) 削減目標の設定

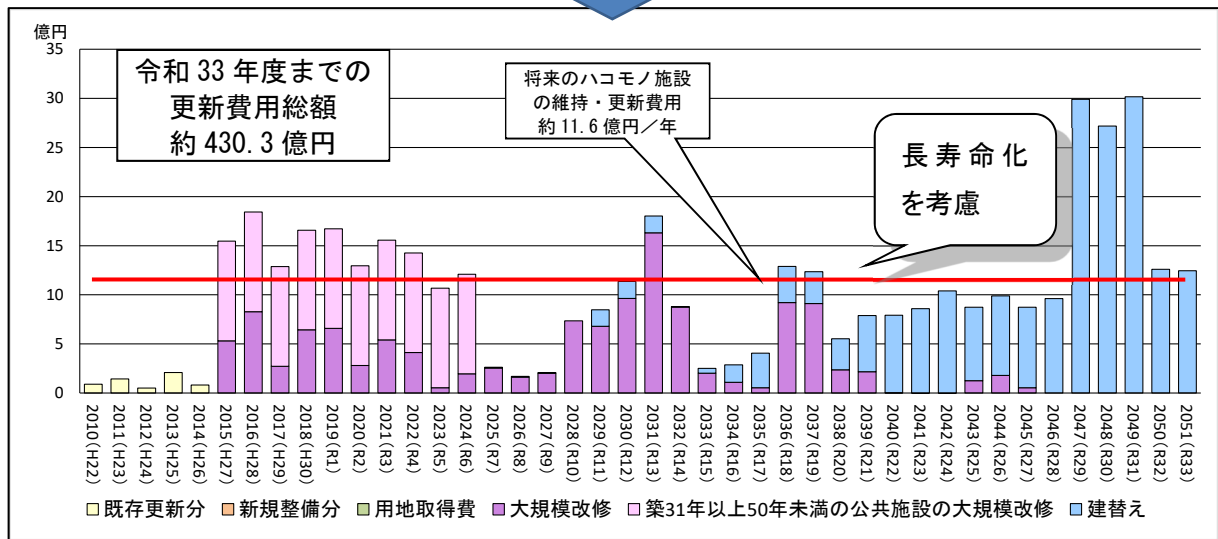
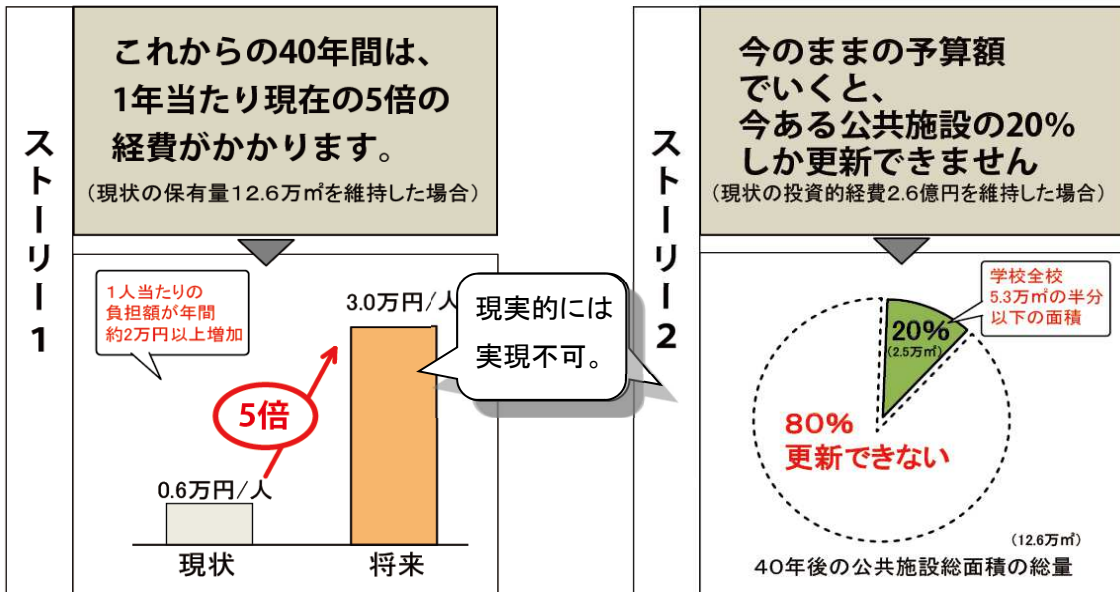
ここでは、当初計画で設定した削減目標を示します。

1) コストシミュレーションの結果

高浜市公共施設マネジメント白書より、本市におけるハコモノ施設の保有面積から、市民一人当たりの投資的経費額を換算した場合の、総量（施設数）とコスト（投資的経費）の視点から見てみると、まず、ストーリー1として、今後も現状の保有面積を維持した場合、更新費用を年平均で13.1億円とすると、市民1人当たりの投資的経費額は現状の投資経費0.6万円の5倍の約3万円となります。つまり、市民1人当たり年間2.4万円も増額することになります。

一方、ストーリー2として、現状の投資的経費の年平均2.6億円で今後も推移した場合、更新できる保有面積が今ある施設の20%、2.5万㎡しか更新できないことになり、10.1万㎡の施設が維持できないということになります。高浜市の小中学校全7校を合わせると約5.3万㎡ですので、全学校の半分しか更新できなくなることから、相当のハコモノ施設の総量圧縮をしなければならないことになります。

また、すべてのハコモノ施設で長寿命化による維持を行った場合を試算しても、令和33年度までに約430.3億円が必要となり、施設の更新を先延ばししただけでは、市の財政状況を考慮すると、すべてのハコモノ施設を維持していくことは困難になります。



(出典：高浜市公共施設総合管理計画 (平成28年3月策定時))

2) 改善項目による取組み

ハコモノ施設が抱える課題を解決するには、「コストシミュレーションの結果」で述べたようなストーリーは、行政サービス面や財政面からみても実際には不可能と言えます。課題解決のためには、公共施設マネジメントを通して行政サービスの見直しも行いながら、様々な手法を用いて改善していくとともに、数値目標を設定し明示する必要があります。

そこで、ハコモノ施設にかかるトータルコストに着目して、公共施設マネジメント基本方針から導き出された改善項目による取組みから、目標値を設定することとしました。

まず、対象施設として、広域施設、土地・建物のいずれも民間である施設を除いた114施設から、民間所有施設（他団体施設）を除いた90の施設について、公共施設マネジメント基本方針を踏まえ、今後も継続して維持していく施設と、複合化や機能移転等により施設の総量圧縮を図る施設の棲み分けを行います。棲み分けにあたっては、年少人口が今後ほぼ横ばいで推移するという人口推計から、学校や子育て関連施設は今後も維持していくこととし、学校を核として周辺の機能を複合化することができないか、また、高齢化が進行する中、地域の利便性を考慮しながら、効率化・機能の複合化・保有形態の見直し等によりコストの縮減を図るといった考え方により棲み分けを行います。

この棲み分けをした施設について、施設の総量圧縮（改善項目①）を行い、圧縮した施設に対して施設の長寿命化（改善項目②）による削減額を検討します。

なお、施設の具体的な総量圧縮や整備の時期は別紙「公共施設総合管理計画推進プラン」に示しています。

①保全の取組み対象施設一覧

今後も継続して維持していく施設は、下記の 50 施設になります。

保全対象施設一覧				
No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設 延床面積 (㎡)
1	高浜南部ふれあいプラザ	集会施設	S54	385
2	吉浜ふれあいプラザ	集会施設	H21	348
3	高浜ふれあいプラザ	集会施設	S51	404
4	高浜エコハウス	集会施設	H20	1,001
5	女性文化センター	集会施設	H6	752
6	かわら美術館	美術館	H5	4,669
7	漕艇センター	スポーツ施設	H9	448
8	五反田グランド	スポーツ施設	S58	0
9	五反田第 2 グランド	スポーツ施設	H4	0
10	流作グランド	スポーツ施設	S56	0
11	碧海グランド	スポーツ施設	S50	0
12	碧海テニスコート	スポーツ施設	S52	0
13	高浜小学校	学校施設	S34	7,841
14	吉浜小学校	学校施設	S44	6,390
15	高取小学校	学校施設	S40	6,061
16	港小学校	学校施設	S50	4,898
17	翼小学校	学校施設	H13	9,729
18	高浜中学校	学校施設	S44	10,320
19	南中学校	学校施設	S52	7,573
20	たかはまこども園 (旧高浜幼稚園)	幼稚園	S63	757
21	吉浜幼稚園	幼稚園	S46	992
22	高浜南部幼稚園	幼稚園	S52	625
23	吉浜北部保育園	保育園	S52	727
24	高浜南部保育園	保育園	H10	1,063
25	旧高浜南部保育園子育て支援センター	子育て支援センター	H10	-
26	中央保育園	保育園	H4	1,236
27	旧中央児童センター	幼児・児童施設	H4	293
28	旧中央児童クラブ	幼児・児童施設	H4	22
29	東海児童センター	幼児・児童施設	S61	326
30	翼児童センター	幼児・児童施設	H13	671
31	東海児童クラブ	幼児・児童施設	S61	23
32	翼児童クラブ	幼児・児童施設	H13	82
33	高取児童クラブ	幼児・児童施設	S40	129
34	楽習館児童クラブ	幼児・児童施設	S38	89
35	となりのおばちゃん ※	幼児・児童施設	H12	20
36	宅老所「いっぷく」	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	S38	161

No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設 延床面積 (㎡)
37	宅老所「悠遊たかとり」※	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	H12	161
38	南部デイサービスセンター	高齢福祉施設 (介護サービス)	H10	496
39	ケアハウス湯山安立 (旧アサヒサン クリン高浜ケアハウス)	高齢福祉施設 (介護サービス)	H15	1,817
40	みどり学園 ※	障がい福祉施設	H12	177
41	いきいき広場	庁舎等	H7	6,011
42	芳川住宅	市営住宅	S56	1,581
43	湯山住宅	市営住宅	S58	3,305
44	東海住宅	市営住宅	S61	3,693
45	稗田住宅	市営住宅	H 1	1,569
46	三高駅西駐車場	その他施設	H7	4,145
47	第一分団詰所	消防施設	H4	129
48	第二分団詰所	消防施設	H9	130
49	第三分団詰所	消防施設	H7	130
50	第四分団詰所	消防施設	H11	130
合 計				91,509

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時）)

上記のうち、廃止・保有形態の見直しを行った施設は下記のとおりです。

(令和 4 年 3 月時点)

No.	施設名	用途	廃止・ 見直し 年度	圧縮効果	備考
13	高浜小学校 (地域交流施設併設)	学校、スポーツ施設、 幼児・児童施設	R2	1,440 ㎡	建替えによる複合化
20	たかはまこども園 (旧高浜幼稚園)	幼稚園	H27	—	貸付による民営化
25	旧高浜南部保育園 子育て支援センター	子育て支援センター	H27	—	民間施設に移行
27	旧中央児童センター	幼児・児童施設	—	—	改善対象施設へ移行
28	旧中央児童クラブ	幼児・児童施設	—	—	改善対象施設へ移行
計				1,440 ㎡	

※ となりのおばちゃん、宅老所「悠遊たかとり」、みどり学園は令和 4 年度に除却予定

②改善の取組み対象施設一覧

複合化や機能移転等により施設の総量圧縮を図る対象施設は、下記の40施設です。

改善対象施設一覧				
No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設延床面積(m ²)
1	旧勤労青少年ホーム	集会施設	S49	694
2	春日庵	集会施設	H3	124
3	高取農業センター	集会施設	S57	381
4	東海会館	集会施設	S61	211
5	旧大山会館(旧大山公民館)	集会施設	S60	621
6	吉浜公民館	集会施設	S44	1,098
7	高浜南部第2ふれあいプラザ	集会施設	S56	478
8	高取ふれあいプラザ	集会施設	H7	743
9	旧中央公民館(市民センター)	集会施設	S55	4,091
10	図書館・郷土資料館	図書館	S54	1,707
11	吉浜図書室	図書館	S44	49
12	高取図書室	図書館	H7	28
13	武道館	スポーツ施設	S54	598
14	旧体育センター	スポーツ施設	S52	1,259
15	旧南テニスコート	スポーツ施設	S57	-
16	旧高取幼稚園	幼稚園	S47	658
17	旧高取保育園	保育園	S53	860
18	吉浜保育園	保育園	H7	800
19	吉浜児童センター	幼児・児童施設	H7	351
20	吉浜児童クラブ	幼児・児童施設	H7	46
21	いちごプラザ ※1	子育て支援センター	S50	307
22	全世代学習館	高齢福祉施設(介護予防拠点)	S38	91
23	サロン赤窯	高齢福祉施設(介護予防拠点)	H14	250
24	生きがいセンター	高齢福祉施設(介護予防拠点)	S60	512
25	高浜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所(旧小規模多機能居宅介護支援事業オリーブ)	高齢福祉施設(介護サービス)	S50	285
26	高取南部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S52	69
27	高取北部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S47	67
28	高浜中部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S45	78
29	高浜南部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S49	68
30	高浜北部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S50	76
31	湯山老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S50	81
32	吉浜南部老人憩の家 ※2	高齢福祉施設(老人憩の家)	S52	69
33	吉浜北部老人憩の家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S48	76
34	高浜老人ふれあいの家	高齢福祉施設(老人憩の家)	S38	163
35	障害者地域生活支援施設「みんなの家」	障がい福祉施設	H15	133

No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設 延床面積 (㎡)
36	中央保健センター	保健施設	S54	831
37	市役所	庁舎等	S52	7,673
38	旧葭池住宅	市営住宅	S39	320
39	地域安心安全ステーション	その他施設	S47	67
40	シルバー作業所（旧福祉作業所）	その他施設	S56	140
合 計				26,153

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

上記のうち、廃止・保有形態の見直しを行った施設は下記のとおりです。

(令和4年3月時点)

No.	施設名	用途	廃止・ 見直し 年度	圧縮効果	備考
1	旧勤労青少年ホーム	集会施設	H30	△694㎡	解体処分
5	旧大山会館（旧大山公民館）	集会施設	R2	-	用途廃止
9	旧中央公民館（市民センター）	集会施設	H29	△4,091㎡	解体処分
14	旧体育センター	スポーツ施設	R2	△1,259㎡	解体処分
15	旧南テニスコート	スポーツ施設	H30	-	解体処分
16	旧高取幼稚園	幼稚園	H31	-	用途廃止
17	旧高取保育園	保育園	H31	△860㎡	解体処分
18	吉浜保育園	保育園	H27	△800㎡	民間譲渡
19	吉浜児童センター	幼児・児童施設	H27	△351㎡	民間譲渡
20	吉浜児童クラブ	幼児・児童施設	H27	△46㎡	民間譲渡
24	生きがいセンター	高齢福祉施設 （介護予防拠点）	-	-	保全対象施設へ移行
30	高浜北部老人憩の家	高齢福祉施設 （老人憩の家）	R3	-	用途廃止
32	吉浜南部老人憩の家	高齢福祉施設 （老人憩の家）	R2	-	用途廃止
37	市役所	庁舎等	H28	△6,615㎡	保有形態を市の所有からリース方式に変更し、現在リース期間中（地下階部分1,058㎡は市保有）
38	旧葭池住宅	市営住宅	H29	△320㎡	解体処分
計				△15,036㎡	

※1 いちごプラザは令和4年度で面積圧縮及び、保全施設へ移行予定

※2 吉浜南部老人憩の家は令和4年度に除却予定

3) 改善項目の試算

改善項目① 機能の複合化・運営の見直し・統廃合等による総量の圧縮

公共施設あり方計画の対象施設から、機能の複合化や機能移転等によって施設の総量圧縮を図る施設と、今後も維持していくとした施設の棲み分けを行い、削減効果を試算します。

施設の総量の圧縮を図った場合、更新費用がかからなくなることから、総額 522.5 億円が約 339.1 億円（年平均 9.2 億円）となり、約 35%の削減結果になります。また、機能の複合化、機能移転等による運営面での効率化を考慮すると、約 93 億円の削減効果（長期財政計画より）になります。

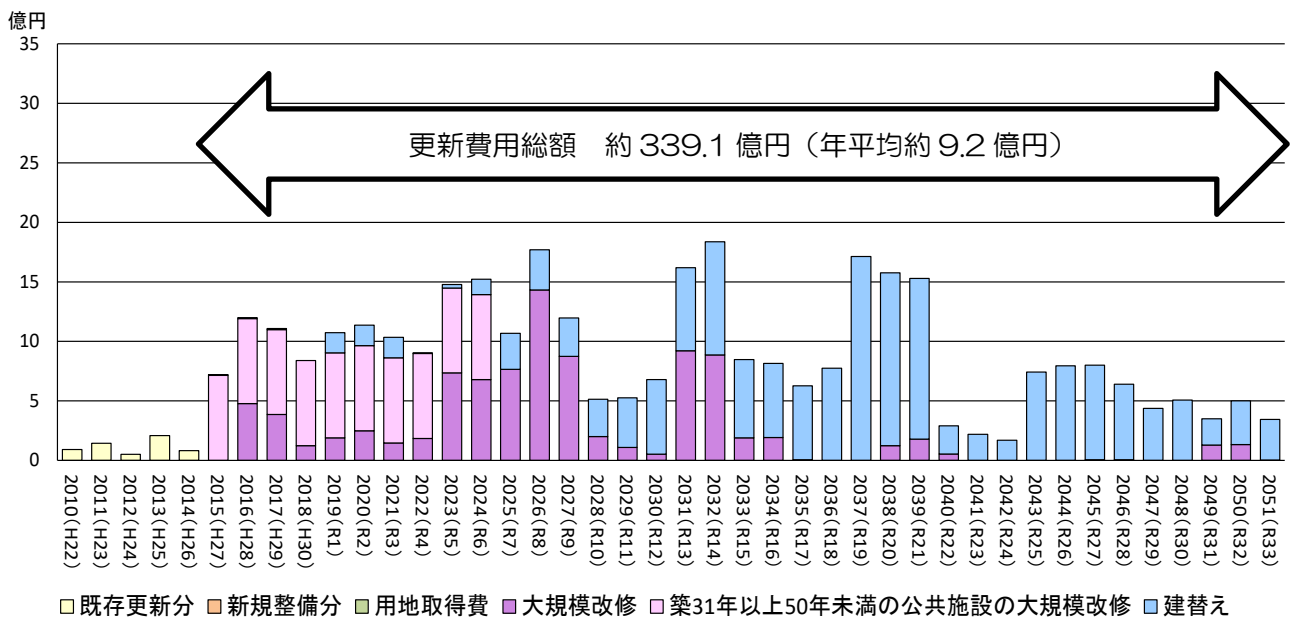
機能の複合化や集約化等の総量圧縮による更新費用試算

【総量圧縮（面積 23.7%削減）による効果】

→約 339.1 億円（年平均 9.2 億円）

総量圧縮しない場合の試算額 約 522.5 億円（年平均 13.1 億円）より → **約 35%減**

【総量圧縮に伴う運営費用の削減効果】削減効果より → **約 93 億円減**



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時））

施設の総量圧縮についての考え方は、学校施設の大規模改修や建替えなどの更新する時期に合わせて機能移転を図る。また、現状の耐用年数をもとに、年数が経過した段階で周辺施設への機能移転を図ることを基本としています。

総量圧縮については、施設の利用状況を踏まえ、当該施設の更新時期が来る前の段階において、総量圧縮に向けた具体的な検討を進めていきます。

改善項目② 長寿命化（建替えから大規模改修へ）

改善項目①の試算結果では、市の財政状況を考慮すると、まだハコモノ施設を維持していくことは困難です。そこで、改善項目②では、さらにコストを削減するために、総量圧縮に加え、長寿命化による削減効果を試算します。

これまでの不具合が生じてから修繕するというのではなく、不具合が生じる前に計画的な修繕や大規模改修を行うとともに、適正な維持管理を実施するなど、ハコモノ施設の延命化を図ることによりコスト削減を図ります。長寿命化案として、大規模改修時期を建築後 35 年、建て替え時期を建築後 70 年とすると、総額で約 293.6 億円（年平均約 7.9 億円）となり、約 13%のコスト削減となる試算結果となっています。

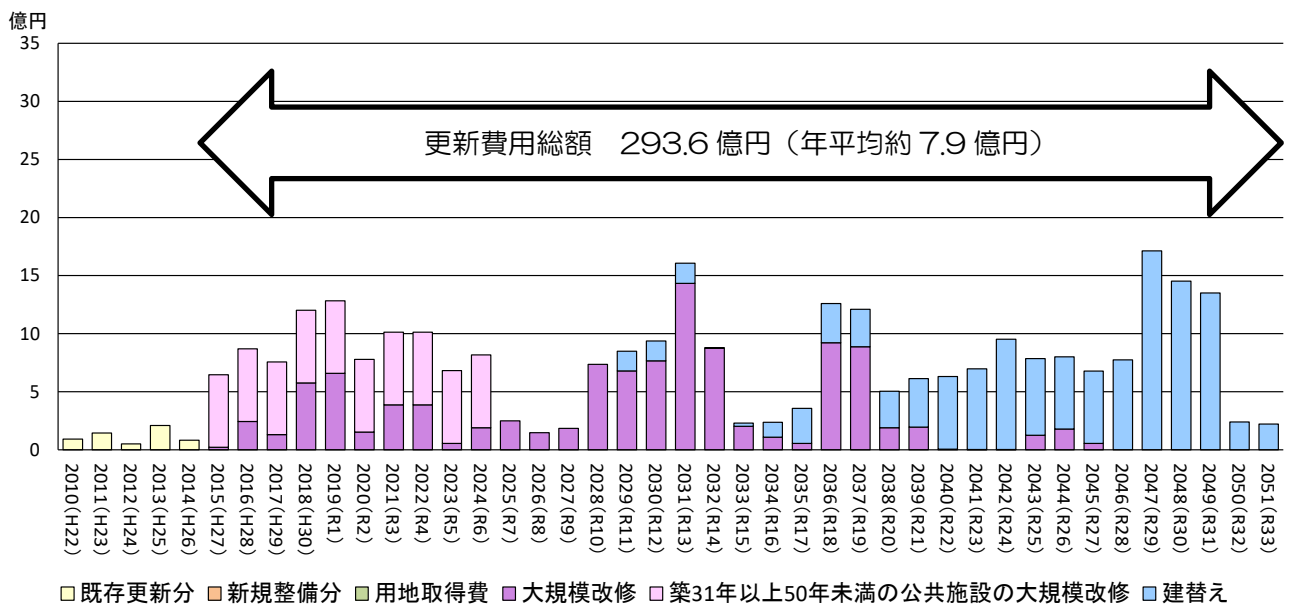
なお、改善項目での試算結果を参考に、実際のハコモノ施設の具体的な総量圧縮や整備の時期は別紙「公共施設総合管理計画推進プラン」に示しています。

ハコモノ施設の長寿命化による更新費用試算（大規模改修 35 年、建替え 70 年）

【長寿命化による効果】

→約 293.6 億円（年平均 7.9 億円）

長寿命化しない場合の試算額 約 339.1 億円（年平均 9.2 億円）より → **約 13%削減**



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時））

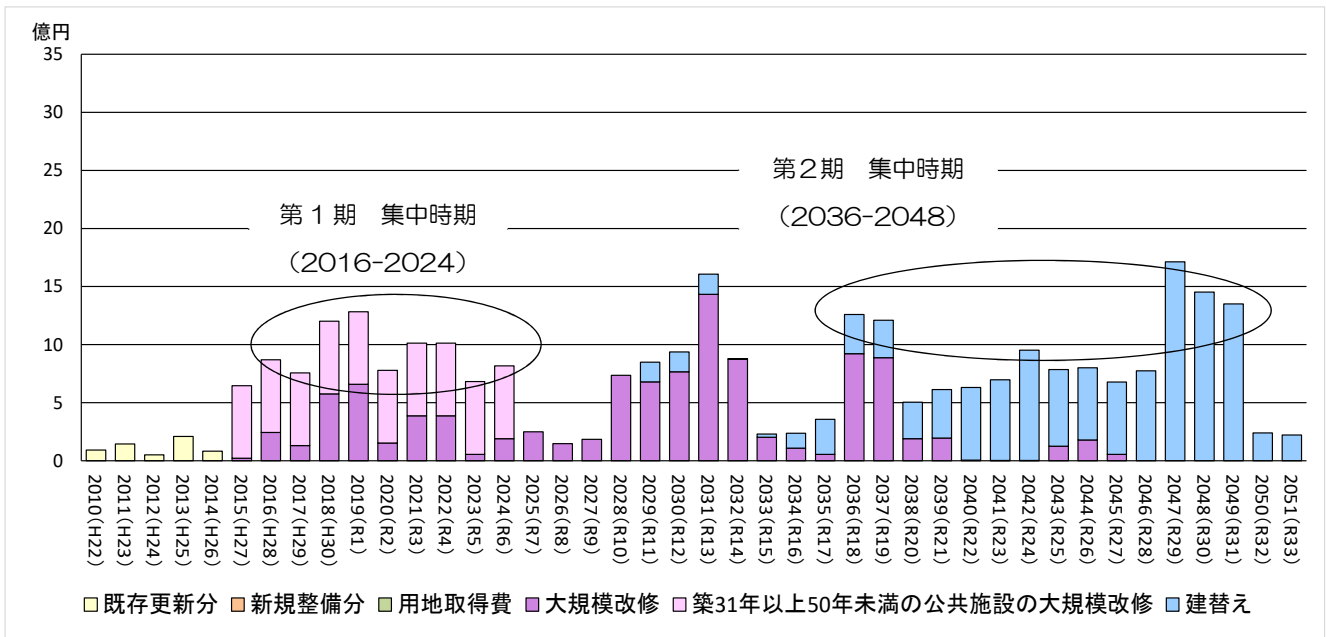
投資的経費の推移から見る財政見通し（長期財政計画の策定の必要性）

改善項目①と②による試算結果に対し、今後市の財政がどのように推移していくかのシミュレーションを行いました。シミュレーションした結果、ハコモノ施設の建替え・改修費用が集中する時期として、大規模改修を行う施設が集中する平成 28 (2016) 年度～令和 6 (2024) 年度までの間（第 1 期集中期）と、建替えを行う施設が集中する令和 18 (2036) 年度～令和 31 (2049) 年度までの間（第 2 期集中期）の大きく分けて、2 度到来することになります。

平成 26 年度に策定した、「公共施設あり方計画（案）」での試算結果においては、第 1 期集中期において、市債による借入や、基金の取り崩しを行うなど、最大限努力しても、第 1 期集中期の後期には基金の残高が枯渇する結果となりました。

そのため公共施設あり方計画の策定にあたっては、持続可能な自立した高浜市を目指すとして、補助金の活用等による保全対象施設の費用負担の軽減や平準化、民間活力（PPP 手法）の活用、計画を前倒しで実施するなどによる計画の見直しを行うとともに、長期財政計画を策定し、公共施設あり方計画との連動を図ることとします。

なお、試算結果の詳細については、「高浜市長期財政計画」に掲載しています。



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時））

表 集中時期における主な対象施設

第 1 期 集中時期	<p>【大規模改修】</p> <p>吉浜小学校、吉浜北部保育園、吉浜幼稚園、港小学校、高浜ふれあいプラザ、高浜中学校、高浜南部幼稚園、高浜幼稚園、南中学校、高浜南部ふれあいプラザ、高取小学校</p>
第 2 期 集中時期	<p>【大規模改修】</p> <p>翼小学校、吉浜ふれあいプラザ、高浜エコハウス</p> <p>【建替え】</p> <p>吉浜小学校、高浜中学校、吉浜幼稚園、港小学校、高浜ふれあいプラザ、吉浜北部保育園、高浜南部幼稚園、南中学校、高取小学校、高浜南部ふれあいプラザ</p>

(4) 改善項目のまとめ

1 1 4 施設

令和3年度まで維持した場合の試算結果

総額 約 522.5 億円 (年平均 13.1 億円)

1 1 4 の施設を維持
すると財政が破たん

行政サービスを
維持していく
ために

民間所有施設を除く 90 施設を対象

維持していく施設と総量圧縮
を図る施設の棲み分けにより

改善項目①

- ・ 今後も維持していく **50 施設**の更新費用
総額 約 339.1 億円 (年平均 9.2 億円)
- ・ 総量圧縮を図る **40 施設**の更新費用
総額 △約 183.4 億円 (約 35%削減)
(・ 総量圧縮した施設の維持管理・運営費用)
(総額 △ 約 93 億円)

更新時期の長寿命化により
(大規模改修 35 年・建替え 70 年)

改善項目②

- ・ ハコモノ施設の長寿命化による更新費用
総額 約 293.6 億円 (年平均 7.9 億円)
- ・ 長寿命化による削減効果
総額 △約 45.5 億円 (約 13%削減)

4-3 施設保全方針

(1) 施設保全方針の目的

本方針は、公共施設マネジメント基本方針及び施設改善方針に基づき、今後も維持していくとしたハコモノ施設の耐用年数の長寿命化やコスト平準化を考慮した保全スケジュールを作成するため、市民の貴重な財産であるハコモノ施設を安心・安全に継続して利用できるよう、具体的な維持管理や効率的かつ効果的な保全を行うための考え方をまとめています。

本方針に基づく公共施設総合管理計画推進プランは、今後の社会情勢の変化や市民ニーズの変化等に対応できるよう定期的に見直しを行います。

(2) 目標耐用年数の設定

ハコモノ施設の長寿命化の目標として、施設使用の計画期間である「目標耐用年数」を設定します。

目標耐用年数について、当初計画では以下のように設定していました。

(当初計画における目標耐用年数)

- ・ 躯体の健全性を確認できる場合は目標耐用年数を 70 年と設定



その後、個別施設計画として、高浜市学校施設長寿命化計画及び高浜市立幼稚園長寿命化計画が国（文部科学省）の指針を踏まえて令和 2 年度に策定され、これらの計画ではいずれも、目標耐用年数を 80 年程度と設定されました。

学校は他の施設の複合先となりうる拠点施設であり、学校の目標耐用年数が延伸したことにより、他の施設においても今後の保全のあり方を考え直す必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、ハコモノ施設全体について目標耐用年数を以下のように見直します。

(本計画における見直し後の目標耐用年数)

- ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に関しては、耐久性の高低における高品質（Y100）と普通品質（Y60）の間の概ね中間値を採用し 80 年程度とします。
- ・ 鉄骨造に関しては、上記と同様の考え方にに基づき 80 年程度とします。
- ・ ただし、個別施設計画等を策定している施設については、採用された目標耐用年数に準じるものとします。

なお、この設定は、下表に示す「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考としています。

表 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 レンガ造	木造
	高品質の場合	普通の品質の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の場合	普通の品質の場合			
学校・官庁	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y60 以上
住宅・事務所・病院	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上
店舗・旅館・ホテル	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上
工場	Y40 以上	Y25 以上	Y40 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上

※表における「高品質」、「普通の品質」の区別は、耐久性の高低を示す



出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

表 目標耐用年数の級の区分の例

級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y 150	150 年	120 年～200 年	120 年
Y 100	100 年	80 年～120 年	80 年
Y 60	60 年	50 年～80 年	50 年
Y 40	40 年	30 年～50 年	30 年
Y 25	25 年	20 年～30 年	20 年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）



目標耐用年数	
鉄筋コンクリート 鉄骨鉄筋コンクリート	鉄骨造
80 年程度	80 年程度

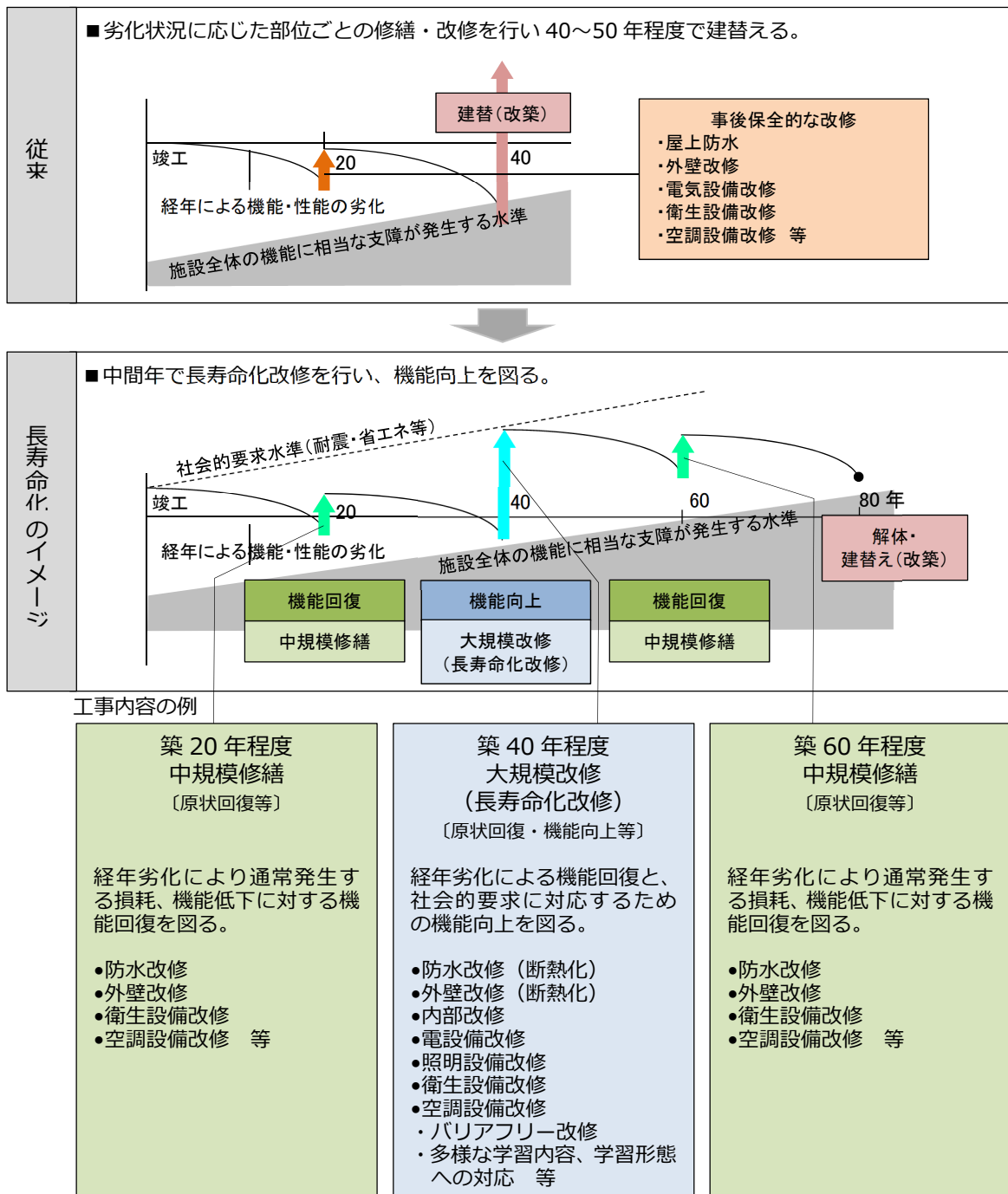
（出典：高浜市立幼稚園長寿命化計画（令和3年3月策定））

(3) 修繕・改修周期の設定

建築物は、経年により劣化するとともに、耐震性能や省エネ性能等の社会的要求の高まりへの対応も求められます。

そこで、20年程度の周期で部位の更新時期に合わせた修繕を行うことを基本とします。加えて躯体の目標耐用年数の中間年で、新築時の整備水準を超える長寿命化改修を行うことで、建築物を使用している間、建築物に求められる性能が維持できる状態とします。

図 修繕・改修・建替えの標準イメージ
(躯体が健全で80年程度まで使用できる場合)

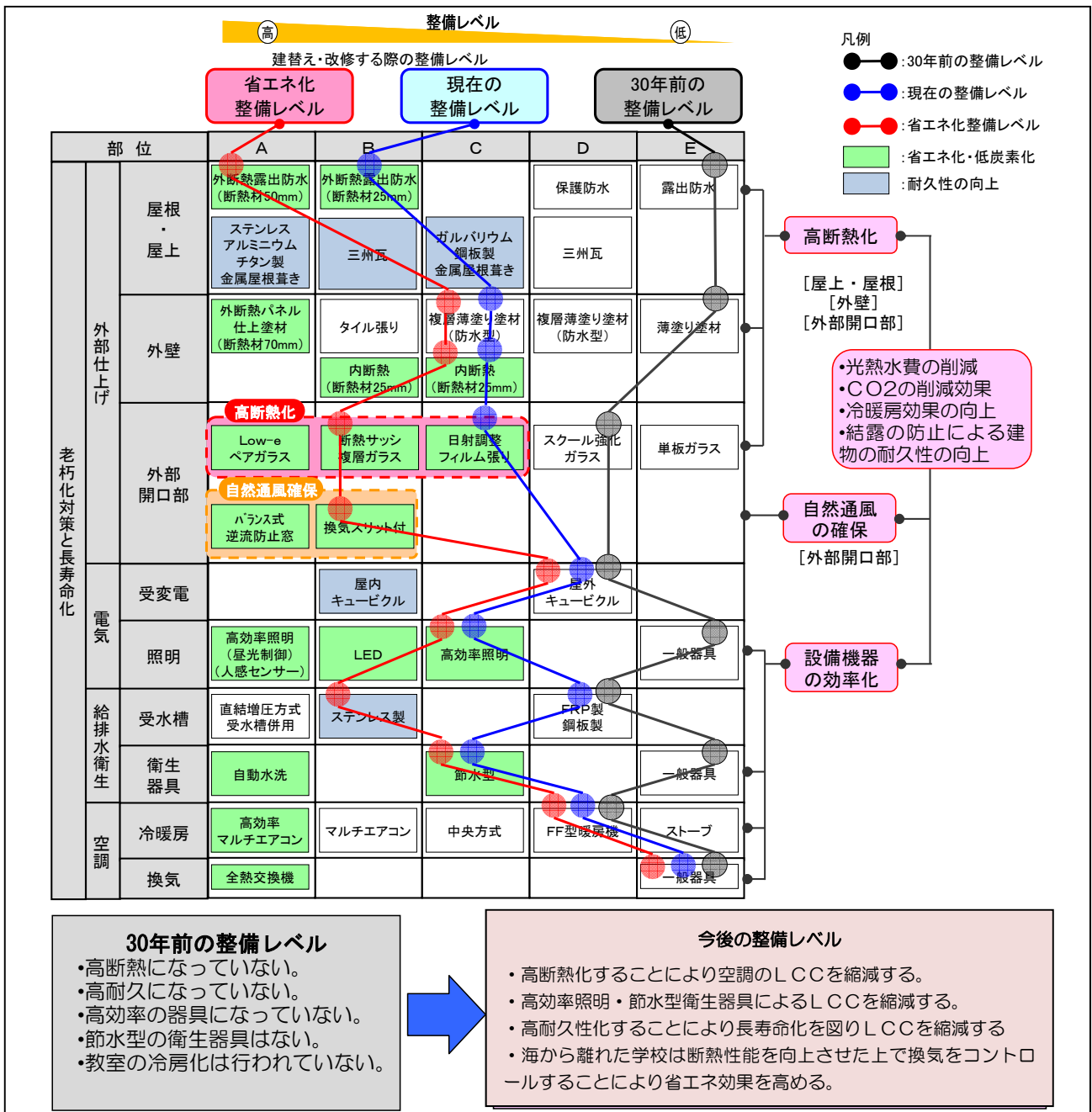


(4) 今後の建替え・大規模改修の整備レベル

今後、ハコモノ施設を更新していく場合の整備レベルのモデルとして、ハコモノ施設の大半を占め、昭和50年代に多く建築された学校施設をとりあげ、改修工事の内容を検討します。

① 整備レベルの設定

30年前の整備レベルは、現在の省エネルギー化等の社会的要求に対応できていないとは言えません。整備レベルについては、大規模改修の仕様にかかる整備レベルを比較すると、下図のとおりです。この比較を踏まえ、今後の整備レベルを下図のとおり設定します。



大規模改修の整備レベル (学校校舎の例)

②今後の維持管理のあり方

施設の長寿命化を図るためには、耐用年数の中間年で実施する大規模改修（長寿命化改修）に加え、各部の定期的な修繕を実施し、施設を安全で良好な状態に保つことが必要です。そこで、概ね 20 年周期で行う工事と、それ以外に緊急的に行う修繕を分け、それぞれ年あたりの金額を設定します。

今 後	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の事後保全から時間基準保全を基本とした予防保全に切り替えるとともに、施設の規模や位置づけ等に応じて状態監視保全を推進し、施設の定期点検等に基づく修繕等を実施する。(※) ・屋上防水や外壁は概ね 20 年周期で全面的に修繕を実施する。 ・鉄部は錆を防ぐため、定期的に塗装する。 ・給排水ポンプ、空調機器、受変電機器、設備配管は、定期的な修繕・更新を実施する。
--------	--

※ 保全手法の定義・管理方法について

保全手法	定義	管理方式	管理方法
予防保全	部位や設備の故障等の不具合が生じる可能性が高いと予測された場合に、予防的な措置として修繕等を計画的に行う保全方法	時間基準保全	事前に決められた時間間隔や予定の累積稼働時間に達したときに、修繕等を実施する管理方法
		状態監視保全	定期点検や動作確認により劣化傾向がみられた場合、部位や設備の劣化が深刻な状況となる前に、修繕等を実施する管理方法
事後保全	部位や設備の機能や性能の異常など不具合が生じた段階で、修繕等の処置を行う保全方法	適宜措置方式	劣化・機能停止等の発生状況に応じて適宜、対処する管理方法

(5) 保全スケジュールの作成

保全スケジュールは、令和 33 年度までのハコモノ施設に係る大規模改修及び建替え等の費用が、今後どの時期にどのくらい必要になるのかを示します。

保全スケジュールの作成にあたっては、公共施設マネジメント基本方針による中・長期的な視点からのマネジメントの考え方及び、施設の実態を踏まえた施設機能の複合化等の方針、また、施設改善方針で示した長寿命化によるコスト削減、機能の複合化・運営の見直し等による総量圧縮、長期財政計画に基づき作成します。さらに、更新時期が単年度に集中することを防ぐため、施設の保全優先度を設定し、投資的経費の平準化を図ることや、施設の劣化状況を踏まえ、早急な修繕が必要となる施設を把握し、優先的に修繕を実施するなどとしたスケジュールをまとめました。

この保全スケジュールは、前項の改善方針及び本方針を踏まえ、「高浜市公共施設総合管理計画推進プラン」において、各年次に更新を予定する施設名および概算更新費用を示します。

なお、当初計画では、目標耐用年数を 70 年と設定していましたが、今回の改定で原則 80 年に延伸しており、さらに、状態監視保全の考え方を取り入れたことから、これらを踏まえて「高浜市公共施設総合管理計画推進プラン」を見直す必要があります。

4-4 複合化施設の跡地活用方針

(1) 跡地活用に関する基本的な考え方

長期財政計画から今後の社会情勢や景気の動向を考慮すると、さらに厳しい財政状況が見込まれるということを踏まえ、公共施設マネジメント基本方針に基づき、行政サービスを維持していくための財源確保として、機能の複合化や機能移転等、施設の総量圧縮により生じた未利用資産について、資産の売却、貸付などの方法について検討します。

①行政計画実現のための活用

本市では、施策分野別に関連する計画を策定しており、「公共施設あり方計画」においても各行政計画との整合を図るとしてしています。これらの計画の実現に向け、必要となるサービスを提供する施設に対して、跡地などの未利用地を活用します。

②行政サービスを提供する民間事業者の活用

保育所、福祉施設など行政サービスを提供する事業を民間事業者が行う場合は、施設跡地を売却又は長期的に貸し付けすることにより民間事業者の円滑な事業展開を促進します。

③資産としての活用

機能移転した公共施設の跡地については、自主財源を確保するため、原則として売却します。

④既存建物の活用

建物の耐用年数に達するまでの期間が十分残されており、安全が確保され、まだ利用が可能な施設については、保有形態の見直しの観点から、地域団体や民間事業者は無償譲渡あるいは貸し付けるなどの検討を行います。

第5章

インフラ長寿命化計画

5-1 インフラ長寿命化方針

第3章の公共施設総合管理計画の全体方針に基づき、インフラ施設にかかる大方針は次のとおりです。

大方針

1. インフラ機能の確実な維持管理による安心・安全の確保

市民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設は、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、市民の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組みを確実に推進します。

2. 中長期的な視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況の下、必要なインフラ機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らして、的確に維持管理・更新等を行うことで、中長期的な費用の縮減や予算の平準化を図る必要があります。コスト縮減や優先順位付けにより平準化を図ることにより、インフラ施設にかかる投資費用を確保します。

5つの柱

(1) 定期的な点検による損傷程度の早期把握、点検結果や補修履歴等の蓄積、活用促進

インフラは、利用状況や設置された環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時間とともに変化していきます。

施設を安全に利用できる状態を保つためには、施設状況の変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという認識に立ち、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断、修繕等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていきます。

(2) 社会構造の変化に対応した適正な供給と新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応

今後の周辺環境の変化や将来人口の変化に伴う市民ニーズなど、長期的な時代の変

化への対応を検討します。

そのため、老朽化対策の検討にあたっては、インフラ施設であっても、その時点で果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性を再検討するとともに、広域的な周辺環境の変化を考慮した対応が必要です。その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて、社会情勢の変化に応じた質的向上等を図ります。一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組みを推進します。

(3) 施設情報のデータベース化と施設ごとの特性を考慮した中長期的な取組みの実施

固定資産台帳等による施設データの一元管理や、高浜市が目指す将来都市像を実現するためのまちづくりに向け、上位計画である総合計画や関連計画である都市計画マスタープランなどのとの整合性を踏まえた取組みを検討します。

また、維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上であることを認識し、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していきます。

(4) ライフサイクルコストを考慮した効果的な長寿命化対策等による維持管理コストの縮減

将来にわたる施設の維持管理費や修繕費等、長期的な視点でコストを把握し、財政負担の軽減と計画的な財政支出を図るためには、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要となります。

このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微な早期の段階に予防的な修繕等を実施するなどのインフラの長寿命化対策により、機能の保持・回復を行う取組みを推進し、中長期的な維持管理・更新等に係る費用の縮減を図ります。

(5) 民間活力(PPP/PFI)などの導入の検討

指定管理者制度やPFI等のPPP手法(公民連携)を導入するなど、民間活力を活用し、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減につながる手法を検討します。

また、点検・診断、修繕、更新等を担う民間企業が、その担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築します。

5-2 インフラ施設個別方針

本方針については、インフラ長寿命化方針をもとに、施設の長寿命化の考え方及び維持管理・更新等の考え方を以下に示します。

(1) 道路・橋りょう

①長寿命化の考え方
<ul style="list-style-type: none">・道路は、国の基準である「総点検実施要領（案）【舗装編】（平成 25 年 2 月）」に基づき、路面性状調査を実施し、適切な維持管理水準を定めた舗装維持修繕計画により、効率的な維持管理を推進します。・道路附属物は、国の基準である「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 26 年 6 月）」に基づき、5 年に 1 回の頻度で定期点検を実施し、長期修繕計画を策定した上で計画的な修繕を行うことで長寿命化を図ります。・橋りょうは、国の基準である「道路橋定期点検要領（平成 26 年 6 月）」に基づき、橋長 2.0m 以上の橋、高架の道路等について、5 年に 1 回の頻度で近接目視による定期点検の結果から長期修繕計画を策定し、計画的な修繕を行うことで長寿命化を図ります。
②点検の状況
<ul style="list-style-type: none">・市道の内、1・2 級路線は、路面性状調査を終えています。・市が管理する橋梁 42 橋については、すべて点検済みです。
③維持管理の状況
<ul style="list-style-type: none">・路面性状調査の結果を受け、補修の優先順位が高い箇所から、状況に応じた舗装修繕を行っています。・生活道路については、日常の道路パトロール等により、損傷状況の把握に努め、常温合材等を用いた応急補修、部分打ち替え等の補修を行っています。
④維持管理の方向性
<ul style="list-style-type: none">・幹線道路については、路面性状調査の結果から「舗装維持修繕計画」※¹を策定し、適切な維持管理水準で修繕を行うことで、将来のコスト削減への取組みを進めています。・道路附属物（道路照明灯など）については、今後、安全性の総点検を実施し、施設の機能を保全するための修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新します。・橋りょうについては「定期点検実施要領」※²により義務付けられた 5 年に一度の近接目視点検を実施し、「高浜市橋りょう長期修繕計画」※³に基づき、計画的な予防保全による長寿命化対策を実施していきます。・それぞれ定期点検を継続し、補修履歴の管理を進めることで、計画的な修繕を行い、大規模修繕にかかる費用を平準化します。

⑤防災対応

- ・橋梁点検の結果を受け、緊急性及び緊急輸送路^{※4}に指定している優先順位の高い橋りょうを対象に予防保全を進めていきます。
- ・耐震診断の結果により、耐震性能を有していない橋りょうについては、耐震改修を進めていきます。

※1 舗装維持修繕計画

舗装の維持管理水準を定め、優先順位に基づき、計画期間に修繕を実施する箇所を示した計画です。

※2 定期点検実施要領

国土交通省道路局が地方自治体への技術的助言として、平成26年6月に定めた道路橋定期点検要領を指します。定期点検の内容や様式を定めています。

※3 高浜市橋りょう長期修繕計画

橋りょうを長寿命化するために計画的な予防保全を実施する年次を定めた計画です。

※4 緊急輸送路

高浜市地域防災計画で定める地震発生時に通行を確保すべき道路のことです。

(2) 河川

①長寿命化の考え方

- ・国の基準である「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（平成27年3月）」及び「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）（平成27年3月）」、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）（平成27年3月）」に従い、年に1回以上の点検を行い、ゲート及びポンプについては、維持管理台帳を作成した上で中長期保全計画を策定することで長寿命化を図っていきます。

②点検の状況

- ・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。

③維持管理の状況

- ・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。

④維持管理の方向性

- ・本市の河川は、県が管理する2級河川及び衣浦港に流入しており、一体的な管理が必要です。
- ・護岸等は、適正な維持管理により機能の維持が可能です。
- ・準用河川については、現況や改修状況を把握し、治水安全度を基に保全・更新方針を今後定めていきます。
- ・様々な形態を有している既存の護岸や樋門・樋管などの施設について、データの収集・整理に努め、点検等で判明した損傷箇所の効果的・効率的な修繕を図ります。
- ・今後、河川の長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理を行います。

⑤防災対応

- ・流入先の河川管理者である、県と連携を図り、治水対策^{※1}を進めていきます。

※1 治水対策

河川改修等の対策に加え、雨水の流出抑制対策として、流域における貯留・浸透等の対策や流域における土地利用等の対策を実施することです。

(3) 公園

①長寿命化の考え方
・国の基準である「公園施設の安全点検に係る指針(案) (平成 27 年 4 月)」に基づき、定期点検を実施し、「高浜市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を実施することで長寿命化を図ります。
②点検の状況
・遊具等の施設については、毎年専門業者による定期的な点検を委託し、老朽化等による故障や破損への対応を行っています。
③維持管理の状況
・専門業者による定期的な点検結果をもとに、経年劣化による施設の損傷等を修繕しています。
④維持管理の方向性
・公園施設の長寿命化を進めるとともに老朽化が著しい施設については、今後の維持管理費等を比較し遊具の更新並びに施設の集約化を進めていきます。 ・公園が市民にとって最も身近な施設として愛されるよう、利用者主体の維持管理や遊具等の公園施設づくりを通して、コミュニティ機能の向上、市民との協働体制の構築や発展を促し、快適な居住空間の形成につなげていきます。
⑤防災対応
・公園においては、必要に応じた防災機能の充実を図っていきますが、主たる防災機能は、避難場所としての機能を保全していきます。

(4) 上水道

①長寿命化の考え方
・高浜市水道事業計画（平成31年3月策定）に基づき、長寿命化を推進していきます。
②点検の状況
・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。
③維持管理の状況
・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。
④維持管理の方向性
・管路については、計画的な修繕や耐用年数を見直し、管路の維持管理やモニタリングを強化することにより、長寿命化を図ります。 ・布設した年代により、既設水道管の耐用年数の見直しや支出の平準化を図ります。 ・計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、設備類については、更新計画に基づき予防保全型の更新を図ります。
⑤防災対応
・今後、管路の耐震化を順次進めていきます。令和3年度末での管路の耐震化率は総配水管延長に対して29.19%となっており、基幹管路（口径300mm以上）では22.25%となっています。配水場については、2施設とも耐震対応施設となっています。

(5) 下水道

①長寿命化の考え方
・国の基準である「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月）」及び「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月）」に基づき、長寿命化計画を策定していきます。
②点検の状況
・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。
③維持管理の状況
・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。
④維持管理の方向性
・ストックマネジメントの観点に基づいて、下水道管路の状態を適正に把握・評価して、計画的かつ効率的に管理しながら、優先順位に応じた更新あるいは修繕を実施していきます。 ・ライフサイクルコストの最小化を図るため、点検調査結果に基づいて効率的に更新、あるいは修繕を実施していきます。 ・調査結果や更新・修繕履歴を継続的に蓄積し、情報システムの効率的な運用を推進していきます。 ・膨大な管路延長の維持管理更新に対して、事業費の平準化を図ります。
⑤防災対応
・都市化による雨水の急激な流出や突発的な豪雨により、近年、日本各地で水害が多発しており、本市でも時間雨量50mm程度の降雨に対し、浸水が防げるように雨水管の整備を進めています。

第6章

公共施設の更新費用推計

6-1 公共施設の更新費用推計にあたっての条件整理

前章までに示した内容及び各個別施設計画を踏まえ、公共施設の更新費用を推計しました。推計条件は以下のとおりです。

- 基準年は「高浜市公共施設総合管理計画」策定直後の平成 28(2016)年度とします。
- 推計期間は 10 年間（2016 年～2025 年）及び 40 年間（2016 年～2055 年）とします。
- 個別施設計画等で更新費を算出している場合は、その値を用います。
- その他の費用は、一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」によります。

6-2 ハコモノ施設の更新費用推計

ハコモノ施設では、長寿命化対策を行うことにより、10 年間（2016 年～2025 年）で約 11.8 億円、40 年間（2016 年～2055 年）で約 191.9 億円の削減効果があります。

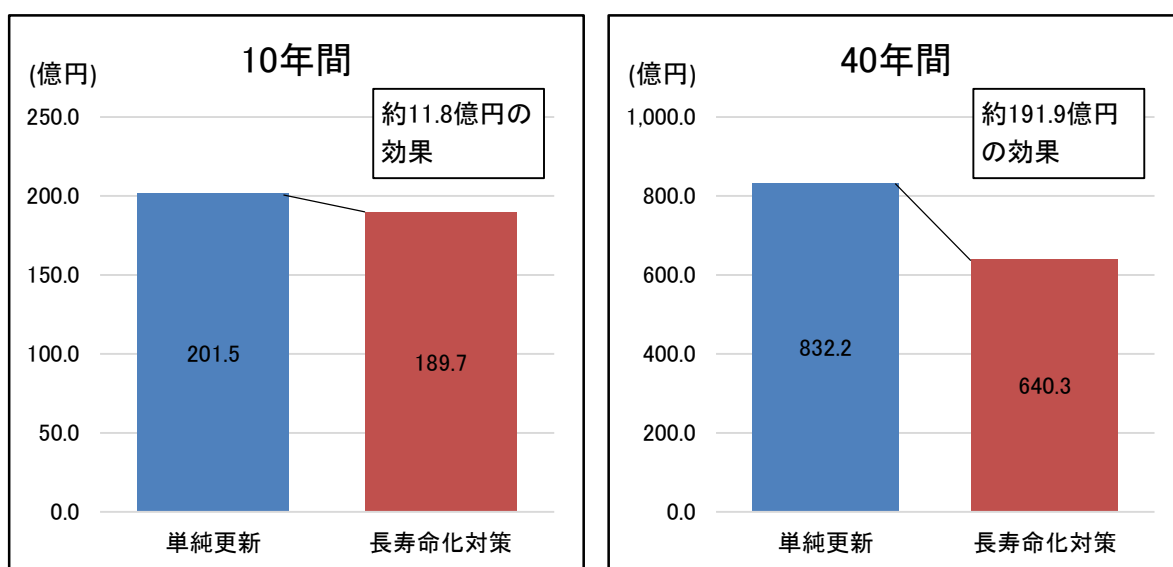


図 ハコモノ施設で長寿命化対策を行った場合の更新費用削減効果

6-3 インフラ施設の更新費用推計

インフラ施設（道路・橋梁・河川・公園・上水道・下水道）では、長寿命化対策を行うことにより、10年間（2016年～2025年）で約5.5億円、40年間（2016年～2025年）で約94.0億円の削減効果があります。

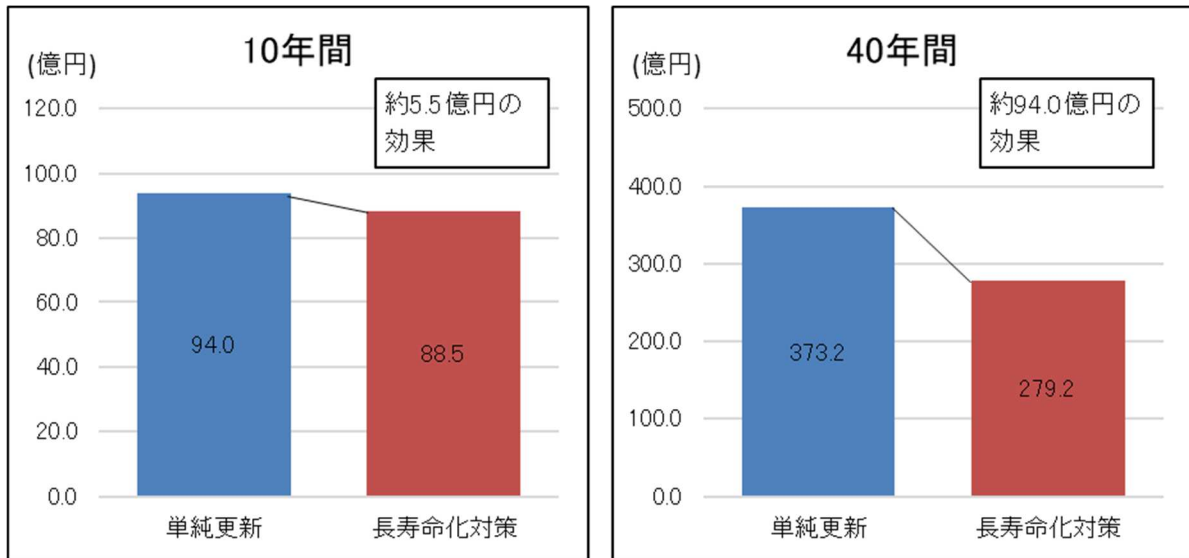


図 インフラ施設で長寿命化対策を行った場合の更新費用削減効果

6-4 公共施設全体の更新費用推計

長寿命化対策を行うことにより、全体（ハコモノ施設及びインフラ施設）では、10年間で約17.3億円、40年間で約285.9億円の更新費削減効果があります。

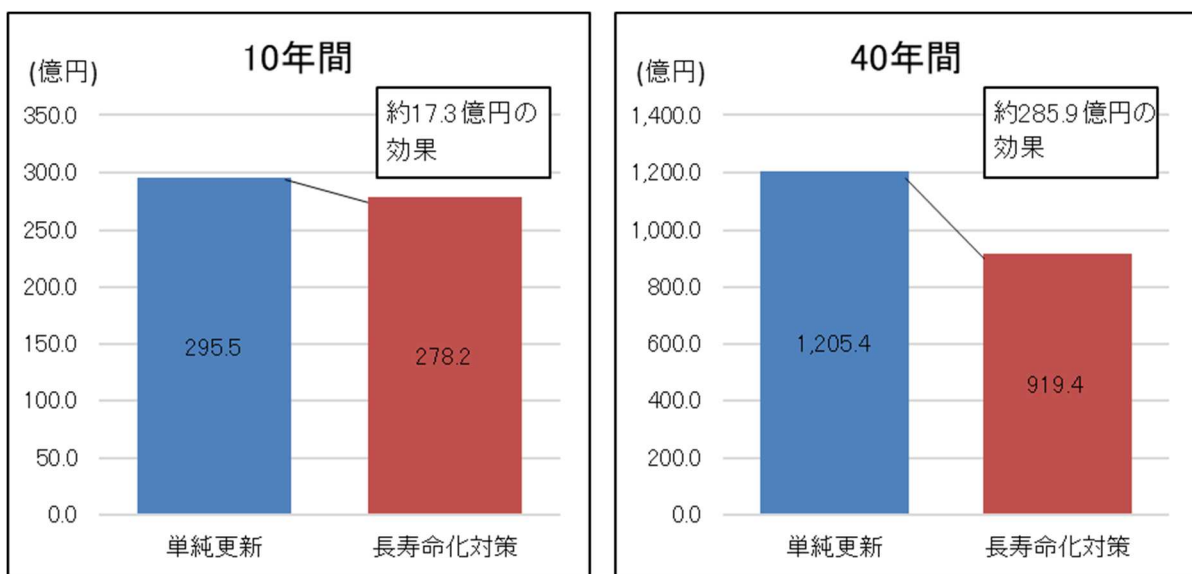


図 長寿命化対策を行った場合の更新費用削減効果

表 長寿命化対策を行った場合の更新費用削減効果

【10年間(2016年～2025年)の場合】

(単位：千円)

		単純更新 した場合	長寿命化対策 を行った場合	長寿命化対策 等の効果額	【参考】過去 5年間の経費
普通会計	ハコモノ施設	20,153,385	18,970,507	▲ 1,182,879	1,505,349
	インフラ施設	1,677,200	1,542,687	▲ 134,513	179,110
	小計	21,830,585	20,513,194	▲ 1,317,392	1,684,459
公営事業会計	ハコモノ施設				
	インフラ施設	7,721,400	7,307,210	▲ 414,190	1,007,524
	合計	7,721,400	7,307,210	▲ 414,190	1,007,524
合計		29,551,985	27,820,404	▲ 1,731,582	2,691,983

【40年間(2016年～2045年)の場合】

(単位：千円)

		単純更新 した場合	長寿命化対策 を行った場合	長寿命化対策 等の効果額	【参考】過去 5年間の経費
普通会計	ハコモノ施設	83,218,183	64,028,153	▲ 19,190,030	1,505,349
	インフラ施設	10,132,700	10,190,087	57,387	179,110
	小計	93,350,883	74,218,240	▲ 19,132,643	1,684,459
公営事業会計	ハコモノ施設				
	インフラ施設	27,187,000	17,728,760	▲ 9,458,240	1,007,524
	小計	27,187,000	17,728,760	▲ 9,458,240	1,007,524
合計		120,537,883	91,947,000	▲ 28,590,883	2,691,983

公営事業：上水道・下水道

第7章

公共施設総合管理計画の推進体制

7-1 公共施設総合管理計画を推進するために

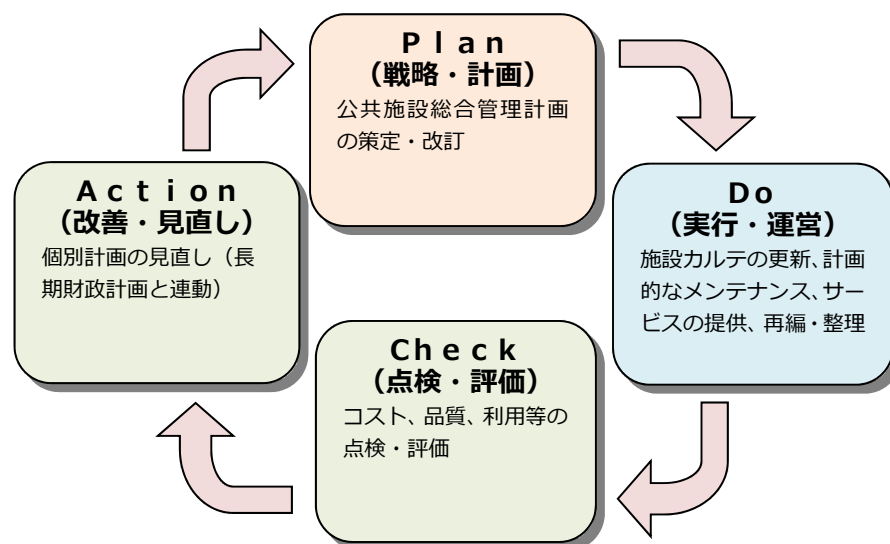
(1) 計画の推進

公共施設マネジメントの全体方針となる「高浜市公共施設総合管理計画」は、市民と問題意識を共有しながら、互いに知恵と工夫を出し合い、市と議会、市民との協働により計画を推進していくことが大切です。

本市の取組みは、これまでに経験したことがない取組みとなりますが、この取組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、長期にわたる公共施設マネジメントの理念を一貫するための条例である「高浜市公共施設マネジメント基本条例」を制定し平成27年10月から施行しました。

これから本計画を着実に進めていくために、ハコモノ施設については、今後適切な補修・大規模改修を行うことにより、建替えの周期を60年から80年に延命化するとしての施設の長寿命化、機能の複合化や集約化による施設の総量（総延床面積）圧縮についての具現化を進めていきます。また、インフラ施設については、メンテナンスサイクルを構築し、計画的な修繕を進めていきます。

その取組みとして、厳しい財政状況の中、本計画を推進するための推進体制の整備や、PDCAサイクルをまわす仕組みを構築するとともに、計画の進行管理を行っていきます。この取組みにより、高浜市の次世代に安定して行政サービスが提供できるよう、長期財政計画と連動しながら、限られた財産の有効活用を図っていきます。



(2) 全庁を挙げた推進体制

公共施設マネジメントは、市の財政事情からみえる現状と課題から、単に費用をカットして財源を捻出すれば良いという問題ではありません。市民に対する行政サービスとして、どのようなサービスを提供し、そのためにどのような施設を使うか、優先順位をどのようにつけていくか、市民がどんなサービスの提供を求めているのか、民間の知恵をどのように使うかなどを総合的に考える自治体経営そのものです。

本計画を進めていくうえでは、施設について、個別の判断を施設所管グループに委ねると、所管する施設のみの考え方に偏り、総合的な視点に立っての判断がつかず、結果的にマネジメントすることが困難になってしまいます。

そこで、「高浜市公共施設マネジメント条例第4条2項」に基づき本計画を着実に推進していくため、トップマネジメントによる推進体制として、市長をトップに、各部署局長で構成する「公共施設総合管理計画推進本部会議」を設置しました。

「公共施設総合管理計画推進本部会議」では、組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で、「公共施設総合管理計画」の検証や見直し、個別施設の更新にかかる計画に対しての調整及び了承、施設の改修等の優先順位付けの決定や全体方針との調整等の役割を担うとともに、「公共施設総合管理計画」の進行管理を行います。なお、「公共施設総合管理計画推進本部会議」の事務局は、総務部財務グループが行います。

また、「公共施設総合管理計画推進本部会議」の下部組織として、各検討部会を必要に応じて設置し、個別施設の課題や市民とのワークショップ、施設跡地の検討等を行い、随時「公共施設総合管理計画推進本部会議」に報告を行います。

(3) 公共施設マネジメント推進委員会

本市では、これまでにハコモノ施設を対象に今後の全体方針をまとめた「公共施設あり方計画」の策定などを目的とした第三者委員会を平成24年度に設置して、検討を進めてきました。

今後、ハコモノ施設にインフラ施設を加えた、公共施設に関わる計画を策定するため、公共施設に関する各専門分野の視点から、今後の公共施設のあり方について検討し、市に対して提言することなどを目的として、「高浜市公共施設マネジメント基本条例第8条」に基づき、第三者委員会を設置しています。

(4) 地域の提案などが反映できる推進体制

「公共施設総合管理計画」は、市民の理解と協力がなければ計画の目的を果たすことはできません。市民は施設を利用する利用者と施設にかかる費用を負担する納税者

の二面性をもっています。本計画の実現のためには、市民に本市の公共施設の現状と抱えている課題等をわかりやすく情報提供し、本計画に対する理解を得ることが必要です。

そのためには、市民の皆さまと公共施設の現状と課題等の情報を共有し、合意形成を図りながら推進していきます。その方法としては、アンケート調査、出前講座の実施、分かりやすいリーフレットの作成・配布、シンポジウムの開催などが考えられます。また、公共施設の大規模改修や建替え等の更新時に、市民の方々を交えたワークショップの開催や意見募集を行うなど、市民の意見が反映できるような仕組みを構築します。

卷末資料

I. 高浜市公共施設総合管理計画策定の経過

年度	月日	内容
平成22年度	11月1日	職員研修開催 【講演内容】 ○テーマ 「高浜市の公共施設のあり方 老朽化と再配置」 ○講師 東洋大学 根本祐二教授 公共施設のあり方の検討の必要性についての認識を共有
平成23年度	5月31日	公共施設マネジメント白書作成の為に職員プロジェクト設置
	3月28日	公共施設マネジメント白書作成
平成24年度	7月20日	公共施設あり方検討委員会の作業部会として職員で構成する公共施設あり方計画検討プロジェクトを設置
	8月15日	公共施設マネジメント白書公表
	8月20日	高浜市公共施設あり方検討委員会設置
平成25年度	4月22日	職員で構成する公共施設あり方計画推進プロジェクト設置
	1月	「新しい地域活動拠点の形成を目指して-基本方針-」を策定 (高浜市役所本庁舎、高浜小学校)
平成26年度	4月	・公共施設あり方推進本部会議設置 ・庁舎検討部会設置
	5月	公共施設保全計画策定
	6月25日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」を公表
	7月1日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」パブリックコメント実施 (~7/31)
	7月22日	公共施設あり方検討特別委員会(以降随時開催)
	8月29日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」高浜小学校区地区説明会
	9月19日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」港小学校区地区説明会
	9月25日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」吉浜小学校区地区説明会
	10月10日	学校施設検討部会設置
	10月16日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」高取小学校区地区説明会
	10月23日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」翼小学校区地区説明会
	10月27日	学校施設検討部会ワークショップを開催(全5回)
	3月10日	「高浜市役所本庁舎整備事業基本協定書」の締結
3月31日	「高浜市役所本庁舎整備事業 事業契約書」の締結	

平成27年度	5月21日	生涯学習施設検討部会設置
	7月1日	「高浜市公共施設マネジメント基本条例(案)」パブリックコメント実施(～7/31)
	8月5日	高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置
	8月12日	高浜小学校複合化施設整備検討結果報告書を議会提出
	9月	「高浜市公共施設マネジメント基本条例」制定
	10月20日	「高浜市の公共施設のあり方を考える講演会」 【講演内容】 ○テーマ 「公共施設「拡充」から「縮充」への新たな視点～わたしたちは何を選択するのか～」 ○講師 東洋大学 南 学 教授
	11月4日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 高浜小学校区対象説明会
	11月18日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 高取小学校区対象説明会
	12月2日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 港小学校区対象説明会
	12月16日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 吉浜小学校区対象説明会
	1月14日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 翼小学校区対象説明会
	2月16日	「高浜市公共施設総合管理計画(案)」パブリックコメント実施(～3/1)
	2月	高浜小学校等整備事業基本計画の公表
3月	「高浜市公共施設総合管理計画」策定	
平成29年度	2月15日	「高浜市公共施設総合管理計画(改定案)」パブリックコメント実施(～2/28)
	3月	「高浜市公共施設総合管理計画」改定
令和4年度	2月1日	「高浜市公共施設総合管理計画(改定案)」パブリックコメント実施(～2/15)
	3月	「高浜市公共施設総合管理計画」改定

II. 高浜市公共施設あり方検討委員会

高浜市公共施設あり方検討委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	設置要綱第4条第2項に基づく選出区分
委員長	南 学	第1号
職務代理者	谷 口 元	第1号
委員	小 松 幸 夫	第1号
委員	望 月 伸 一	第1号
委員	笠 松 栄 治	第2号
委員	小 笠 原 芳 夫	第3号

第1号 地方公共団体の行財政及び公共施設のあり方に関し、学識経験を有する者

第2号 市の行財政に専門的な知識を有する市民

第3号 高浜市の未来を創る市民会議財政分科会の市民リーダー

高浜市公共施設あり方検討委員会検討経緯

回	開催日	議題
第1回	平成 24 年 8 月 24 日	(1)委員長の選任及び職務代理者の指名について (2)高浜市の現状と課題の整理について (3)委員会の公開方法について
第2回	平成 24 年 10 月 14 日	(1)高浜市公共施設あり方計画マネジメント方針(案)について (2)今後の施設の建替え・改修にかかるコスト試算について (3)分野別(用途別)の方向性について
第3回	平成 24 年 12 月 16 日	(1)公共施設マネジメント基本方針(案)について (2)公共施設改善計画の方向性について (3)モデルケースのイメージについて
第4回	平成 25 年 2 月 9 日	(1)高浜市公共施設あり方計画(案)について ①公共施設マネジメント基本方針(案)について ②公共施設改善計画(案)について
第5回	平成 25 年 3 月 23 日	(1)高浜市公共施設あり方計画(案)について ①修正及び追加箇所の説明 ②来年度に向けて

高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 限られた財源及び資産をより有効に活用するため、高浜市公共施設マネジメント白書（以下「白書」という。）に基づき、高浜市公共施設あり方計画を策定することを目的として、高浜市公共施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設」とは、市が保有し、公共の用に供する施設のうち、道路、上下水道その他の社会的インフラを除いたものをいう。

2 この要綱において「高浜市公共施設あり方計画」とは、公共施設について、中・長期的な視点に立って、将来にわたる更新費用、費用対効果、施設機能及び政策の観点から検証し、優先順位、再配置方針、保全計画その他公共施設の適正な配置及び効率的な管理運営を行うための今後の方向性を示す計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 白書を踏まえた公共施設の評価及び分析に関する事項
- (2) 高浜市公共施設あり方計画の策定に関する事項
- (3) その他市における公共施設のあり方の検討に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方公共団体の行財政及び公共施設のあり方に関し、学識経験を有する者
- (2) 市の行財政に専門的な知識を有する市民
- (3) 高浜市の未来を創る市民会議財政分科会の市民リーダー

(任期)

第5条 委員の任期は、高浜市公共施設あり方計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(作業部会の設置)

第10条 委員会の作業部会として、市職員で構成する公共施設あり方計画検討プロジェクトチームを置く。

2 公共施設あり方計画検討プロジェクトチームに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画部経営戦略グループにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

Ⅲ. 高浜市公共施設マネジメント基本条例

市は、公共施設の老朽化問題に対する課題解決のため、将来を見据え、安定して行政サービスが維持していくことができるように、公共施設の総量圧縮、長寿命化などをふまえた全体方針である「公共施設あり方計画（案）」を平成26年6月に策定しています。

今後40年間にわたる「公共施設あり方計画」を着実に進めていくためには、市民の皆さんとともに公共施設の現状・課題に対する理解を深め、公共施設の老朽化問題が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすことがないように、持続可能な財政運営のもと、よりよい形で公共施設を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

このことから、この取組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定しました。

高浜市公共施設マネジメント基本条例

公共施設は、市民の日々の暮らしを支え、豊かにする市民の貴重な財産です。

高浜市が、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちであり続けるよう、私たち市民は、公共施設マネジメントに取り組み、私たちの財産である公共施設をより良いかたちで次の世代へと引き継いでいきます。

公共施設マネジメントは、市民一人ひとりの暮らしに直接関わる長期的な取組みです。私たち市民は、この取組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、ここに、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、公共施設の維持更新にかかる財政負担が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、公共施設マネジメントに関する基本的事項を定めるとともに、市及び議会の役割等を明らかにすることにより、持続可能な財政運営のもと、市民の財産である公共施設をより良いかたちで次の世代に引き継ぐことを目的とします。

（用語）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

（1）公共施設

市が保有し、又は借り上げている市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道等公用又は公共の用に供する施設をいいます。

（2）公共施設マネジメント

公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減し、平準化することをいいます。

(3)市民

市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及びこれらの者を主たる構成員とし、市内において非営利目的で活動する団体をいいます。

(4)関係団体

管理運営委託、指定管理者制度等により公共施設の管理運営を行う法人その他の団体をいいます。

(5)事業者

公共施設の営繕等を行う建設会社等の法人その他の団体及び個人をいいます。

(基本方針)

第3条 公共施設マネジメントは、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

(1)ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化等時代の要請に対応する取組みであること。

(2)安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること。

(3)利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること。

(4)民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること。

(5)トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること。

(市の役割)

第4条 市は、公共施設マネジメントの指針として公共施設全般にわたる総合的な計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画に関し、市長を長とする推進体制を整備し、全庁をあげて、公共施設マネジメントに取り組むものとします。

3 市は、第1項の計画と連動した長期の財政計画を策定するものとします。

4 市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします。

(議会の役割)

第5条 議会は、公共施設マネジメントに関する調査研究を行い、市民の意見が反映されるよう協議し、検討するものとします。

(関係団体及び事業者の役割)

第6条 関係団体及び事業者は、公共施設の管理運営、営繕等に関し、より有効な方法の追求や技術の向上に努めるものとします。

（市民の協力）

第7条 市民は、公共施設の現状や課題についての理解を深め、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努めるものとします。

（委員会の設置）

第8条 公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等を行う委員会を設置するものとします。

2 前項の委員会は、有識者により組織するものとします。

（委任）

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

IV. 高浜市公共施設マネジメント基本条例の解説

(前文)

公共施設は、市民の日々の暮らしを支え、豊かにする市民の貴重な財産です。

高浜市が、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちであり続けるよう、私たち市民は、公共施設マネジメントに取り組み、私たちの財産である公共施設をより良いかたちで次の世代へと引き継いでいきます。

公共施設マネジメントは、市民一人ひとりの暮らしに直接関わる長期的な取り組みです。私たち市民は、この取り組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、ここに、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定します。

【解説】

- この前文は、高浜市がこれまで取り組んできた公共施設のうち、建物（以下ハコモノ施設）の維持更新にかかる財政負担への対応に加え、道路、橋りょう等のインフラ資産を含めた、今後の公共施設のあり方に対して、これまでにない新たな取り組みへの挑戦を行う決意を示しています。
- 公共施設は、住民の福祉を増進することを目的とし、市民生活に必要なサービスを提供する拠点として、また、市民生活や経済活動を支える基盤として、市民の貴重な財産です。
- しかし、社会経済状況等の変化や少子高齢化の進行など、厳しい市の財政状況のもと、すべての公共施設を維持・更新していくことは、一方で必要な行政サービスを提供することができなくなり、市政運営に影響を及ぼすことになるだけでなく、次世代の市民に多くの負担を強いることとなります。
- ハコモノ施設があるからサービスを提供するのではなく、サービスを提供する場としてハコモノ施設があるという考えのもと、将来にわたって、多くの市民にサービスを継続して提供していかなければなりません。そのためには、市民と行政とが互いに知恵と工夫を出し合いながら進めていく必要があります。
- 一方、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産についても、安全・安心な市民生活や安定した経済活動を支える基盤を提供するためには、市民の安全確保はもとより、効率的かつ効果的な維持保全を行う必要があります。
- 私たちは、貴重な財産である公共施設の未来を見守り、誰もが安心して暮らせるまちにしていくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、公共施設の維持更新にかかる財政負担が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、公共施設マネジメントに関する基本的事項を定めるとともに、市及び議会の役割等を明らかにすることにより、持続可能な財政運営のもと、市民の財産である公共施設をより良いかたちで次の世代に引き継ぐことを目的とします。

【解説】

- 本条は、市、市民、議会等が一体となり、公共施設の維持更新にかかる財政負担への対応を、将来にわたって着実に進めていくため、長期にわたる取組みの理念を一貫するとともに、高浜市役所本庁舎整備事業の20年間の債務負担行為に対する附帯決議を踏まえ、制定するものです。
- 現在、本市の公共施設は、老朽化が顕著であり、その対策が急務であることから、早急な計画策定と着実な事業実施が求められてきました。その対応に係る方針として、平成26年6月に「高浜市公共施設あり方計画（案）」を策定しました。
- この計画は、今後40年間という長期間の計画であるとともに、道路・橋りょう、上下水道等のインフラ資産を除くハコモノ施設を対象とした計画ですが、インフラ資産もハコモノ施設と同様に老朽化が進んでいます。そのため、今後すべての公共施設のあり方を考えていくうえでは、インフラ資産を含めて、財政運営が持続可能となる根拠を持った計画とする必要があります。

参考 平成27年度施政方針(抜粋)

本市の取組みは、これまでに経験したことがない取組みですので、市民の皆さまには一定のご理解をいただき、共に知恵を出し合い、創意工夫をすることで、貴重な財産である公共施設を賢く使ってまいりたいと考えております。そして、この取組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、長期にわたる公共施設あり方計画の理念を一貫するための条例の制定を平成27年度中に検討してまいります。

参考 議案第24号平成26年度高浜市一般会計補正予算（第7回）に対する附帯決議（抜粋）

1. (仮) 公共施設適正化条例の制定
2. 第三者機関の委員会等が設置できる体制づくりの構築
3. 中長期的な整備計画・財政計画等の策定

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 公共施設 市が保有し、又は借り上げている市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道等公用又は公共の用に供する施設をいいます。
- (2) 公共施設マネジメント 公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減し、平準化することをいいます。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及びこれらの者を主たる構成員とし、市内において非営利目的で活動する団体をいいます。
- (4) 関係団体 管理運営委託、指定管理者制度等により公共施設の管理運営を行う法人その他の団体をいいます。
- (5) 事業者 公共施設の営繕等を行う建設会社等の法人その他の団体及び個人をいいます。

【解説】

○本条は、この条例を解釈する上で、重要な用語の意味を明らかにしたものです。

○第1号では、「公共施設」について定めています。具体的には、市が所有又は借り上げているハコモノ施設や、道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ資産をいいます。(一部事務組合、広域連合は除く)

※「公用」とは、地方公共団体がその事務・事業を執行するために使用する財産(例：庁舎、議事堂、試験場、研究所、実習船等)をいいます。

※「公共の用」とは、住民の一般的な共同利用を目的として供する財産(公の施設(例：道路、病院、福祉施設、学校、公園等))をいいます。

○第2号では、「公共施設マネジメント」について定めています。これは、公共施設の長寿命化、複合化、集約化、建替え及び廃止を行うことにより、市民に提供するサービスの維持・向上や、費用の軽減を図り、長期間にわたって持続可能な財政運営を行うための取組みをいいます。

○第3号では、「市民」について定めています。今後の公共施設のあり方を進めていくためには、公共施設の利用者だけでなく、様々な人・団体が関係するという考えから、「市民」の範囲を幅広くとらえています。

○第4号では、「関係団体」について定めています。具体的には、公共施設の管理運営委託、指定管理者制度、民営化など、公共施設の維持管理や運営を行う法人その他の団体をいいます。

○第5号では、「事業者」について定めています。具体的には、公共施設の整備に直接的に関わる建設会社等の法人その他の団体及び、個人事業主が挙げられます。

(基本方針)

第3条 公共施設マネジメントは、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

- (1) ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化等時代の要請に対応する取組みであること。
- (2) 安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること。
- (3) 利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること。
- (4) 民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること。
- (5) トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること。

【解説】

○本条では、本市が目指す公共施設マネジメントの基本的な考え方を定めています。

○第1号では、将来の人口推移や時代と共に変化していく市民ニーズに対応した、長期的な視点をもった取組みを実施することとしています。

※「ライフサイクルコスト」とは、公共施設が整備され、実際に運用され、維持修繕や改修などが行われながら、最終的に解体されるまでに係る費用の総額をいいます。

○第2号では、特に道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産は、市民生活の基盤であることから、適切な維持管理を行い、安全・安心を確保するための取組みを実施することとしています。

※「メンテナンスサイクル」とは、点検、診断、修繕等の措置など、維持管理の業務の循環過程をいいます。

○第3号では、特にハコモノ施設について、施設があるからサービスが提供できるという施設重視の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があるという機能を重視した考え方で、利用の状況などの実態を踏まえて、公共施設の複合化や集約化を行う取組みを実施することとしています。

○第4号では、公共施設の整備や管理運営に係る全てを公共で賄うのではなく、費用を比較検討したうえで、民間の技術や経験の活用も視野に入れた取組みを実施することとしています。

※「民間のノウハウや活力」とは、公共施設の整備、管理運営において、指定管理者制度やPFI等のPPP手法（公民連携）を導入するなど、民間活力を活用し、より効果的かつ効率的なサービスを提供することをいいます。

○第5号では、総合的な視点から将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設整備の優先順位付けなどの総合調整をトップマネジメントにより、進めていきます。

※「トップマネジメント」とは、総合的、長期的な視点に立って、組織の最高首脳部によるプランの決定、基本方針との調整等計画の推進体制をいいます。

(市の役割)

第4条 市は、公共施設マネジメントの指針として公共施設全般にわたる総合的な計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画に関し、市長を長とする推進体制を整備し、全庁をあげて、公共施設マネジメントに取り組むものとします。

3 市は、第1項の計画と連動した長期の財政計画を策定するものとします。

4 市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします。

【解説】

- 本条は、市が担うべき責務を定めたものであり、地方公共団体として果たすべき責任を「市」という主語を用いて定めています。「市」とは、市長及びその他の執行機関をいいます。
- 第1項では、「公共施設全般にわたる総合的な計画」について、国からの策定要請を踏まえ、計画を策定することとしています。
- 具体的には、公共施設の現状や長期的な視点に立ち、公共施設の長寿命化、更新等を計画的に推進することを目的として、平成26年6月に策定した「高浜市公共施設あり方計画（案）」に、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産を含め、「公共施設総合管理計画」として、今後20年間の方向性をまとめた計画を策定します。
- 第2項では、公共施設総合管理計画を推進する体制として、市長、副市長、教育長及び各部局長からなる「公共施設総合管理計画推進本部会議」を設置し、トップマネジメントによる公共施設マネジメントの推進や、各部局間の情報共有を図っていきます。
- 第3項では、これからの自治体経営の視点として、公共施設マネジメントに基づく計画策定だけでなく、市が提供している行政サービスのあり方を含めた両輪による取組みが必要となっています。
- 市が持続可能な財政運営を行うため、公共施設総合管理計画に連動して、財政負担の軽減や費用の平準化を図った20年間の長期の財政計画を策定することとしています。
- 第4項では、市民への十分な説明と意見交換、共通認識を持っていただくため、財政計画を含めた公共施設マネジメントの取組みの方向性や進捗状況等について、説明会やワークショップ、広報、市公式ホームページ等で随時公表していくことを定めています。

(議会の役割)

第5条 議会は、公共施設マネジメントに関する調査研究を行い、市民の意見が反映されるよう協議し、検討するものとします。

【解説】

- 本条は、高浜市議会基本条例の理念に基づき、議会が担うべき責務を定めたものであり、市民の代表としての役割を定めています。
- 議会は、昨年7月、公共施設の維持更新にかかる財政負担への対応が全国の自治体の課題であることを踏まえ、市の取組みが将来の高浜市の姿を見据えた適切な取組みとなっているかについて、「公共施設あり方検討特別委員会」を設置し、審査・調査・研究を行ってききましたが、議会として、これまでと同様に調査・研究を行うとしています。
- また、計画の策定、推進に対して、市民の意思を適切に反映させるため、市民に情報発信を行い、市民と情報共有を図り、意思の把握に努めるとしています。

参考 高浜市議会基本条例(抜粋)

(基本理念)

第2条 議会は、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、行政運営について審議及び決定する議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めるものとする。

2 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。

参考 公共施設あり方検討特別委員会について(抜粋)

4 目的

平成25年3月「公共施設あり方計画」が策定され、今後、まちづくり・公共サービスを提供するための拠点である公共施設の再編・更新がされようとしている。

公共施設の再生は、少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、行政環境の変化などにより、必然であるものの多額の財政負担が見込まれる。

よって、議会として真に必要とされる「公共施設の再生」を目指し、審査・調査・研究する。

(関係団体及び事業者の役割)

第6条 関係団体及び事業者は、公共施設の管理運営、営繕等に関し、より有効な方法の追求や技術の向上に努めるものとします。

【解説】

- 本条は、関係団体及び事業者の責務を定めたものです。
- 「より有効な方法の追求や技術の向上」とは、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び整備に関する情報の収集・検証やさらなる効率的な管理・保全の取組みを行うことなどをいいます。

(市民の協力)

第7条 市民は、公共施設の現状や課題についての理解を深め、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

- 本条は、今の世代が、負担を先送りすることなく、次の世代に対して責任を持ち、市が進める公共施設マネジメントの取組みに対して、参画と協力を努めることを定めています。
- 今後、厳しさを増すことが予想される社会経済情勢の中、公共施設マネジメントを進めていくためには、市の取組みに対する市民の理解と協力が不可欠です。
- 「参画」とは、市が主催する、説明会、ワークショップ等に参加し意見や思いを述べることなどをいいます。

(委員会の設置)

第8条 公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等を行う委員会を設置するものとします。

2 前項の委員会は、有識者により組織するものとします。

【解説】

- 本条は、高浜市公共施設あり方検討委員会の設置について定めています。
- この委員会は、市が取り組む公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直しに向けた提言を行うための第三者機関です。
- 本市では、これまでにハコモノ施設を対象に、今後の全体方針をまとめた、公共施設あり方計画の策定などを目的とした委員会を平成24年度に設置して、検討を進めてきました。
- 今後、ハコモノ施設にインフラ資産を加えた、公共施設全般にわたる計画を策定するため、公共施設に関する各専門分野の視点から、今後の公共施設のあり方について検討し、市に対して提言することなどを目的として、委員会を設置します。

○この委員会では、公共施設で今後どのように行政サービスを提供し、維持管理、統廃合、建替えを行っていくかという課題に対して、今ある公共施設を十分に活用し、公共施設を時代の「変化」に対応できる、高浜らしい身の丈に合った、次世代に継承できる、持続可能な公共施設へと「進化」させるため、第三者の立場から検証し、提言をいただきます。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項を、市長が別に定める旨を規定しています。

V. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会

1. 委員構成（敬称略）

役職	氏名	備考
委員長	南 学	東洋大学 客員教授
職務代理	谷口 元	名古屋大学 名誉教授
委員	松山 明	中部大学 工学部建築学科准教授
委員	児玉 善郎	日本福祉大学 学長
委員	深谷 直弘	副市長

（令和5年3月時点）

2. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会検討経緯

回	開催日	議題
第1回	平成27年8月5日	(1)委員長の選任及び職務代理者の指名について (2)高浜市の公共施設マネジメントのこれまでの取組みについて (3)高浜市の公共施設マネジメントの現状について
第2回	平成27年10月26日	(1)推進プランの見直し案について (2)インフラ施設の現状と課題及び基本的な方針について
第3回	平成28年2月12日	(1)高浜市公共施設総合管理計画（案）について (2)高浜小学校整備事業基本計画について (3)青少年ホームの跡地活用について
第4回	平成28年9月2日	(1)今年度の取組み内容について (2)高浜小学校等整備事業の進みぐあいについて (3)公共施設マネジメントの市民理解、合意形成のあり方について
第5回	平成29年3月22日	(1)高浜小学校等整備事業の進みぐあいについて (2)勤労青少年ホーム跡地活用事業の進みぐあいについて (3)公共施設総合管理計画の見直しについて
第6回	平成29年10月10日	(1)公共施設総合管理計画の進みぐあいについて (2)高浜小学校建替えに伴う複合化施設の跡地活用について (3)刈谷豊田総合病院高浜分院等の跡地活用について

第7回	令和元年8月28日	(1)かわら美術館のあり方について (2)図書館のあり方について (3)前回議題の進みぐあいについて (4)総量圧縮(解体工事)における諸問題(アスベスト除去等)
第8回	令和4年1月28日	(1)前回議題の進みぐあいについて【かわら美術館・図書館】 (2)公共施設総合管理計画の見直しについて

VI. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高浜市公共施設マネジメント基本条例(平成27年高浜市条例第30号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、高浜市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設マネジメントに関する計画の検討、進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等に関する事項
- (2) 将来にわたる公共施設のあり方の検討に関する事項
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部財務グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱の廃止)

2 高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱(平成24年8月20日施行)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

Ⅶ. 公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件①

公共施設の更新費用の試算については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成23年3月）」（財団法人自治総合センター）を基に作成した、「公共施設更新費用試算ソフト」（財団法人地域総合整備財団）を用いて試算しています。なお、試算条件については以下のとおりです。

（１）基本的な考え方

ハコモノ施設は種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から40年度分の更新費用を試算します。

インフラ施設のうち、道路については総面積について舗装の打ち替えを15年として1年あたりの平均額を計上し、橋りょう、上下水道については、総面積、総延長により試算します。

（２）耐用年数の設定

ハコモノ施設については、標準的な耐用年数「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」とされる60年を採用することとします。

インフラ施設のうち、道路は舗装の耐用年数に一般的な寿命を踏まえ15年とします。橋りょう、上下水道については法定耐用年数を採用し、それぞれ60年、40年、50年とします。

（３）更新年数の設定

ハコモノ施設の耐用年数は60年と仮定しますが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建替えを行うと仮定します。なお、試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上60年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、これらの仮定を更新年数に設定します。

インフラ施設については、現時点で更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、5年間で平準化します。

（４）建替え、大規模改修時の単価設定

公共施設等の建築物の更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に、用途別に4段階の単価を設定しています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定しています。

なお、大規模改修の単価は、6割と想定して単価を設定し、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定します。また、耐震補強費については既に多くの建物が基準に達しているため、本試算では計上していません。

表 総務省ソフトにおける標準単価（ハコモノ施設）

	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

表 総務省ソフトにおける標準単価（インフラ施設、主要4分野）

種別	更新年数	更新単価		
道路	15年	幹線道路		4,700円/㎡
		生活道路		
		自転車歩行者道		
橋梁	60年	PC（プレストレスト・コンクリート）橋、RC（鉄筋コンクリート）橋、石橋、木橋		425千円/㎡
		鋼橋		500千円/㎡
上水道	40年	導水管/送水管	管径300mm未満	100千円/m
			管径300~500mm	114千円/m
			管径500~1000mm未満	161千円/m
		配水管	管径50mm以下、管径75mm以下 管径100mm以下、管径125mm以下 管径150mm以下	97千円/m
			管径200mm以下	100千円/m
			管径250mm以下	103千円/m
			管径300mm以下	106千円/m
			管径350mm以下	111千円/m
			管径400mm以下	116千円/m
			管径450mm以下	121千円/m
			管径500mm以下	128千円/m
			管径600mm以下	142千円/m
			管径700mm以下	158千円/m
			管径800mm以下	178千円/m
			管径1000mm以下	224千円/m
下水道	50年	コンクリート管、陶管、塩ビ管、その他		124千円/m
		更生管		134千円/m

Ⅳ. 公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件②

1. 施設改善方針によるハコモノ施設の試算条件の見直し

①耐用年数の基準

ハコモノ施設については、標準的な耐用年数（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」とされる60年を基準として、建物の健全性を確認できる場合を前提に目標耐用年数を70年と設定し、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である建設後35年で建築物の大規模改修を行い、その後35年で建替えを行うと仮定します。

なお、耐用年数は建物の構造により異なりますが、本試算においては鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造の標準的な耐用年数である60年を一律の基準として試算を行います。

2. インフラ長寿命化方針によるインフラ施設の試算条件の見直し

①総務省試算ソフト以外の算出における試算条件

公園、河川の2分野については、総務省試算ソフトの対象外となるため、実績等から設定します。

- ・単価：実績等による更新単価（公園については、施設全体のリニューアルを想定、河川については、ブロック積み護岸を想定）
- ・周期：実績等による更新年数（公園については、費用対効果分析におけるライフサイクルを準用、河川についてはコンクリート構造物の一般的な耐用年数として想定）

表 実績等による標準単価（インフラ施設、主要4分野以外）

種別	更新年数	更新単価	
公園	50年	都市公園、市立公園	12千円/m ²
河川	60年	準用河川	280千円/m

②実態に合わせた試算条件の見直し

総務省試算ソフトにおける試算条件に対し、道路、上水道および下水道については、市の更新サイクルとの乖離が見られるため、実態を加味した場合の変更点を以下に示します。

道路については、幹線道路である一級市道、二級市道と生活道路であるその他市道とは交通量が異なり、舗装が損傷するまでの年数が異なることから、幹線道路を20年、生活道路を40年としました。なお、自転車歩行者道は生活道路と同等としています。また、生活道路・自転車歩行者道に関しては、下水道工事を行った際に舗装も更新されることを想定し、平成40年度までは1年当たりの1/2の面積で試算、平成41年度以降は1年当たりの2/3の面積で試算を行いました。

上水道および下水道については、関連するマニュアルに耐用年数の1.5倍という記述が見られることから、上水道を40年×1.5倍の60年、下水道を50年×1.5倍の75年で試算

しました。

河川については、集中的な投資を避けるために平成 46 年度に実際の整備年度が不明な分の延長が一括計上されているため、その分を平成 36 年度以降に計画的に改修を進めるものとし、2,000 万円/年を計上するとして試算しました。

表 試算条件の変更点

種 別		更新年数	備 考
道 路	幹 線 道 路	20年	
	生 活 道 路	40年	平成40年度まで1/2の面積で試算 平成41年度以降2/3の面積で試算
	自 転 車 歩 行 者 道		
上	水 道	60年	
下	水 道	75年	
河	川	変更なし	平成36年度以降2,000万円/年

IX. 用語集（50音順）

インフラ	インフラストラクチャーの略。 公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの総称。
稼働率	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
旧耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年の改正による前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震（震度5強程度）を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震（震度6強～7程度）でも倒壊・崩壊しないことが求められている。
公共施設マネジメント	本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。
ストックマネジメント	明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること
大規模改修	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和56年に改正された基準。
投資的経費	公共施設の建設・整備など、将来にわたる資産の形成のための工事や用地取得にかかる経費のこと。
ネットワーク型	施設に備える諸室等の機能について、施設間で連携・補完を行うことにより、地域等の単位全体として機能を満たしていること。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人など、だれもが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる、物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。公共施設のバリアフリー化とは、高齢者や障がいのある人などが利用しやすい施設にすることで、エレベータや身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置がこれに当たる。
PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法。

PDCA	事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立するしくみ。
PPP	官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障がい者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
フルスペック型	施設に備える諸室等の機能について、施設ごとに全てを満たしていること。
BOXカルバート	地中に埋設される中空の箱型のコンクリート構造物のこと。道路、水路、通信線等の収容など各種の用途に使用される。
ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

高浜市公共施設総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

令和 5 年 3 月改定

高浜市役所 総務部 財務グループ

〒444-1398

愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2

電話：0566-52-1111（代表）

